

平成 19 年旭市議会第 1 回定例会会議録目次

第 1 号 (2月28日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	5
議案上程.....	6
議案第 1 号 平成 19 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 19 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 19 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 19 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 19 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 19 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 19 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 19 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について	
議案第 10 号 平成 18 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 11 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
て	
議案第 12 号 平成 18 年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について	
議案第 13 号 平成 18 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 14 号 平成 18 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について	

- 議案第 15 号 平成 18 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 旭市監査委員事務局設置条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市副市長定数条例の制定について
- 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 33 号 市道路線の認定について

議案第 3 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 3 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 3 6 号 専決処分の承認について	
議案第 3 7 号 専決処分の承認について	
施政方針並びに提案理由の説明	8
議案の補足説明	2 5
散 会	7 6

第 2 号 (3 月 2 日)

議事日程	7 7
本日の会議に付した事件	7 7
出席議員	7 7
欠席議員	7 7
説明のため出席した者	7 8
事務局職員出席者	7 8
開 議	7 9
議案質疑	7 9
追加日程	9 6
常任委員会議案付託	9 7
常任委員会陳情付託	9 8
散 会	9 8

第 3 号 (3 月 5 日)

議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9
説明のため出席した者	9 9
事務局職員出席者	1 0 0
開 議	1 0 1

一般質問.....	1 0 1
1 1 番 木 内 欽 市.....	1 0 1
6 番 向 後 悦 世.....	1 2 5
1 番 伊 藤 保.....	1 3 4
2 番 島 田 和 雄.....	1 4 0
散 会.....	1 5 5

第 4 号（3月7日）

議事日程.....	1 5 7
本日の会議に付した事件.....	1 5 7
出席議員.....	1 5 7
欠席議員.....	1 5 7
説明のため出席した者.....	1 5 7
事務局職員出席者.....	1 5 8
開 議.....	1 5 9
一般質問.....	1 5 9
8 番 滑 川 公 英.....	1 5 9
4 番 伊 藤 房 代.....	1 7 7
2 1 番 高 橋 利 彦.....	1 8 8
2 4 番 神 子 功.....	2 1 3
散 会.....	2 2 7

第 5 号（3月19日）

議事日程.....	2 2 9
本日の会議に付した事件.....	2 2 9
出席議員.....	2 2 9
欠席議員.....	2 3 0
説明のため出席した者.....	2 3 0
事務局職員出席者.....	2 3 1
開 議.....	2 3 2

常任委員長報告.....	2 3 2
質疑、討論、採決.....	2 4 1
常任委員長陳情報告.....	2 4 8
質疑、討論、採決.....	2 4 9
議案上程.....	2 5 0
議案第 3 8 号 工事請負契約の締結について	
議案第 3 9 号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明.....	2 5 1
議案の補足説明.....	2 5 1
質疑、討論、採決.....	2 5 3
事務報告.....	2 5 6
閉 会.....	2 5 7

平成19年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成19年2月28日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 6 議案上程
- 第 7 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 8 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 8 議案の補足説明

出席議員（25名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也

1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 3 番 鈴 木 正 道
 2 6 番 林 一 哉

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 4 番 神 子 功

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 今 井 和 夫
 秘書広報課長 野 口 徳 和
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 主 幹 濤 川 孝三郎
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課主幹 加 瀬 恭 史
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 多 田 清 司
 監 査 委 員 長 平 野 哲 也

助 役 重 田 雅 行
 病院事業者 吉 田 象 二
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏
 環 境 課 長 小長谷 博
 健康管理課長 浪 川 敏 夫
 高齢者福祉課長 横 山 秀 喜
 農水産課長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 海上支所長 木 内 孫兵衛
 干潟支所長 木 内 國 利
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 在 田 豊
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 農業委員会事務局 小 田 雄 治

飯岡莊支配人 野 口 國 男 病院經理課長 鐫 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一 事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 1 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

○議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は25名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

○議長（嶋田茂樹） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（嶋田茂樹） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。13番、日下昭治議員、14番、平野浩議員、以上の 2 議員を指名いたします。

日程第４ 会期の決定

- 議長（嶋田茂樹） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第１回定例会の会期は、本日から３月19日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月19日までの20日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第５ 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 議長（嶋田茂樹） 日程第５、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林一雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林一雄議員を当選人に定めることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、林一雄議員が当選されました。

ただいま当選されました林一雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(嶋田茂樹) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第37号までの37議案であります。

配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第6 議案上程

○議長(嶋田茂樹) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第37号までの37議案を一括上程いたします。

議案第1号 平成19年度旭市一般会計予算の議決について

議案第2号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第3号 平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第4号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第5号 平成19年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第6号 平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第7号 平成19年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第8号 平成19年度旭市病院事業会計予算の議決について

- 議案第 9 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 18 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 18 年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 18 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 18 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 18 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 旭市監査委員事務局設置条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市副市長定数条例の制定について
- 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 33 号 市道路線の認定について

議案第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 35 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 36 号 専決処分の承認について

議案第 37 号 専決処分の承認について

日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（嶋田茂樹） 日程第 7、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成19年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成19年度一般会計予算及び各特別会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

最初に、総合計画について申し上げます。

新年度は、新旭市にとって最初の基本構想・基本計画がスタートする年であります。

将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて、地域の特性・資源を最大限に生かし、誰もが健康で安心・安全に暮らせる日本一住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

このため、基本構想におけるまちづくりの基本理念である、地域の主体性と活力を高めて「自立」し、人や地域、自然、歴史、文化との「共生」を進め、市民と行政が良好かつ対等な関係のもとで「協働」する、「自立・共生・協働によるまちづくり」を踏まえ、

- ・安全で魅力のあるまちづくり
- ・快適でうるおいのあるまちづくり
- ・健やかでやすらぎのあるまちづくり
- ・心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり
- ・活力と躍動感に満ちたまちづくり

・ 共につくる夢のあるまちづくり

の六つを各施策の柱とし、計画事業数396事業、計画事業費約520億円となる平成23年度までの基本計画を策定しました。

計画策定にあたっては、市民や議員の皆様をはじめ、旭市総合計画審議会、旭市総合計画策定市民会議並びに各地域審議会の委員の皆様から貴重なご意見を賜ったところであり、この場をお借りして、改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、基本計画に定めた各施策の実施にあたっては、市民の皆様の積極的な参加と合意を得ながら進めてまいります。

次に、地域福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画について申し上げます。

地域福祉計画は、地域活動の支援、健康で生きがいのもてる環境づくり、社会参加と人材育成及び安全・安心なまちづくりの4つの基本目標を定め、その実現に向け、市民、地域、行政が協働して福祉に関する課題を解決することを目的に定めるものであり、また、障害者計画及び障害福祉計画は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定めるものであります。

これらの計画については、市民の代表者及び有識者で組織した策定委員会での協議を終え、3月中に策定いたします。

今後、これらの計画に基づき、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう取り組んでまいります。

次に、環境基本計画について申し上げます。

環境基本計画は、市の望ましい環境像を明らかにするとともに、環境の保全に関する長期的な目標や施策の方向性等を定めることで、環境の保全に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進していこうとするものであり、行政の取り組みだけでなく、市民や事業者の皆様の役割や責任も定めるものであります。

この計画の策定にあたっては、小中学生や高校生並びに事業者等を含む市民の方々、3,000人を対象にアンケートを実施し、市民の皆様の意見をお聞きするとともに、現状をしっかりと分析しながら策定作業を進めてまいりました。

去る1月22日には環境審議会へ素案を諮問し、計画内容について審議をいただいているところであり、庁内の関係各課と調整を図るとともに、審議会のご意見を伺いながら、3月中を目途に計画を策定する予定であります。

次に、行政改革アクションプランの実施状況について申し上げます。

まず定員適正化計画に基づく定員管理では、新規採用者数を定年退職者数の3分の1程度にとどめ、職員数の縮減を図ることといたしました。

合併前後の平成17年度及び平成18年度では、定年退職者以外の退職者が多くなったことから、新年度当初の職員数は814人となる予定であり、計画で見込んだ縮減数の12人を大幅に上回る37人の減となる見込みであります。

次に、組織・機構の再編については、新年度から海上支所と飯岡支所の産業室を廃止することといたしました。

これは、支所からの提案によるもので、事務の効率化や、配置された職員のやりがいを考え、また実際の事務量を考慮すると農水産課及び商工観光課それぞれの直轄の組織にすべきと考えたものであります。

これに伴い、それぞれの地域の市民に不便のないよう、両支所には農水産課と商工観光課の分室を置き、何人かの職員が常駐する体制をとることといたしております。

次に、民間委託等の推進については、干潟保育所へ指定管理者制度を導入する計画でしたが、昨年の第3回定例会でもご報告いたしましたとおり、1年先送りし、平成20年度から導入することといたしました。

本定例会に関連条例を提案し、事業者を選定後、保護者の皆様のご要望どおり、6か月の引き継ぎ期間を設定しております。

続きまして、平成19年度の予算編成について申し上げます。

わが国の経済は、世界経済の着実な回復が続く中、平成18年度には企業部門・家計部門、共に改善が続き、平成19年度においては、自立的・持続的な経済成長が実現すると見込まれております。

一方、地方財源は、地方交付税関連収入の減額によって、伸びを見込むことが困難な状況にあり、平成19年度の地方財政計画の規模は83兆1,300億円、前年度比500億円の減で、6年連続してマイナスとなっております。特に、投資的経費に係る地方単独事業については、前年度比3%の減で、引き続き事業規模の抑制を図ることが求められております。

本市の財政状況も、歳入では、所得税から個人住民税への税源移譲や定率減税の廃止により市税が増収になるものの、地方財政計画における臨時財政対策債の縮減や、地方交付税などの減額によって歳入全体としては、伸びを見込むことができません。

歳出においても、急速に進展する少子・高齢社会への的確な対応に加え、国の制度改正に伴う市の負担増により社会保障費などの義務的経費が増加しており、さらには、既存公共施

設の維持補修や耐震化など多くの財政需要が見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況下において、平成19年度当初予算は「旭市基本計画」に掲げる施策を着実に実施していきながら、新市の「均衡ある発展」と「速やかな一体性の確立」、「住民福祉の一層の向上」を基本に編成し、一般会計の当初予算は250億7,000万円としたものであります。特別会計は国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて166億1,149万2,000円、企業会計は水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて358億5,863万4,000円となり、当初予算の規模は775億4,012万6,000円で編成したところであります。

次に、主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に、「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

将来にわたる計画的な都市づくりを進めていくため、都市計画のあるべき姿とその実現に向けた指針となる都市計画マスタープランの策定に平成19年度から着手いたします。

策定にあたりましては、市の基本構想に即し、また市民の皆様の意見を十分に反映させながら作業を進め、平成21年度中の策定を目指してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、地域のバランスを考慮しながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道については、用地交渉を行いながら事業を進めており、東西線については、平成18年度に着工した国道126号飯岡バイパス側からの工事に加え、新年度からは中央病院側からも工事に着手します。

また、南北線については、ＪＲ線をまたぐ橋梁の詳細設計等を行うことといたしました。

着工後３年目となる１級２号線長部地先の歩道整備事業については、残りの区間のうち約200メートルを施工するとともに、未整備区間の用地交渉を進め、早期完成を目指してまいります。また、長年の懸案事業でありました１級５号線の米込地先の道路整備については、用地買収が済んだ約700メートルの工事に着手いたします。

飯岡バイパスと主要地方道銚子旭線を結ぶ飯岡海上連絡道路整備事業については、国の補助事業採択を受けるため、費用対効果資料を作成することといたしました。

平成18年度からの２か年継続事業であります防衛施設周辺民生安定事業については、塙新町から横根地区に至る約700メートルの道路改良工事を行うとともに、継続して整備を進め

るため、塙新町集落内の測量及び物件補償等の調査を行います。

次に、街路事業について申し上げます。

旭市の顔となる旭駅前線については、関係地権者のご協力により計画面積の約65%の用地を取得いたしました。平成19年度は、本年度に引き続き電線共同溝の工事を行い、駅前地域としての都市環境の整備を図ってまいります。

谷丁場遊正線については、事業用地の約34%を取得しており、今後も、関係地権者へご理解とご協力をお願いし、早期の工事着手を目指してまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防本部については、ディーゼル車排ガス規制の運行期限を迎える本署の救助工作車と積載する救助資機材及び干潟分署のタンク車の更新整備を図るとともに、高度の応急処置の必要性が高まっていることから、救急救命士の育成強化を引き続き進めてまいります。

また、消防水利の確保と充実強化のため、耐震性の防火水槽を海上中学校、干潟公民館及び新町の消防庫跡地に設置いたします。

消防団については、海上方面隊のタンク車1台、小型ポンプ積載車2台及び飯岡方面隊の小型ポンプ積載車2台の更新整備を図ってまいります。

次に、防災計画について申し上げます。

防災計画については、旧1市3町の防災計画を基本として、近年の国内における大規模災害の教訓を踏まえ、地域の特性等を十分反映させながら作成を進めております。

現在、防災アセスメント調査を含め、作業は最終調整の段階に入っており、この3月には県へ最終原案を提示・協議し、平成19年度の早い時期に策定できる見込みであります。

第二に、「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、広域ごみ処理事業について申し上げます。

広域での一般廃棄物処理施設の建設については、平成11年より東総地域ごみ処理広域化推進協議会において候補地の選定を進めてまいりました。

この事業は、千葉県が進めるごみ処理広域化計画に沿ったものであり、東総地域は銚子市、匝瑳市、旭市にある3施設を集約化して、新たな一般廃棄物処理施設を整備するものであります。

協議会における候補地選定の中で、最終的にクリーンセンターの新川西岸にあたる遊正地区が処理区域の中心に近く交通アクセスがよいこと、隣接して都市計画道路が整備される予定であることなどから最有力候補地として選定され、以来、地権者の皆様への事業説明を進

めてまいりました。

今月に入って、3回にわたり周辺住民の方々への説明会を開催し、協議会事務局において事業概要の説明をさせていただきました。

今後も、詳細な説明と意見交換を重ねながら、地域住民の方々のご理解とご協力を得る中、環境アセスメント等の調査を進めていく予定となっております。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたっての配水施設整備計画や財政計画を含む旭市水道事業基本計画を本年度策定いたしましたので、今後は、この計画に基づいて効率的な事業運営を進めてまいります。

平成19年度は、その初年度にあたり、給水区域内の施設の一体化、水質・圧力改善及び未給水地区の解消を図るための配水管布設工事等を行い、安定給水の確保及び普及率の向上に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成19年3月末に、イ・ロ地区の4.2ヘクタールを供用開始し、145.9ヘクタールの区域で使用が可能となります。これにより、事業認可区域202ヘクタールのうち、約72%が整備されたことになります。

平成19年度は、本年度に引き続きイ・ロ地区7.8ヘクタールの面整備工事を行うこととしております。

また、将来的に供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、中継ポンプ場及び浄化センターの水処理施設等の建設に向け実施設計を行うとともに、平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震等を踏まえて、浄化センターと重要な幹線管路等の耐震診断を行うこととしております。

なお、加入世帯については、対象世帯1,785世帯のうち1,077世帯が加入しており、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。

今後も、なお一層の加入促進を図ってまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

椎名団地周辺の排水対策として整備する排水路については、下流部の十日市場側から工事を進めており、継続して約500メートルを施工する予定であります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、平成18年度に引き続き、じゃぶじゃぶ池を利用した遊戯施設と修景施設の整備を行います。また、老朽化により傾いてきた、ため池西側の護岸の改修工事を行い、

市民が安心して利用し、憩える公園として整備してまいります。

文化の杜公園については、イベント、スポーツなど多目的に利用でき、災害時にも対応できる防災機能を持った総合公園として整備するため、用地買収を進めるとともに、一部の造成工事を実施いたします。

次に、あさひ健康パーク整備事業について申し上げます。

パークゴルフ場については、平成20年度のオープンに向けて植栽、管理施設、トイレ等の整備を進めてまいります。また、オープン後の大会使用や運営に資するため、国際パークゴルフ協会の公認取得を目指すとともに、パークゴルフ競技者の育成に努めてまいります。

第三は、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

本年度から実施しております予防接種会場と母子保健事業会場の集約再編は、市民の皆様のご理解と事前の広報活動により、混乱なく終了することができました。再編後2年目に入る新年度は、受診率の向上と併せて、生活習慣病の予防を重点とした保健指導を、さらに充実させてまいります。また、乳幼児医療費助成事業についても、保護者の経済的負担をさらに軽減するため、支援の充実を検討してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

自治体病院を取り巻く環境は、年々厳しさが増し、近隣病院では診療科の休止や病棟の閉鎖等、診療体制の縮小が加速しております。

このような状況の中、旭中央病院は健全経営を堅持するとともに、東総地域の基幹病院として高度医療、不採算医療、救急医療を受け持ち、また、近隣病院の要請に基づく医師派遣を行う等、その重責を果たしております。

そこで、基幹病院としての機能をさらに強化するため、平成19年度は病棟再整備計画を推進するとともに、看護師の確保策の一環として、附属看護学校の定員増加に伴う改修工事や看護師宿舎の新築工事を実施いたします。

また、東総地域の医療体制の確立を目指すため、去る2月1日には3市1町の首長、議長、病院長、医師会関係者、及び県の地域振興担当部長、健康福祉部理事等19名を構成委員とし、新たな枠組みによる東総地域医療連携協議会を設立いたしました。

今後はこの協議会での検討を踏まえ、地域における医師不足の解消と各病院間の連携や機能分担による効率的な医療体制の構築に向けて努力してまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

ひとり親家庭への支援策といたしまして、国の方針が児童扶養手当中心の支援から就業・自立に向けた総合的な支援へと転換しつつあることから、新たに母子家庭自立支援教育訓練費等の自己負担金の一部を助成いたします。

また、児童虐待など子どもを取り巻く諸問題が、年々複雑化し虐待件数も顕著に増加しており、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を行うためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、要保護児童対策地域協議会における連携を強化し、その未然防止に努めてまいります。

高齢者福祉について申し上げます。

予防重視型への転換を盛り込んだ介護保険制度改正を踏まえ、本市でも地域包括支援センターを市直営で平成19年4月1日に設置することといたしました。

地域包括支援センターには、社会福祉士等の専門職員を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援してまいります。

具体的には、要支援1、要支援2と認定された方や特定高齢者への介護予防ケアマネジメント、総合相談、虐待防止、権利擁護等の業務を実施する他、地域全体で支援していくネットワークづくりなどに取り組み、それぞれの職員の専門性を活かしつつ、充実したセンターの運営を図っていきたいと考えております。

今後も、介護保険制度の健全な運営に努め、介護予防を推進し、在宅サービスの充実を図りながら、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援してまいります。

第四は、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小・中学校教諭補助員配置事業については、2名増員し16名の指導員を配置し、国語や算数・数学など基礎基本の徹底や特別支援を必要とする子どもへのきめ細かな指導により、さらに学力の向上を図ります。

放課後児童健全育成事業については、新たに鶴巻小、滝郷小、飯岡小及び古城小を加え、合計14か所で実施し、保護者が安心して働ける環境づくりに努めてまいります。

また、6月と11月には、旭市内の小中学校を会場に1,000人規模の教育関係者が集まる、「生活科・総合的学習」及び「教育工学」の全国研究大会が開催されることとなっており、

この大会を旭市の教育のさらなるレベルアップを図る絶好の機会ととらえ、積極的に支援するとともに、その成果に大きな期待をしているものであります。

今後とも、国や県の動向を踏まえつつ、旭市の子どもたちのために、確かな学力がつく学校、豊かな心を育む学校、そして、安心して皆が学ぶことができる学校づくりに努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

学校施設については、耐震診断の結果、補強工事で耐震性が確保できると判定された干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、飯岡小学校及び干潟中学校については、平成18年度からの2か年事業で、また、中央小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校及び第一中学校については、平成19年度に補強工事と大規模改造工事を実施いたします。

さらに、第二中学校の校舎については、平成19年度からの2か年事業で改築工事を実施する予定であり、先の臨時会で議決をいただいた同校の屋内運動場改築工事は、平成20年2月末の竣工を目指し、工事を進めてまいります。

工事期間中、児童・生徒には不便をかけますが、授業等に支障のないよう配慮するとともに安全には万全を期してまいります。

新しい海上中学校については、完成検査が終了し、引渡しを受けたところであり、来る3月24日に竣工式を挙行することといたしました。なお、旧校舎については、体育館と特別教室を除き、平成19年度に解体することとしております。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育においては、市民が生涯にわたって、楽しみや生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、「いつでも、どこでも、だれでも学習ができ、その成果が社会の中で活かされる環境づくり」の実現に向けた事業を展開してまいります。

また、学校・社会教育施設等を利用し、学校・家庭・地域の連携、協力の下に子ども達に様々な自然体験や社会体験等を提供する場を設けてまいります。

文化振興事業については、東総文化会館を中心に優れた文化芸術の鑑賞の機会の提供や、市民参加事業の推進を図るとともに文化団体の育成に努めてまいります。

また、国指定文化財である大原幽学旧宅の破損や腐食の拡大を防ぐため解体修理を実施し、貴重な文化財の保護保存に努めてまいります。

体育振興については、市民駅伝大会や飯岡しおさいマラソン大会等の開催や、小学生から高齢者の方を対象とした、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催し、市民が

広くスポーツについて理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツ活動に参加する機会の提供に努めてまいります。

また、本年 7 月頃には、平成22年に開催される第65回国民体育大会の千葉県での開催が正式に決定される見込みであり、旭市では卓球競技が開催される予定であることから、そのための諸準備等にさらに万全を期してまいりたいと考えております。

第五は、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、年々減少する米の消費に対して、需要に応じた水田作物生産を進めていくことが必要となっており、麦・大豆等の集団転作を進めるとともに、畜産農家と連携して水田での飼料作物栽培を推進いたします。また、「売れる米づくり」にあたっては、首都圏に近い立地条件を生かし、地域の特色を出した米の販売を推進してまいります。

園芸については、温暖な気候を生かし、全国有数の園芸産地を形成しておりますが、近年の異常気象の影響等で多くの野菜において価格低迷が続いている現状を踏まえ、消費者との交流を深め、消費者と連携した野菜栽培等を進めていくとともに、認定農業者の施設園芸の規模拡大については、「園芸王国ちば」強化支援事業等により今後も支援してまいります。

畜産については、旭産の肉・卵等の市場での評価を高め、消費者に旭産の良さを印象づけるブランド化事業の推進が必要となっていることから、去る 2 月13日には、ブランド化を進めている豚肉・牛肉等のPR会議を市内で開催したところであり、今後、さらなる産地PRを図ってまいります。

なお、国においては、平成19年度からの重点施策として、認定農業者の育成・確保を図るために農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、平成19年度からの3年間に限り、無利子で融資する措置を講ずることとしております。本市では、他市町村に先駆けて月 2 回、農水産課内に農林漁業金融公庫職員による資金相談窓口を開設しており、今後も、認定農業者がスムーズに国等の支援を受けられる万全の体制を整えてまいります。

幽学の里で米作り交流事業については、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の一環として平成18年度より取り組んでおりますが、新年度においても都市住民はもとより地元住民も含め、体験農業による交流の輪を広げていきたいと考えております。

次に、水産業について申し上げます。

水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進する一方、漁港の航路確保のための浚渫と、市民が散策できるような護岸堤防の整備等の漁港機能の充実を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続く中、商工会では、共通商品券発行事業など商業振興を図るための様々な事業を展開しているところであり、市といたしましても、商工会と連携を図りながら、できうる限りの支援をしてまいります。

また、中小企業資金融資制度については、利用者も増加していることから、今後も、手続きの改善等により利用者の利便性向上を図ってまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区への企業誘致につきましては、事業主体である千葉県土地開発公社と連携を図りながら、誘致活動を展開しておりますが、今般、1社から進出希望申出書が提出され、年度内には契約できる予定であると聞いております。

近年、景気の回復基調の下、企業からの引き合いも多くなってきており、これを契機に企業の立地が進むことを期待しているところであります。今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、JR東日本の協力の下、2月1日から4月30日までの期間、房総発見伝と題して「ちばデスティネーションキャンペーン」を展開しているところであり、旭市においても飯岡刑部岬展望館における夕日・夜景鑑賞会や宿泊組合、遊魚船組合及び飯岡荘などでの様々なサービスがガイドブックで紹介され、本市の観光振興に寄与するものと期待しているところであります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

国民宿舎は、旭市の観光交流拠点施設として幅広い役割を担っておりますが、近年の旅行形態は「目的型の個人旅行」に変わってきており、今後なお一層その役割を堅持していくためには、旅行ニーズに対応する改善策が必要であります。

この改善策については、施設の改善と運営内容の見直しなくして、利用客の減少に歯止めをかけることは困難とする経営診断の結果を受けまして、かねてより国民宿舎運営委員会で協議を重ねてまいりました。

平成19年度からは、施設全体に情緒あるリゾート性と機能的で清潔感を持った特色ある宿舎をつくる施設改善と、新企画の商品開発や営業体制の見直し等、民間の経営手法を取り入れる経営改善を並行して実施してまいります。

とりわけ平成19年度は、レストラン及び外壁等の改修工事を実施するほか、旭市が誇る

「新鮮で豊富な食材」を活かした「食彩の宿」づくりを早急に進めてまいります。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第１号は、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ250億7,000万円であります。

歳入の主なものは、１款市税が72億4,820万3,000円、２款地方譲与税は４億2,300万円、８款地方特例交付金が6,300万円、９款地方交付税が67億3,000万円、13款国庫支出金が20億3,418万5,000円、14款県支出金が16億3,508万1,000円、15款財産収入が7,196万3,000円、17款繰入金が８億3,292万3,000円、19款諸収入が２億8,140万3,000円、20款市債が31億2,800万円等であります。

次に、歳出の主なものは、１款議会費が２億4,563万3,000円、２款総務費が35億7,319万8,000円、３款民生費が54億5,020万6,000円、４款衛生費が19億3,329万3,000円、５款労働費が4,344万2,000円、６款農林水産業費が15億154万円、７款商工費が３億4,633万2,000円、８款土木費が27億8,515万6,000円、９款消防費が12億6,498万5,000円、10款教育費が36億2,582万4,000円となっております。

また、12款公債費は、市債の元利償還金等で28億1,551万6,000円、13款諸支出金は、水道事業会計、病院事業会計、土地開発基金への繰出金等で14億4,486万8,000円、14款予備費に4,000万円を計上しております。

次に、債務負担行為は、農業近代化資金利子補給のほか15件の債務保証を設定するものであります。

議案第２号は、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、事業勘定が歳入歳出それぞれ80億6,400万円、施設勘定が歳入歳出それぞれ7,240万円であります。

事業勘定について、歳入の主なものは、国民健康保険税に28億1,176万1,000円、国庫支出金に24億1,787万6,000円、療養給付費等交付金に７億1,167万6,000円、県支出金に４億2,232万4,000円、共同事業交付金に９億8,839万7,000円、繰入金に５億2,079万5,000円、繰越金に１億7,000万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に5,764万4,000円、保険給付費に51億5,420万4,000円、老人保健拠出金に11億1,246万2,000円、介護納付金に６億2,495万2,000円を計上するものであります。

施設勘定について、歳入の主なものは、診療収入に5,998万1,000円、繰入金に707万9,000円、繰越金に470万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に3,838万1,000円、医業費に

3,019万3,000円を計上するものであります。

議案第3号は、平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ44億3,800万円であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金に22億6,684万8,000円、国庫支出金に14億1,766万5,000円、県支出金に3億5,441万7,000円、繰入金に3億6,793万4,000円を計上し、歳出の主なものは、医療諸費に43億9,334万3,000円を計上するものであります。

議案第4号は、平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ32億2,792万円であります。

歳入の主なものは、保険料に5億4,103万6,000円、国庫支出金に7億4,790万7,000円、支払基金交付金に9億6,781万円、県支出金に4億8,466万1,000円、繰入金に4億7,622万2,000円、繰越金に643万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、総務費に4,517万3,000円、保険給付費に31億730万5,000円、財政安定化基金拠出金に321万1,000円、地域支援事業費に6,198万円を計上するものであります。

議案第5号は、平成19年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ7億5,700万円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金に2,725万1,000円、使用料及び手数料に4,861万3,000円、国庫支出金に5,550万円、一般会計からの繰入金に4億1,856万2,000円、基金繰入金に3,500万円、繰越金に1,200万円、市債に1億6,000万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、職員人件費等に8,180万6,000円、処理場維持管理費及び管渠工事費に3億7,462万円、公債費に2億9,757万4,000円を計上するものであります。

議案第6号は、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ5,217万2,000円であります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金に210万円、使用料及び手数料に1,361万2,000円、繰入金に3,645万6,000円を計上するものであります。

歳出の主な内容は、人件費及び物件費等に935万3,000円、江ヶ崎及び琴田地区排水施設維持管理費に1,686万8,000円、農業集落排水資源循環事業で168万9,000円、農業集落排水建設事業で50万円、公債費に2,116万2,000円、繰出金に210万円を計上するものであります。

議案第7号は、平成19年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,458件、年間給水量を608万5,700立方メートルと見込み、収益的収入及び支出において、収入に18億1,415万3,000円、支出に16億6,070万8,000円を計上し、当年度利

益 1 億5,344万5,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に 1 億4,217万3,000円、支出に 5 億9,664万7,000円を計上し、収支不足額 4 億5,447万4,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第 8 号は、平成19年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は32万9,940人、外来患者数は85万700人を見込み、収益的収入及び支出において、収入に303億4,324万4,000円、支出に302億5,090万9,000円を計上し、当年度利益9,233万5,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に682万5,000円、支出に30億2,650万2,000円を計上しております。支出のうち、主なものは看護師宿舍新築工事や病院再整備事業基本設計料であります。収支不足額30億1,967万7,000円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんする予定であります。

議案第 9 号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を 1 万9,000人、休憩利用者を8,000人と見込み、収益的収入及び支出において、収入に 2 億687万5,000円、支出に 2 億71万9,000円を計上し、当年度利益615万6,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に9,140万円、支出に 1 億2,314万9,000円を計上しております。

支出のうち主なものは、2 か年の継続事業となる施設改善事業及び経営改善事業等によるものであります。収支不足額3,174万9,000円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんする予定であります。

議案第10号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 9 億2,350万円を追加し、予算総額を271億4,000万円とするものであります。

なお、補正予算の大きなものとして、2 月 6 日に国の補正予算が成立し、安全・安心な学校づくり交付金の追加が決定し、平成19年度に予定していた中央小、鶴巻小、滝郷小、第一中学校校舎の地震補強、大規模改造工事が、今年度に前倒しして採択されましたので、今回の補正で追加するものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金に3,527万6,000円、国庫支出金に 3 億938万7,000円、県支出金に642万4,000円、市債に 8 億5,130万円を増額し、繰入金から 2 億6,387万9,000円、諸収入から1,500万8,000円を減額するものであります。

歳出については、議会費に60万2,000円、農林水産業費に360万1,000円、商工費に100万円、教育費に10億6,000万4,000円、諸支出金704万2,000円を増額し、総務費から7,185万3,000円、民生費から4,630万4,000円、衛生費から527万2,000円、土木費から2,532万円を減額するものであります。

議案第11号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定は、歳入歳出にそれぞれ1,182万5,000円を追加し、予算総額を73億6,644万5,000円とするものであります。

議案第12号は、平成18年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ89万円を追加し、予算総額を44億7,189万円とするものであります。

議案第13号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、地方財政措置の見直しに伴う下水道事業債特別措置分の創設による借入金の増額を行うものであります。

議案第14号は、平成18年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入に3,418万2,000円を追加し、資本的支出に119万4,000円を追加するものであります。

議案第15号は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、資本的収入において一般会計からの出資金に94万5,000円を追加するものであります。

議案第16号は、旭市監査委員事務局設置条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正により監査委員の定数を2人とする場合にはその定数を条例で定める必要がなくなったことに伴い、従来の監査委員条例の規定内容のうち、事務局の設置に関する部分のみを抜き出して新規制定するとともに、附則において現行の監査委員条例を廃止するものであります。

議案第17号は、旭市副市長定数条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、助役に代わる副市長の定数については条例で定めることとされたため、その定数を1人と定めるものであります。

議案第18号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、同法の平成19年4月1日からの一部施行に伴い、関係する条例の改正を一括して行うものであり、改正の内容は、助役、収入役及び吏員等の文言を整理するものであります。

議案第19号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国および県における休息時間の廃止及び勤務時間の見直しに準じて所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新規に設置する地域自立支援協議会及び地域包括支援センター運営協議会の委員報酬について定めるとともに、勤労青少年ホームの廃止に伴い、同運営委員会委員の報酬規定を削るものであります。

議案第21号及び第22号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、助役及び教育長の給料額を引き下げるものであります。

議案第23号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、扶養手当と管理職手当の改正を行うとともに、給与の適正化を図るため特殊勤務手当の一部削減を行うものであります。

議案第24号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市立保育所について指定管理者による管理が実施できるようにするものであります。

議案第25号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、設置場所が境内地本堂の裏にあり、防犯上の不安もあって利用実態がなく、児童遊園の用に適さなくなった犬林児童遊園を廃止するものであります。

議案第26号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法施行令第3条第2項の規定により、旭市国民健康保険運営協議会委員として、新たに被用者保険等保険者を代表する委員を加えるものであります。

議案第28号は、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県信用保証協会が信用保証する場合の連帯保証人を課す基準が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、海上中学校の移転に伴い、学校の位置を改めるものであります。

議案第30号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立海上中学校の移転に伴い、取り壊さず利用していくことと

した旧海上中体育館と特別教室を新たに社会体育施設に加え、老朽化により取り壊すこととした海上尚武館を廃止するものであります。

議案第31号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たな特別療養環境室の設定に伴う使用料等を定めるとともに、地方自治法の改正に伴う条文整理を行うものであります。

議案第32号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合を組織する地方公共団体に関する規定、共同処理する事務に関する規定及び執行機関に関する規定等の改正を行うに際し、関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、市道路線の認定についてでありまして、新たな道路整備に伴い、9路線を新規に認定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

議案第34号及び議案第35号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林秀和氏並びに石毛昭夫氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第36号及び議案第37号は、専決処分の承認についてでありまして、議案第36号は平成18年度旭市一般会計補正予算について、大原幽学遺跡史跡公園内にある旧林家住宅の屋根が、経年劣化により緊急の修復を要したため、議案第37号は旭市病院事業の設置等に関する条例中の精神科の病床数を減少することについて県の許可が出たため、それぞれ専決処分したものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田茂樹） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前 11 時 26 分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案の補足説明

- 議長（嶋田茂樹） 日程第 8、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明をいたします。

最初に、資料としてお配りしました「平成19年度当初予算の概要」について説明いたします。

4 ページをお開きください。4 ページと 5 ページは一般会計予算の概要となります。平成19年度の総額は250億7,000万円で、前年度と比較すると3.7%の増となります。

6 ページと 7 ページは、歳入、歳出の款別一覧です。

8 ページは歳出の性質別一覧です。

9 ページから13ページまでが主要事業の一覧表で、掲載は基本構想に掲げた 6 つのまちづくりの基本方針の順としました。

それでは、予算書の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

予算書をお開きください。なお、ページの説明は、原則として見開き上段のページを申し上げます。

1 ページです。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を250億7,000万円と定めるものです。

第 2 条の債務負担行為と第 3 条の地方債については、後ほど第 2 表及び第 3 表で説明いたします。

第 4 条は、歳計現金の不足時に備え、一時的に借り入れることができる限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算であります。これらの内容は15ページ以降の一般会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

9ページです。第2表は債務負担行為の設定です。表の1行目から6行目までは各種利子補給に係るもの、7行目から次の10ページの3行目までは旭市土地開発公社が事業用地を取得するために借り入れた資金に対する債務の保証について、4行目は固定資産（土地）評価基礎調査事業について、5行目は市勢要覧作成事業について、6行目は第二中学校校舎改築事業について、7行目は農業振興地域整備計画策定事業について、8行目は都市計画マスタープラン策定事業について、それぞれ記載の期間について設定するものです。

11ページです。第3表は地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額31億2,800万円を計上いたします。

次の13ページと14ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、15ページの歳入から順を追って説明いたします。

15ページです。1款は市税です。1項1目個人市民税は、税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲と定率減税が廃止されることに伴う増収及び国の地方財政計画、これについては以下地財計画と申し上げますが、これらを考慮して29億9,998万4,000円を見込みました。

2目法人市民税は、地財計画と18年度の決算見込みを考慮して5億2,916万7,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地は地価の下落率及び地目変更を、家屋は総評価額の見込みをそれぞれ考慮して算定し、さらに償却資産は実績を考慮して28億3,626万3,000円を見込みました。

16ページです。2目国有資産等所在市交付金及び納付金は695万1,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は1億2,713万1,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、18年度の決算見込みにより4億9,227万円を見込みました。

6項1目入湯税も、18年度の決算見込みにより計上しております。

7項1目都市計画税は、固定資産税の土地、家屋に準じて2億4,392万7,000円を見込みました。

2款地方譲与税の1項1目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して3億1,100万円を見

込みました。

18ページです。2項1目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して1億1,200万円を見込みました。

所得譲与税は、税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲がされることに伴い、皆減になります。

3款利子割交付金は、前年度と同額の2,100万円を見込みました。

4款配当割交付金は2,500万円を見込みました。

5款株式等譲渡所得割交付金は1,800万円を見込みました。

6款地方消費税交付金は、地財計画を考慮して7億1,400万円を見込みました。

7款自動車取得税交付金は2億9,500万円を見込みました。

20ページです。8款地方特例交付金の1項1目地方特例交付金は減で、減税補てん特例交付金が18年度をもって廃止されることによる減分と、児童手当の制度拡充に伴う地方負担額の増分を考慮して3,200万円を見込みました。

2項1目特別交付金は新規で、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置として19年度から21年度まで交付されるもので、3,100万円を見込みました。

9款地方交付税は67億3,000万円を見込みました。そのうち、普通交付税は19年度から簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定、いわゆる新型交付税と言われますが、それが導入されますが、人口規模や土地の利用形態によるコスト差の算定、地域振興費の創設等により本市の基準財政需要額の規模は前年度とほぼ同額であると見込まれる反面、基準財政収入額では税制改正により市民税所得割と法人割等の増が見込まれることから60億円、前年度比3億円、5.0%の減で計上しました。特別地方交付税は7億3,000万円で、地財計画の4.4%の減に合併包括措置分1億5,625万5,000円を加算して前年度比1億7,000万円、18.9%の減で計上しました。

10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の1,500万円を見込みました。

11款分担金及び負担金です。1項1目民生費負担金は増で、その主な要因は、2節児童福祉費負担金の説明欄2番の保育所運営費負担金の増で、児童数が増えたためです。土木費負担金は皆減で、前年度に下水道会計からの道路舗装復旧工事負担金があったためです。

12款使用料及び手数料は3億8,964万2,000円を見込みました。

23ページです。13款国庫支出金です。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は減です。主な内容は、1節社会福祉費国庫負担金で、障害者自立支援法の施行に伴い、昨年10月から

障害者支援事業が社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業と自立支援給付事業へ移行したことによるものです。

24ページです。3節から7節までは児童手当の給付に係るもので、制度改正により今年の4月から3歳未満の児童に給付額が一律月額1万円に引き上げられることにより増となります。8節生活保護費国庫負担金で、医療費扶助のうち人工透析分が自立支援給付事業に移行したため減となります。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は増です。主な内容は、1節社会福祉費国庫補助金で、障害者自立支援法の施行に伴い障害者支援事業が地域生活支援事業と自立支援給付事業へ移行することなどにより、説明欄1番の地域生活支援費補助金、2番の自立支援給付費統合補助金が新規となります。

2節老人福祉費国庫補助金の説明欄2番の地域介護福祉空間整備交付金は、小規模特別養護老人ホームの整備への補助に対して助成を受けるものです。

26ページです。3目土木費国庫補助金は増で、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、3番の排水路整備事業と4番の旭中央病院アクセス道整備事業のまちづくり交付金が増です。

3節住宅費国庫補助金の説明欄2番の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金は新規で、耐震改修促進計画の策定や一般住宅の耐震診断費用の一部助成などの事業に補助を受けるものです。

4目消防費国庫補助金が増で、説明欄1番は防火水槽の整備、3番は救助工作車、救助資機材の導入を行うものです。

5目教育費国庫補助金が増で、2節小学校費国庫補助金と3節中学校費国庫補助金の説明欄2番の安全・安心な学校づくり交付金は、小・中学校の校舎等の地震補強、大規模改造事業と第二中学校校舎・屋内運動場改築事業を行うものです。

4節の史跡等・登録記念物保存修理補助金は新規で、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理を行うものです。

28ページです。14款県支出金です。1項1目民生費県負担金は増で、国庫負担金と同様に、児童手当の給付対象が引き上げられるためです。

30ページです。2項2目民生費県補助金は増で、国庫補助金と同様に、障害者自立支援法の施行に伴い、1節社会福祉費県補助金の説明欄6番の地域生活支援費補助金、7番の自立支援給付費統合補助金が新規です。

3目衛生費県補助金は増で、1節保健衛生費県補助金の説明欄1番の乳幼児医療対策事業費補助金が制度改正による医療費助成の拡充で増となります。

32ページです。4目農林水産業費県補助金は増で、説明欄5番の強い農業づくり交付金が増で、8番の畜産環境総合整備事業費補助金、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金が新規です。

6目消防費県補助金は増で、消防施設強化事業費補助金は、海上方面隊2分団1部の水槽付き消防ポンプ自動車1台と海上方面隊と飯岡方面隊の小型ポンプ積載車各2台の更新と消防団の装備品の整備に補助を受けるものです。

7目教育費県補助金は増で、2節社会教育費県補助金の説明欄2番の文化財保存整備事業費補助金が新規で、国庫補助金と同様に、大原幽学「旧宅」半解体修理事業に補助を受けるものです。

8目県総合補助金は新規で、説明欄1番は元気な市町村づくり総合補助金の一般分で、中央児童遊園S L改修事業、自動体外式除細動器の購入に、2番の合併分は交通安全施設の整備に対して補助を受けるものです。

3項委託金は増です。その内容は、1目総務費委託金、34ページになります。5節選挙費委託金で、参議院議員と千葉県知事選挙費委託金です。

15款財産収入の2項1目不動産売却収入は増で、旭駅前広場等整備事業に係る土地の売却によるものです。

36ページです。16款寄附金は科目設定です。

17款繰入金の2項基金繰入金では、各基金の繰入金が減となります。

38ページです。18款繰越金は、18年度の決算見込みを計上するものです。

19款諸収入の3項受託事業収入は減で、管外からの保育所児童の受け入れに係る収入で、児童の減によるものです。

40ページです。5項3目雑入は増で、主な内容は、説明欄14番の介護予防サービス計画費収入、29番の畜産環境総合整備統合事業負担金、30番から32番の水産関係事業の地元負担金が新規です。

20款市債の3目土木債は増で、説明欄2番の旭中央病院アクセス道整備事業債、3番の南堀之内遊正線整備事業債を計上しました。

5目教育債は増で、小・中学校校舎等改修事業債と中学校屋内運動場改築事業債を計上しました。

42ページです。6目臨時財政対策債は、平成19年度の発行可能見込額を計上し、住民税減税補てん債は税制改正により皆減となります。

また、合併特例債は、41ページに戻っていただきますが、1目総務債の説明欄1番の地域振興基金債、3目土木債の2番の旭中央病院アクセス道整備事業債と3番の南堀之内遊正線整備事業債、5目教育債、1節小学校債の干潟小、共和小、飯岡小の校舎、屋内運動場改修事業債と2節中学校債の2番の第二中学校の屋内運動場改築事業債を予定いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は途中でございますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 45分

再開 午後 1時 0分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） それでは、歳出に入ります前に、1点訂正をお願いいたします。

34ページでございます。34ページの5節選挙費委託金でございますが、先ほど私参議院議員と千葉県知事と申し上げましたが、正しくは参議院議員と千葉県議会議員でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、歳出について説明いたします。

44ページでございます。1款1項1目議会費は前年度比増です。理由は、説明欄1番の議員報酬の共済費で、掛金の改正によるものです。

飛んで50ページです。2款総務費です。1項1目一般管理費は減で、説明欄1番の特別職給与費で、地方自治法の改正による収入役分の減です。

飛んで56ページです。2目人事管理費は増で、58ページになりますが、説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金の増によるものです。

3目文書広報費は減です。その理由は、説明欄2番の広報活動費で、前年度に市民便利帳、

ガイドマップ作成委託料があったことと、広報あさひの印刷製本費の減によるものです。

飛んで64ページです。7目企画費は減で、前年度に総合計画策定事業があったためです。また、説明欄3番の医療福祉・食・交流の郷づくり事業は、幽学の里で米づくり事業、海・花交流事業、スポーツ交流事業を予定しています。

66ページです。8目電子計算費は減で、平成17年度、18年度で統合型地理情報システム整備事業の共用データ作成業務が終了したためです。

飛んで69ページです。10目地域振興費は減で、70ページです。説明欄5番のコミュニティバス等運行事業で、前年度にバスの購入費があったことによるものです。また、4番の出会いの場創出事業は新規事業で、独身者に出会いの場を提供し、結婚のきっかけをつくり定住を促進していく事業に補助をするものです。7番の基金積立金は、新市建設計画において平成17年度から19年度までの3か年で合計18億6,300万円の地域振興基金の積み立てを予定したものの3年目となります。

71ページです。11目諸費は減で、72ページになります。説明欄3番の防犯対策事務費で、前年度に防犯パトロール車、防犯指導員用ジャンパー、帽子等の購入があったことによるものです。

75ページです。2項2目賦課徴収費は増で、説明欄1番の調査賦課事務費で固定資産評価替えに向けて不動産鑑定を行うことと、2番の収税事務費で報奨金が増となります。

飛んで80ページです。4項3目参議院議員選挙費と4目千葉県議会議員選挙費は、それぞれ任期満了に伴う選挙執行経費です。

飛んで90ページです。3款民生費です。1項1目社会福祉総務費は減で、前年度に地域福祉計画策定事業があったことによるものです。91ページの説明欄4番の戦没者追悼事業は隔年で行うものです。

飛んで94ページです。2目障害者福祉費は増で、説明欄4番の特別障害者手当等給付事業、5番の中度心身障害者（児）医療費助成事業、6番の重度心身障害者（児）医療費助成事業が増で、申請者が増えたためです。96ページです。10番の地域生活支援事業と11番の自立支援給付事業は新規で、障害者自立支援法が昨年10月から施行されたことに伴い、各種サービスや給付事業を行うものです。12番の障害者グループホーム等入居者家賃補助事業は新規、13番の障害児者のための地域づくり支援モデル事業も新規で、相談・支援の強化を図るものです。

98ページです。4目国民健康保険費は減で、99ページの説明欄2番の国民健康保険事業特

別会計繰出金は、国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金が減となります。

2 項 1 目老人福祉総務費は増で、主な内容は、101ページでございます。説明欄 5 番の長寿祝金支給事業は対象者が増えたため増です。102ページです。10番の広域連合負担金は新規で、健康保険法等の改正に伴い、1 月に千葉県後期高齢者医療広域連合が設立されたため市の負担金を計上するものです。

飛んで103ページです。2 目生活支援費は減で、介護保険特別会計の地域支援事業へ移行することによるものです。また、104ページの説明欄 7 番の地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、小規模特別養護老人ホーム 1 か所の整備に補助をするものです。8 番の地域包括支援センター運営事業は新規で、介護予防ケアマネジメント事業を行うものです。

105ページです。3 目介護保険費は増で、106ページになります。説明欄 4 番の介護保険事業特別会計繰出金のうち、介護給付費と地域支援事業の繰出金が増です。

109ページです。3 項 2 目児童措置費は増で、児童手当給付事業は制度改正により 4 月から 3 歳児未満の児童への給付が月額 1 万円に引き上げられることにより増です。

110ページです。3 目児童福祉施設費の説明欄 2 番の中央児童遊園 S L 改修事業は新規で、老朽化した S L 本体の塗装と展示庫の改修を行い、併せて記念式典とイベントの開催を予定しています。

111ページです。4 目保育所費は減で、説明欄 1 番の職員給与費の減によるものです。また、112ページになります。3 番の保育所運営費が増で、7 節の賃金が増、113ページの13節の下から 2 番目の耐震診断調査委託料は、ゆたか保育所、とみうら保育所、中央第一保育所、中央第二保育所、中央第三保育所、海上保育所、飯岡中央保育所、三川保育所、塙保育所、まんざい保育所の10施設の耐震診断調査を予定します。

飛んで118ページです。4 項生活保護費、2 目扶助費は減で、生活保護扶助費の医療扶助費のうち人工透析分が、97ページの 1 項 2 目の障害者福祉費の20節扶助費の自立支援医療給付費へ移行するためです。

5 項 1 目災害救助費は科目設定です。

飛んで133ページです。4 款衛生費です。3 目母子保健費は増で、134ページの説明欄 2 番の育児支援事業で、母子保健推進員の報酬が予防費へ移行するため減、3 番の乳幼児医療費助成事業で、昨年 8 月から入院助成の対象が拡大されたことによる増です。

4 目環境衛生費は減で、説明欄 2 番の環境衛生事務費の、136ページです。19節東総地区広域市町村圏事務組合負担金が新規で、東総地域ごみ処理広域化の業務を同組合の業務とし

たことに伴う市の負担金です。4番の環境衛生対策推進事業の側溝排水路清掃処理委託料が増、飛んで140ページです。10番の火葬場運営事業の修繕料、火葬業務委託料と11番の生活排水処理施設管理費で、前年度に施設改修工事があったため減となります。

142ページです。5目公害対策費は増で、主な理由は、説明欄1番の公害対策事務費で、地球温暖化対策推進実行計画策定支援業務委託料と臭気測定業務委託料の増によるものです。

2項2目塵芥処理費が増で、145ページの説明欄3番になります。塵芥処理施設運営費で、焼却施設改修工事、粗大ごみ、資源ごみ処理施設改修などを予定しています。

飛んで152ページです。5款労働費です。1項2目労働諸費は減で、説明欄2番の職業相談室運営支援事業で、前年度にあった職業相談室用の備品購入費が減となり、また、職業相談員を1名増員するため賃金は増となります。

飛んで156ページです。6款農林水産業費です。1項1目農業委員会費は減で、説明欄2番の農業委員会運営費で、前年度に農家台帳システムの改修委託料があったためです。

飛んで159ページです。3目農業振興費は増で、161ページになります。説明欄3番の制度資金利子補給事業は増で、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金の利用件数が増えたためです。

飛んで166ページです。説明欄13番の「園芸王国ちば」強化支援事業は新規で、生産力の向上や省力化を図るため野菜生産管理機械や施設の導入に対して助成するもの、14番の「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業も新規で、農薬、化学肥料の減量化を図るための費用に対し助成をするものです。

4目畜産振興費は増で、説明欄4番の畜産環境総合整備統合事業が新規で、耕畜連携による資源循環型の仕組みを構築するため堆肥生産施設の整備を行うものです。168ページです。5番の食肉等流通体制整備事業も新規で、鶏卵の洗卵選別施設の整備に対し補助するものです。

5目農地費は減です。内容は、説明欄5番の経営体育成基盤整備事業は、18年度までの県営担い手育成基盤整備事業の名称が変更になったもので減、170ページです。6番の広域農業基盤整備事業が減です。

飛んで174ページです。3項1目水産業総務費は減で、175ページの説明欄5番の漁港改修事業で、負担金の減によるものです。

2目水産振興費は増で、説明欄2番の地域水産物供給基地整備事業が隔年で実施している漁礁の設置を行うものです。

飛んで181ページです。7款商工費です。1項2目商工振興費は増で、182ページの説明欄4番の商業活性化推進事業で、商工会が発行するプレミアム付き商品券発行事業に対して補助を行うものです。

飛んで185ページです。3目観光費は増で、説明欄2番の観光施設管理費で、186ページの15節飯岡地区観光街路灯の改修工事と4番の観光施設整備事業で萩園公園駐車場トイレ設置工事を行うものです。飛んで190ページです。7番の長熊釣堀センター管理費で13節施設調査委託料が新規で、測量調査業務を行うものです。

飛んで196ページです。8款土木費です。2目道路維持費は増で、説明欄1番道路維持管理費と、198ページの3番交通安全施設維持補修事業が増です。

3目道路新設改良費は増で、主な理由は、説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業は、南北線の調査・設計、用地購入を、東西線の道路改良工事、用地購入などを予定しています。200ページです。6番のH-1-005号線、干潟地区の1級5号線ではありますが、地方特定道路整備事業は新規で、東総広域農道から県道多古笹本線までの道路改良工事、用地購入などを予定しています。説明欄7番の防衛施設周辺民生安定事業で、忍坂横根線外2路線の調査測量委託料、道路改良工事を予定しています。202ページです。8番の魅力アップモデル事業は干潟地区の2路線で歩道、遊歩道の整備を行うもの、9番の飯岡海上連絡道路整備事業は新規で、国道126号線から県道銚子旭線を結ぶ道路として整備するもので、調査業務委託を予定しています。

204ページです。3項1目都市計画総務費は増で、説明欄3番の都市計画マスタープラン策定事業が新規で、市全域の都市計画を19年度から21年度までに見直しを行うもので、19年度は全体構想の策定を予定しています。

206ページです。3項2目街路費は増で、207ページの説明欄4番の旭駅前広場等整備事業で、代替地の整地工事、用地購入を行う予定です。

飛んで210ページです。4目公園費が減で、主な理由は、説明欄4番の文化の杜公園整備事業の用地購入費が減となります。

飛んで214ページです。4項1目住宅管理費は増で、その理由は、説明欄4番の市営住宅改修事業で、双葉団地A棟の外壁改修工事と市内の市営住宅全戸に住宅用火災報知機を設置するものです。7番の住宅・建築物耐震化促進事業は新規で、耐震改修促進計画の策定、地震防災マップの作成や一般住宅の耐震診断費用の補助を行う予定です。

飛んで218ページです。9款消防費です。1項1目常備消防費は増で、説明欄2番の常備

消防事務費で防災テキストの作成と自動体外式除細動器を購入し、保健センターなどの公共機関に設置するものです。220ページです。4番の消防車両整備事業は、消防署配備の救助工作車と救助資機材、干潟分署配備の水槽付ポンプ自動車を更新するものです。

222ページです。2目非常備消防費は増で、説明欄3番の消防施設強化事業は、防火衣、無線受令機、小型ポンプを整備するものです。説明欄5番の消防団車両整備事業は、海上方面隊のタンク車1台と海上、飯岡方面隊の小型ポンプ積載車各2台を更新するものです。

224ページです。3目災害対策費は減で、説明欄1番の防災対策事業で、前年度に防災アセスメント調査委託料があったためです。226ページです。4番の防災基盤整備事業では防災備蓄倉庫の設置を予定しています。

飛んで238ページです。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は増で、説明欄5番の小学校大規模改造事業で、中央小、干潟小、共和小、豊畑小、鶴巻小、滝郷小、飯岡小の7校の校舎等改修工事と矢指小校舎の耐力度調査、基本設計、実施設計を予定しています。

241ページです。2目教育振興費は増で、説明欄7番の放課後児童健全育成事業で、学童クラブを新たに鶴巻小、滝郷小、飯岡小、古城小で予定をします。

飛んで244ページです。3項中学校費、1目学校管理費は増で、説明欄4番の中学校大規模改造事業で、第一中、干潟中の2校の校舎等改修工事を、5番の海上中学校建設事業は旧校舎等の解体工事を、6番の第二中学校改築事業は屋内運動場と19年度分の校舎等改築工事を予定しています。

飛んで253ページです。4項社会教育費、1目社会教育総務費は減で、説明欄8番の文化財保護事務費で、前年度の「つくも舞映像記録保存事業」が終了したことによるものです。

254ページです。2目文化振興費は減で、説明欄2番の文化振興事業で、財団法人自治総合センター主催の文化公演事業「宝くじまちの音楽会」が行われることになり、毎年実施している事業を振り替えたため減となります。

飛んで258ページです。4目図書館費は減で、説明欄3番の図書館情報サービス提供事業で、前年度に図書情報入力作業が終了したため賃金が減になります。

飛んで263ページです。8目公民館費は減で、説明欄2番の海上公民館管理費で、前年度に照明設備交換工事があったことによるものです。

飛んで272ページです。12目大原幽学記念館費は増で、説明欄5番の大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業は、建物に腐食が現れており、その拡大を防ぐために損傷箇所の修理・修復を19年度から21年度までの3か年計画で行うものです。

274ページです。5項1目保健体育総務費は減で、説明欄2番のスポーツ振興事業の19節負担金補助及び交付金が減です。また、275ページの3番の国民体育大会開催事業が新規事業で、平成22年に開催される「ゆめ半島千葉国体」の旭市実行委員会に補助をするものです。

2目体育施設費は増で、説明欄2番の社会体育施設管理費で、防球ネット整備工事、庭球場改修工事を予定しています。

飛んで279ページです。3目学校給食費は増です。説明欄3番の第一学校給食センター管理費で、280ページです。給食用食器などの備品の更新をするものです。

飛んで288ページです。11款災害復旧費は科目設定です。

飛んで292ページです。12款公債費は減となります。

294ページです。13款諸支出金です。1項1目土地取得費は科目設定です。

2項公営企業費の1目の水道事業会計繰出金が増、2目の病院事業会計繰出金が減となります。

298ページです。14款予備費は4,000万円を計上するものです。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続いて、299ページから304ページまでが特別職及び一般職の給与費明細書です。

299ページです。給与費明細書の1は特別職で、長等、議員、その他の特別職についてそれぞれ本年度と前年度を比較するものです。表の一番下、比較欄をご覧ください。長等の給料の減は、収入役の減分です。

300ページです。2の一般職です。(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は前年度比22名の減で、合計2億4,550万6,000円の減です。301ページ以降の(2)給料及び職員手当等の増減額の明細と(3)給料及び職員手当等の状況は記載のとおりです。

305ページになります。305ページから309ページの表は債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または見込みと当該年度以降の支出予定額等です。

310ページです。310ページは地方債の現在高の見込みに関する調書です。18年度末の見込額は271億2,361万4,000円です。19年度中の起債見込額は31億2,800万円で、19年度中の元金償還見込額は22億9,953万4,000円ですので、差し引き8億2,846万6,000円の増となり、平成19年度末の現在高は279億5,208万円となる見込みです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の311ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は80億6,400万円、施設勘定は7,240万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の312ページから318ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、319ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

319ページと320ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、321ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、321ページをお開きください。1款国民健康保険税は合計で28億1,176万1,000円、前年度に対し642万円、0.2%の減を見込みました。主なものとしましては、1項1目一般被保険者国民健康保険税が25億5,600万2,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は2億5,575万9,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、平成18年度から均一課税となり、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円です。

322ページになります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は19億3,574万1,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に13億8,028万8,000円、老人保健医療費拠出金負担金に3億4,296万9,000円、介護納付金負担金に2億1,248万3,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を3,692万円と見込みました。

323ページになります。2項国庫補助金、1目財政調整交付金は4億4,521万5,000円で、

普通調整交付金に 4 億2,987万9,000円、特別調整交付金に1,533万6,000円を見込みました。

5 款療養給付費等交付金は 7 億1,167万6,000円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金であります。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ3,692万円を見込みました。

324ページになります。2 項県補助金、1 目県財政調整交付金は 3 億8,540万4,000円で、普通調整交付金に 3 億3,034万6,000円、特別調整交付金に5,505万8,000円を見込みました。県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として、市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るため平成17年度に創設されたものであります。

7 款共同事業交付金は 9 億8,839万7,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、昨年の 4 月から 9 月までは 1 か月当たり「80万円を超えるもの」が対象となっておりましたが、昨年の10月から保険財政共同安定化事業が新たに発足し「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てになったことから、対前年比622.8%の増となったものであります。

325ページになります。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 2 億9,579万5,000円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れであります。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は 2 億2,500万円を見込みました。

10款繰越金は 1 億7,000万円を見込みました。

飛びまして327ページになります。11款諸収入、3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金500万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5 目雑入の主なものは人間ドック自己負担収入ですが、年間400件で316万2,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

328ページになります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、レセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,884万4,000円を見込みました。

飛びまして331ページになります。2 款保険給付費、1 項療養諸費は合計で45億4,620万2,000円、前年度に対し 2 億1,053万1,000円、4.9%の増を見込みました。内訳としまして、1 目一般被保険者療養給付費に36億9,000万円、2 目退職被保険者等療養給付費に 7 億7,800万円、3 目一般被保険者療養費に4,700万円、4 目退職被保険者等療養費に900万円、5 目妊産婦付加金は350件で700万円、6 目審査支払手数料は28万7,000件で1,520万2,000円を見込

みました。

332ページになります。2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に4億100万円、2目退職被保険者等高額療養費に7,400万円を見込みました。

333ページになります。4項1目出産育児一時金の8,400万円は、1件当たり35万円で240件を見込みました。

5項1目葬祭費の4,900万円は、1件当たり7万円で700件を見込みました。

3款1項老人保健拠出金は、1目老人保健医療費拠出金に10億9,773万円、334ページになります。2目老人保健事務費拠出金に1,473万2,000円を見込みました。

4款介護納付金は6億2,495万2,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものであります。

5款共同事業拠出金は10億1,819万円を見込みました。これは、歳入でも申し上げましたが、昨年の10月から保険財政共同安定化事業が新たに発足し、4月から9月までは1か月当たり80万円を超えるものを対象としておりましたが、「30万円を超え80万円」と「80万円を超えるもの」の二本立てになったことから、423.2%の増となったものであります。

6款保健事業費は3,295万9,000円を見込みました。主な事業としましては、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が2,109万4,000円、年4回発送の医療費通知事業が309万2,000円、336ページになります。健康優良家庭表彰事業が235万円、18年度から始めました国保保健指導事業が398万5,000円、これは、55歳以上60歳未満の被保険者の中から2,000人を抽出して生活習慣調査を実施し、結果を基に生活習慣病予防を指導することにより医療費の適正化に努めるものであります。

飛びまして338ページになります。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は1,358万4,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

340ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

341ページと342ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、343ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、343ページをお開きください。1款診療収入、1項外来収入は5,775万8,000円、前年度に対し336万5,000円、6.2%の増を見込みました。主なものとしましては、1目国民健康保険診療報酬収入が1,104万円、2目社会保険診療報酬収入が769万2,000円、3目老人保健診療報酬収入が2,880万円、4目一部負担金収入が998万5,000円であります。

2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は222万3,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

飛びまして345ページになります。6 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金707万9,000円を見込みました。

346ページになります。7 款繰越金は470万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

347ページになります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は3,835万円を見込みました。主なものは、職員人件費が1,979万円、事務費が1,795万4,000円であります。

飛びまして350ページになります。2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は2,958万円、前年度に対し2.8%の増を見込みました。

352ページから355ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月19日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の357ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を44億3,800万円と定めるものであります。

次の358ページ、359ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は361ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

361ページ、362ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

363ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は22億6,684万8,000円、前年度に対し1億1,815万円、5.0%の減を見込みました。内訳として、1 項 1 目医療費交付金に22億4,750万5,000円、2 目審査支払手数料交付金に1,934万3,000円であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費国庫負担金は14億1,766万4,000円を見込みました。

364ページになります。3 款県支出金、1 項 1 目医療費県負担金は3億5,441万7,000円を見込みました。

4 款繰入金は、一般会計から3億6,793万4,000円を見込みました。

5 款繰越金は3,000万円を見込みました。

365ページになります。6 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金113万2,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

366ページになります。1 款総務費は1,351万8,000円を見込みました。内訳として、老人保健事務費に351万2,000円、また、医療費適正化事業費は1,000万6,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものであります。

367ページになります。2 款医療諸費は43億9,334万3,000円、前年度に対して3,214万5,000円、0.7%の減を見込みました。内訳として、1 項 1 目医療給付費は43億円、2 目医療費支給費は7,400万円、3 目審査支払手数料は1,934万3,000円であります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の369ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額を32億2,792万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の370ページから376ページまでですが、歳入歳出予算及び事項別明細書の総括ということですので説明は省略させていただきます。

377ページの歳入から、予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第1号被保険者保険料は、納付義務者数を1万5,820人と見込み、対前年度3.3%の増です。介護保険条例で定める基準額3万5,400円に所得段階に応じた6段階により調定額を見込み5億4,103万6,000円を計上しました。保険料の内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を年金からの天引き者1万3,763人と見込み4億7,761万1,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に6,066万2,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に276万3,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は5億3,584万9,000円を、2 項 1 目調整交付金は介護保険の財政調整を行うため交付されるもので保険給付費の6.14%を見込み1億9,078万8,000円を、2 目地域支援事業交付金に2,127万円をそれぞれ見込みました。大幅

な伸び率については歳出のところでご説明いたします。

378ページになります。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で9億6,326万5,000円を、2目地域支援事業支援交付金に454万5,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は4億7,402万6,000円を、2項1目地域支援事業交付金に1,063万5,000円を見込みました。

379ページの中段になります。6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は3億8,841万4,000円、2目地域支援事業繰入金に1,063万5,000円を、3目介護保険事務費繰入金に4,517万3,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款の繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金3,200万円は、歳入不足額を繰り入れるものです。

380ページの下段になります。8款2項2目雑入の385万1,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、382ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務経費で628万円を見込みました。増加の理由は、説明欄の13節委託料ですが、平成21年度からの第4期介護保険事業計画策定の準備としてアンケート調査を実施するため、業務委託料350万円を計上したことによります。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費363万8,000円を見込みました。

383ページになります。3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週2回、年96回と見込み2,194万7,000円を計上しました。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,178万2,000円と見込みました。

385ページの下段の表になります。2款保険給付費は、実績を勘案し、この表には記載がありませんが、保険給付費総額を31億730万5,000円と計上し、対前年度4.7%の増を見込みました。

1項1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、利用者を929人と見込み9億492万円を計上いたしました。

2目地域密着型介護サービス給付費ですが、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにすることを目的に、原則として市民のみが利用可能なサービスで、利用者は、認知症対応型通所介護に25人、グループホー

ムに38人、30人未満の小規模特別養護老人ホームは19年度から新たにサービスが開始されることから定員数の16人を見込み1億7,525万8,000円を計上しました。

次に、386ページになります。3目施設介護サービス給付費は、利用者を老人福祉施設335人、老人保健施設205人、療養型医療施設15人の合計555人を見込み15億7,136万9,000円を計上しました。

387ページ中段になります。6目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプランの作成費で、単価改正により40.4%増の1億3,128万1,000円を見込みました。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で利用者を282人と見込みそれぞれ計上しております。

389ページの下段になります。3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で365万5,000円を見込みました。

390ページになります。4項1目高額介護サービス費は、実績から推計し、3,999万9,000円を計上しました。

5項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、実績により見込み計上しております。

391ページ中段になります。3款財政安定化基金拠出金は、平成18年度から20年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、321万1,000円を計上しました。

392ページになります。5款地域支援事業費は、18年度から創設された事業でありまして、19年4月には地域支援事業を実施していく地域包括支援センターが設置され本格的な介護予防事業がスタートするため、地域支援事業費総額では4,342万2,000円の増を見込みました。この地域支援事業に対する負担の割合ですが、1項介護予防事業費は介護保険制度と同率で、第1号被保険者が19%、第2号被保険者が31%、国が25%、県と市が12.5%ずつで、2項包括的支援事業費及び3項任意事業費は、第1号被保険者が19%、国が40.5%、県と市が20.25%でありますので、歳入の負担割合もそれぞれ増となったものであります。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は、特定高齢者を対象とした事業費を740万8,000円、2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費を763万6,000円と見込みました。

393ページになります。2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人

件費を見込み1,951万3,000円を計上いたしました。

395ページの下段になります。3項1目任意事業費は2,742万3,000円を見込みました。

398ページの下段になります。7款予備費は1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、399ページから402ページは給与費明細書です。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時 17分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○下水道課長（山崎健次） 議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の403ページをお開き願います。19年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ7億5,700万円に定めるものでございます。これは、前年度比較2,100万円、2.7%の減でございます。

第2条の地方債につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

次に、404ページから406ページの各款ごとの予算につきましては、提案理由で申し上げておりますので割愛させていただきます。

407ページをお願いします。第2表地方債でございますけれども、限度額1億6,000万円を計上するものでございます。内容でありますけれども、管渠、面整備、処理場等を対象とした起債の算定をしたものでございます。

409ページ及び410ページは事項別明細書の総括であります。これらの内容につきましては、

411ページ以降の予算科目ごとにご説明申し上げます。

それでは、411ページをお願いします。歳入について説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目下水道事業負担金は2,725万1,000円で、対前年度比較705万5,000円、20.6%の減となっております。これは下水道事業受益者負担金でございます。平成18年3月までに供用開始した141.7ヘクタールの区域及び平成19年3月末に新たに供用開始しますイ・ロ地区の4.2ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は4,852万9,000円で、対前年度比較228万5,000円、4.9%の増でございます。この額は18年度の実績を基に推定して計上しております。

2 項 1 目下水道手数料は8万4,000円で、対前年度比較6万円、41.7%の減でございます。内容は、旭市下水道排水設備指定工事店の更新手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫補助金は5,550万円で、対前年度比較850万円、13.3%の減となっております。これは国庫補助対象事業に対します国からの補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

次に、412ページをお願いします。4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金1,000円は科目設定でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は4億1,856万2,000円で、対前年度比較36万円、0.1%の増となっております。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は3,500万円で、対前年度比較1,000万円、40.0%の増となっております。旭市下水道財政調整基金から下水道事業特別会計の健全な運営に資するため繰り入れるものでございます。

次に、413ページをお願いします。6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は1,200万円で、対前年度比較900万円、42.9%の減となっております。内容は、18年度からの繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項 1 目延滞金及び2 項 1 目市預金利子のいずれも1,000円は、前年度と同様に科目設定でございます。

一番下段の3 項 1 目雑入は7万1,000円で、対前年度比較3万円、29.7%の減となっております。

次に、414ページをお願いします。8 款市債、1 項 1 目下水道債は1億6,000万円で、対前年度比較900万円、5.3%の減であります。これは、対象工事費から国の補助金を除きまして

補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するものでございまして、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。

415ページでございます。1款総務費、1項1目一般管理費は8,180万6,000円で、対前年度比較1,098万9,000円、15.5%の増でございます。主な内容としましては、説明欄1の一般事務関係職員給与費でございまして、8人分でございます。

また、説明欄2の一般管理事務費は1,035万4,000円でございます。416ページになります。一般管理事務費の14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料404万2,000円には、システムなどの借り上げ料が含まれております。

説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は109万7,000円でございます。受益者負担金の前納報奨金でございます。

11節需用費のうち、417ページをお開き願います。印刷製本費は81万9,000円でございます。浄化センターのパンフレットの作成料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、下水道加入者の負担の軽減と水洗化率の向上を図るための補助金及び融資を受けた場合の利子補給でございます。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億3,252万2,000円でございます。対前年度比較164万8,000円、1.3%の増でございます。説明欄2の施設維持管理費の主な内容としまして、418ページをお開き願います。13節委託料のうち庁舎清掃委託料は168万9,000円でございます。処理場の管理棟及び汚泥処理棟の清掃業務の委託料でございます。処理場運転業務委託料6,280万1,000円、水質分析委託料320万3,000円、汚泥等運搬処理業務委託料718万2,000円、脱臭装置活性炭交換業務委託料179万6,000円でございます。これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務でございまして、専門業者に委託するものでございます。

15節工事請負費でございますけれども、管渠工事費500万円で、前年度同様、緊急用に充てるものでございます。

次に、419ページになります。18節備品購入費は、水質検査に必要な計器に充てるものでございます。

2項1目工事費は2億4,209万8,000円、対前年度比較1,329万5,000円、5.2%の減でございます。主な内容としましては、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の面整備等委託料

9,930万円は、現事業認可の計画目標年次でございます平成23年度末に供用開始区域の拡大等によります汚水流入量の増加が見込まれますために、中継ポンプ場及び浄化センターの水処理施設等の実施設計と、平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震等を踏まえまして、浄化センターと重要な幹線管路等の耐震診断を予定しております。

420ページになります。15節工事請負費の管渠工事は1億2,810万円でございます、イ・ロ地区の7.8ヘクタールの面整備工事を予定していることと、18年度に面整備工事を実施しましたイ・ロ地先の舗装復旧工事を予定しております。

19節負担金補助及び交付金1,050万円は、面整備工事に伴います支障となる水道管・ガス管の切り回し工事の負担金でございます。

また、22節補償補填及び賠償金210万円は、下水道工事に伴います建築物等への被害が発生した場合の補償金と電柱移設等の補償金を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は1億9,954万2,000円で、対前年度比較1,976万3,000円、9.0%の減となっております。これは下水道債の償還元金でございます。

1項2目利子は9,803万2,000円で、対前年度比較57万9,000円、0.6%の減でございます。これは下水道債の償還利子でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、422ページをお願いします。給与費明細書でございます。1の特別職は、公共下水道事業審議会委員9人分の報酬でございます。

423ページは一般職についての総括でございます、職員数、給与費、共済費等について対前年度との比較表でございます。

424ページから426ページにつきましては割愛させていただきます。

427ページになります。最後になりますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。平成19年度末の現在高見込額はおおむね43億1,000万円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成19年 1 月末におけます江ヶ崎地区の状況につきましては、処理区域内人口1,408名に対しまして使用人口1,007名で、普及率は71.5%であります。琴田地区につきましては、処理区域内人口694名に対しまして使用人口は413名、普及率は59.5%でございます。

それでは、お手元の予算書の429ページをお目通しいただきたいと思います。平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ5,217万2,000円と決めました。前年度予算額4,859万円に対しまして7.4%の増であります。

次に、430ページの歳入歳出予算から434ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、435ページの歳入から予算の順を追ってご説明をさせていただきます。

それでは、435ページをお願いいたします。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は210万円、対前年度42万円、25%の増であります。内訳といたしましては、江ヶ崎地区 3 件、琴田地区 2 件の受益者分担金を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,361万2,000円で、対前年度77万9,000円、6.1%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯数及び新規に使用する世帯数を見込んでおります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区は使用戸数214 戸及び新規 5 戸で971万9,000円を見込んでおります。琴田地区につきましては使用戸数85 戸及び新規 2 戸で389万3,000円を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は3,645万6,000円で、対前年度238万3,000円、7.0%の増であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

4 款繰越金は科目設定であります。

続きまして、436ページをお願いいたします。5 款諸収入は科目設定であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に係ります職員の人件費及び管理経費935万3,000円で、対前年度28万3,000円、3.1%の増であります。説明欄 1 の農業集落排水関係職員給与費は835万円、説明欄 2 の一般管理事務費は100万3,000円であります。

続きまして、438ページをお願いいたします。2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は、各経費の実績を勘案しまして1,686万8,000円、対前年度258万7,000円、18.1%の増であります。説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,180万2,000円で、主なものとしましては、光熱水費312万円、修繕料323万5,000円、維持管理業務委託料355万7,000円でございます。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費につきましては506万6,000円で、主なものは光熱水費130万8,000円、維持管理業務委託料230万7,000円でございます。

続きまして、440ページをお願いいたします。2 目資源循環事業費168万9,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥を肥料として還元するための費用であります。主なものは、汚泥農地還元業務委託料の157万5,000円であります。

次に、2 項 1 目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費でございます。

次に、3 款公債費、1 項 1 目元金1,468万6,000円、2 目利子647万6,000円は、農業集落排水整備によります借入金の償還金であります。

次に、4 款繰出金210万円は、歳入の受益者分担金で受け入れました収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、442ページをお願いいたします。5 款予備費につきましては50万円を計上させていただきます。

次に、443ページ、給与費明細書でございます。職員数、給与費、共済費、職員手当等につきましては対前年度との比較表でございます。

444ページから446ページにつきましてはご覧いただきたいと思います。

最後に、447ページをお開きいただきたいと思います。地方債の借入高に关します調書であります。表の右でございますけれども、19年度末におけます見込額は3億2,937万7,000円であります。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第 7 号、平成19年度旭市水道事業会計について、補足説明を申し上げます。

本年度の水道事業につきましては、施政方針の中で市長が申し上げましたが、将来にわたっての配水施設整備計画を策定しましたので、19年度はその初年度に当たり、給水区域内における効率的な施設の一体化等を図るための配水管布設工事を行い、水道水の安定供給と普及率の向上に努めてまいります。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。給水件数を1万8,458件に、年間給水量を608万5,700立方メートル、1日平均給水量を1万6,628立方メートルに予定しました。主な建設改良事業として、配水管布設工事等に1億3,706万6,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出を記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明をいたします。

次は、3ページでございます。第5条は企業債でございます。19年度は給水区域内の施設の一体化等に伴う配水管整備事業を行うために起債を借り入れるもので、起債の目的、限度額、方法等を定めたものです。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる項を定めるものでございます。

第8条は、職員給与費及び交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第9条は、高料金対策のため、一般会計から受ける補助金を1億4,862万円とするものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を201万2,000円と定めるもので、これは量水器の購入費でございます。

次に、5ページをお開きください。平成19年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益18億1,415万3,000円は、前年度に比べて1億7,616万1,000円、10.8%の増を予定いたしました。

1項営業収益15億3,511万8,000円の内訳につきましては、1目給水収益15億2,565万7,000円は水道料金であり、有収水量を572万500立方メートル見込みました。

2目受託工事収益352万5,000円は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益でございます。

3目その他営業収益593万6,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金500万円及び各種手数料でございます。

2項営業外収益は2億7,903万5,000円を予定いたしました。この主な内訳につきましては、1目他会計補助金1億4,862万円は、一般会計からの高料金対策としての補助金であります。

2目補助金1億3,040万5,000円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金でございます。

次に、支出でございますが、6ページをお開きください。1款水道事業費用は16億6,070

万8,000円で、前年度に比べ3,001万2,000円、1.8%の減を予定いたしました。

1 項営業費用14億5,208万4,000円の主な内訳につきましては、1 目原水及び浄水費 8 億4,310万1,000円の受水費、2 目配水及び給水費 2 億2,006万4,000円、その内訳は、配水、給水施設の維持管理運営費及び工務班職員の人件費などでございます。

3 目受託工事費367万5,000円は、先ほどの収入欄の受託工事収益で説明したとおりでございます。

4 目総係費 1 億3,556万5,000円は、管理棟の維持管理費及び水道料金収納事務に係る費用並びに業務班職員の人件費などでございます。

5 目減価償却費は 2 億4,966万9,000円を予定いたしました。

2 項営業外費用 2 億222万4,000円を予定いたしました。内訳は、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 1 億8,532万8,000円、2 目消費税及び地方消費税1,689万6,000円でございます。

3 項特別損失は、過年度損益修正損として340万円を予定いたしました。

4 項予備費は300万円を予定いたしました。

次に、7 ページをお開きください。資本的収入及び支出の内訳でございます。

収入につきましては、1 款資本的収入で 1 億4,217万3,000円、前年度に比べて 1 億1,279万9,000円、384.0%の増を予定いたしました。

1 項 1 目企業債 1 億1,800万円は、配水管の整備に充てる財源の一部として企業債を借入れするものでございます。

2 項 1 目負担金の240万円は、消火栓の設置に係る一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目給水申込納付金は2,177万3,000円を予定いたしました。

支出につきましては、1 款資本的支出は 5 億9,664万7,000円で、前年度に比べて 1 億1,635万2,000円、24.2%の増を予定いたしました。

1 項 1 目拡張工事費 1 億3,706万6,000円は、主な建設改良事業として、冒頭申し上げましたが、給水区域内の施設の一体化及びループ化等による水質・水圧の改善並びに未給水地区の解消などに対応するための配水管布設工事でございます。

2 目固定資産取得費366万2,000円は、量水器、器具備品などの購入費でございます。

2 項 1 目企業債償還金は 4 億5,391万9,000円を予定いたしました。

3 項 1 目予備費は200万円を予定いたしました。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。中ほどになります。この資本的収支の不足額 4 億5,447万4,000円につきましては、第 4 条の括弧書きに記載されております

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額566万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金 4 億4,881万2,000円で補てんするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。この表は平成19年度の資金計画でございます。年度末の現金を 4 億6,036万6,000円と予定いたしました。

次の9 ページから12ページまでは職員給与費関係の明細で、各種の支給要件などにつきましては一般会計と同様でございます。

13ページから15ページにつきましては平成19年度末の予定貸借対照表でございます。予定では、15ページになりますが、19年度の純利益は 1 億4,768万8,000円、欠損金合計で 4 億3,000万7,000円となる見込みでございます。

16ページから20ページまでは平成18年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、20ページになりますが、18年度の純損失は1,969万2,000円、欠損金合計では 5 億7,769万5,000円が見込まれます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） 議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の1 ページをお開きください。第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。1、事業量、事業計画ですが、（1）病床数956床、（2）患者数、イ、入院患者数32万9,940人、ロ、外来患者数85万700人、（3）介護老人保健施設、イ、入所者数3万4,140人、ロ、通所者数5,450人、2 ページをお開きください。（4）養護老人ホーム、イ、入所者数1万8,120人、ロ、短期入所者数880人、（5）特別養護老人ホーム、イ、入所者数1万8,000人、ロ、短期入所者数700人、（6）ケアハウス、イ、入所者数1万4,530人、以上の人数を見込んだところでございます。

2、資本的支出、建設改良計画、（1）工事費 6 億3,302万9,000円は、看護師宿舎新築工事、病院再整備事業の基本設計料、看護学校改修工事などを予定いたしました。（2）資産購入費11億5,863万3,000円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,664人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額は、6 ページの実施計画により説明申し上げます。

すので、6ページをお開きください。平成19年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は303億4,324万4,000円を予定いたしました。

1項医業収益は277億1,501万5,000円を見込みました。主な内訳でありますけれども、1目入院収益は138億7,192万9,000円、2目外来収益は129億4,268万3,000円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数、診療単価の実績や在院日数の動向を勘案いたしました。

2項医業外収益は15億5,991万5,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億3,145万7,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金11億2,960万7,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億2,324万9,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円を見込んでおりまして、繰入金の合計は12億9,553万8,000円であります。

3項看護師養成事業収益1億7,562万円ですが、次の7ページをお開きください。看護学生152名の授業料、寄宿舍費、繰入金などあります。

4項介護老人保健施設事業収益4億7,150万円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億5,402万6,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などあります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億170万円は、入所者の介護料などあります。

7項ケアハウス事業収益6,546万7,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などあります。

次に、支出であります。1款病院事業費用は302億5,090万9,000円を計上いたしました。1項医業費用は273億4,076万2,000円あります。主な内訳であります。1目給与費130億908万7,000円は、病院職員1,544名に係る給与費であります。2目材料費91億3,941万3,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3目経費29億7,189万5,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4目減価償却費は20億3,756万9,000円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は16億1,804万9,000円あります。主な内訳であります。1目支払利息

及び企業債取扱諸費 4 億2,640万1,000円、 3 目雑損失 5 億8,006万1,000円、 4 目繰延勘定償却 5 億7,691万3,000円などであります。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億4,513万7,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などであります。

次の4 項から7 項までは、いずれも各施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費用は 4 億9,788万円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億4,568万8,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,335万9,000円、7 項ケアハウス事業費用は7,003万3,000円であります。

次の9 ページをお願いいたします。9 項予備費は1,000万円を計上いたしました。

次に、10ページは資本的収入及び支出であります。1 款資本的収入は682万5,000円を予定いたしました。1 項1 目補助金577万5,000円は、医療器械購入に係る補助金であります。

2 項1 目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

1 款資本的支出は30億2,650万2,000円を計上いたしました。1 項建設改良費、1 目工事費 6 億3,302万9,000円は、看護師宿舎新築工事のほか、病院再整備事業の基本設計料や2 クラス化のための看護学校改修工事などを予定いたしました。2 目資産購入費11億5,863万3,000円は、医療機械器具 8 億9,245万8,000円、開発費 2 億6,250万円などであります。

2 項1 目企業債償還金は12億3,484万円であります。

ここで、大変恐れ入りますが、4 ページに戻らせていただきます。第4 条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは資本的収入682万5,000円、資本的支出30億2,650万2,000円により生ずる不足額30億1,967万7,000円を損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第5 条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第6 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第7 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

第8 条は、たな卸資産の購入限度額を108億1,500万円と定めるものであります。

第9 条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり全自動ジェットウォッシャー超音波洗浄装置の購入など6 件を予定いたしました。

次に、11ページをお開きください。この表は平成19年度の資金計画です。当年度予定額の

一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を36億9,469万2,000円に予定いたしました。

次の12ページからは平成19年度予定貸借対照表であります、15ページの下から5行目、八の当年度末処分利益剰余金でありますけれども、当期利益金を含めて10億7,302万4,448円となる見込みでございます。

以下、16ページからは平成18年度予定損益計算書、19ページからは平成18年度予定貸借対照表、23ページからは給与費明細書、30ページからは実施計画内訳書、そして43ページは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。利用者数といたしまして、宿泊を1万9,000人、休憩を8,000人とし、1日平均利用者数を宿泊につきましては52人、休憩を22人と予定いたしました。

次に、2ページの第3条で収益的収入及び支出を、第4条で資本的収入及び支出を記載のとおり決めました。内容につきましては、実施計画により説明をさせていただきます。

次に、3ページの第5条継続費でございます。資本的支出の建設改良費に施設改善事業といたしまして総額2億7,013万4,000円を計上するもので、この年割額でございますけれども、平成19年度に1億894万8,000円、平成20年度に1億6,118万6,000円を予定いたしました。

次に、4ページの第6条企業債でございます。起債の目的ですが、施設改善事業、限度額を9,140万円といたしまして、記載のとおり定めるものでございます。

第7条一時借入金ですが、その限度額を9,000万円と定めるものでございます。

第8条ですが、職員給与費を議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして定めるものでございます。

次に、5ページの第9条ですが、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を5,357万5,000円と定めるものでございます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款国民宿舎事業収益を 2 億687万5,000円と予定いたしました。

第 1 項営業収益は 2 億447万4,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1 目利用収益 1 億8,886万9,000円は宿泊料及び食事料等でございます。2 目売店収益1,350万円は、土産品及び販売機等の売り上げでございます。3 目その他営業収益210万5,000円は、配膳料、違約金等でございます。

第 2 項営業外収益は240万1,000円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1 目補助金82万円は、市営プール維持管理に伴います一般会計からの補助金でございます。2 目雑収益158万1,000円は、臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に、支出でございますが、8 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 款国民宿舎事業費用は 2 億71万9,000円と予定いたしました。

第 1 項営業費用は 1 億9,930万5,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1 目宿舎経営費 1 億8,368万2,000円は、人件費、食事材料費等でございます。2 目減価償却費は 1,525万5,000円を予定いたしました。3 目資産減耗費は36万8,000円を予定いたしました。

第 2 項営業外費用41万4,000円は、企業債利息、繰延勘定償却費、雑支出及び消費税を予定いたしました。

第 3 項予備費は100万円を予定させていただきました。

次に、9 ページをお願いしたいと思います。資本的収入でございますけれども、9,140万円を予定いたしました。内容につきましては、施設改善事業に係る企業債でございます。

資本的支出につきましては 1 億2,314万9,000円を予定いたしました。1 項建設改良費は 1 億1,248万円と予定いたしました。内訳につきましては、1 目工事費9,523万5,000円は 1 階レストラン及び外壁改修工事等を予定いたしました。2 目資産購入費1,724万5,000円は家具等の備品購入費を予定いたしました。

2 項企業債償還金は273万9,000円を予定いたしました。

3 項開発費693万円は、商品開発や営業体制の見直し等、民間の経営手法導入を図るため、経営改善業務委託費を予定いたしました。

4 項予備費は100万円を予定いたしました。

恐れ入りますけれども、2 ページに戻っていただきたいと思います。第 4 条資本的収入及び支出の括弧書きには、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額、いわゆる補

てん財源を示しております。資本的収入額9,140万円、資本的支出額1億2,314万9,000円に対しまして不足する額3,174万9,000円でございますけれども、消費税及び地方消費税資本的収支調整額573万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,586万3,000円、建設改良積立金1,015万2,000円で補てんをするものでございます。

次に、11ページをお願いしたいと思います。平成19年度資金計画でございます。年度末の現金を8,204万5,000円と予定いたしました。

次に、12ページから15ページまでは給与費明細書でございますので、説明の方は省略させていただきます。

次に、16ページから18ページまでは平成19年度末の予定貸借対照表でございます。18ページの中段になりますけれども、予定ではこの期間の純利益は42万2,000円で、繰越利益剰余金と合わせまして1,154万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第10号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ9億2,350万円を追加し、予算の総額を271億4,000万円とするものです。

第2条は繰越明許費ですが、内容は5ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正ですが、内容は6ページの第3表で説明いたします。

2ページから4ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

5ページです。第2表の繰越明許費は、掲載の各事業が年度内に完了しない見込みとなったことから繰越明許の設定を行うものです。

6ページです。第3表の地方債の補正について説明いたします。

国の補正予算が成立し、安全・安心な学校づくり交付金の追加が決定しました。平成19年度に予定していた地震補強、大規模改造工事のうち幾つかが今年度に前倒しで採択されたので、今回の補正で対応するものです。財源は交付金と補正予算債となります。補正予算債は充当率が100%でございます。どの団体もこの時期になりますと一般財源の余裕がなく

なりますので、100%の起債が認められるものでございます。そして、この補正予算債は後年度に元利償還金の50%、地震補強の部分は60%が普通交付税に算入されますので、通常の起債と比較してかなり有利と言えます。まず、小学校校舎等改修事業では中央小、鶴巻小、滝郷小の校舎等改修により限度額を5億3,750万円と、中学校校舎改修事業では第一中学校の校舎改修により限度額を2億5,430万円とそれぞれ予定するものです。

なお、これらの事業は18年度中に執行することができないため全額19年度に繰り越して執行することになりますので、先ほどの5ページの繰越明許費の表に掲載してございます。

次に、変更です。排水路整備事業の1,340万円の減額は、まちづくり交付金が増になったことにより減額するものです。小学校校舎改修事業で5,150万円、小学校屋内運動場改修事業で90万円、中学校屋内運動場改修事業で2,050万円の追加は、それぞれ学校教育施設等整備事業債を予定しておりましたが、合併特例債の対象となったために充当率が上がりますので、それに対応するものでございます。

次に、歳入です。飛んで9ページになります。11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金3,443万1,000円の追加は、児童数の実人数が当初の人数を上回ったため保育所運営費負担金を追加するものです。

3目教育費負担金84万5,000円の追加は、児童・生徒数の実人数が当初の人数を上回ったため学校給食費負担金を追加するものです。

13款国庫支出金の1項1目2節児童福祉費国庫負担金107万6,000円の追加は、児童数の増加によるものです。

2節生活保護費負担金の2,435万4,000円の減額は、医療扶助費が減となったためです。

2項1目民生費国庫補助金、1節障害程度区分認定等事業費補助金103万4,000円の追加は、障害程度区分認定等に係る事務費が補助対象になったためです。

2節次世代育成支援対策交付金675万円の減額は、交付基準の変更によるものです。

10ページです。3目土木費国庫補助金1,889万4,000円の追加は、排水路整備事業、市営住宅耐震診断事業について計上するものです。

5目教育費国庫補助金の3億1,505万5,000円の追加は、第3表の地方債補正の追加でご説明したとおり、安全・安心な学校づくり交付金が新たに採択されたため計上するものです。

6目総務費国庫補助金の市町村合併推進体制整備費補助金340万円の追加は、小学校緊急通報システムの設置に対して補助を受けるものです。

14款県支出金、1項1目2節児童福祉費負担金53万8,000円の追加は、国庫負担金と同様

に、児童数の増加によるものです。

6 目総務費県補助金474万5,000円と 7 目教育費県補助金394万8,000円の追加は、県派遣職員の人件費に対して支援を受けるものです。

2 項 2 目民生費県補助金314万5,000円の減は、補助基準額の改正と当初予定した事業ができなかったことにより減となります。

8 目県総合補助金100万円の追加は、元気な市町村づくり総合補助金で、医療福祉・食・交流の郷づくり事業に対する補助が決定したものです。

17款繰入金です。1 目財政調整基金繰入金の 2 億6,387万9,000円の減額は、国・県の補助金等の採択及び幾つかの小・中学校校舎等の地震補強、大規模改造工事が合併特例債の対象となったことにより、基金の繰り入れが少なく済むものです。

12ページです。19款諸収入です。3 項 1 目 1 節保育所管外受託事業収入789万8,000円の減額は、児童の減によるものです。

5 項 3 目雑入711万円の減は、コミュニティバス 2 台の購入額が決定したため、日本宝くじ協会の助成を減額するものです。

20款市債は 8 億5,130万円の追加であり、第 3 表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出です。事業を単位に、歳入で触れなかった主な内容を説明いたします。

13ページになります。1 款 1 項 1 目議会費の議会運営費の追加は、会議録調製委託料です。

2 款 1 項 8 目電子計算費6,712万3,000円の減額は、説明欄 1 番の電算システム運用事業で、法改正によるシステム改修費用額が決定したことによる減額と、新規で介護保険システムの改修を行うものです。2 番の統合型地理情報システム整備事業は、契約額が決定したことによるものです。

10目地域振興費は、説明欄 1 番のコミュニティバス等運行事業819万5,000円の減額で、8 節報償費と18節バス購入額が決定したことによる減、また、19節バス助成金の追加は、海上地区ルートの前年 1 月から12月までの運行実績による損失額と19年 4 月からの新車両の導入により、年度ごとの委託費に変更するための 1 月から 3 月分までの損失見込みを補正するものです。14ページです。2 番のバス路線維持対策事業346万5,000円の追加は、千葉交通が運行する路線バスの府馬線と神宮寺浜線の 2 路線に対する補助です。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費315万8,000円の減額は、障害程度区分認定等事業に係る国の基準が決定されたことにより、サービス利用計画作成対象者数などが減となったためです。

4目国民健康保険費179万5,000円の追加は、国保財政安定化支援事業繰出金の増によるものです。

3項4目保育所費で説明欄1番の保育所運営費437万4,000円の減額は、私立保育所運営委託料が児童の減で減額、管外保育委託料を児童の増により追加するものです。2番の私立保育所保育対策等促進事業367万4,000円の減額と、16ページになります。3番私立保育所すこやか保育支援事業442万2,000円の減額は、補助基準額の改正と当初予定した事業ができなかったことにより減となります。

4項2目生活保護扶助費3,247万1,000円の減は、医療扶助費の減によるものです。

4款1項4目環境衛生費527万2,000円の減額は、東総地域ごみ処理広域化推進協議会の解散により減となります。

6款1項4目畜産振興費360万1,000円の追加は、豚オーエスキー病、鶏伝染病予防事業の実施数の増加に伴うものです。

7款1項2目商工振興費100万円の追加は、干潟工業団地内の排水の放流先となる農業用排水路の維持管理費の負担金として計上するものです。

18ページです。8款3項3目都市下水道費2,280万円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減によるものです。

4項1目住宅管理費252万円の減額は、市営住宅耐震診断調査事業で、事業費が決定したことによるものです。

10款2項1目学校管理費の説明欄1番の小学校耐震診断調査事業429万4,000円の減額は、事業費が決定したことによるものです。2番の小学校施設改修事業7億4,814万2,000円の追加は、中央小、鶴巻小、滝郷小校舎等の地震補強、大規模工事を行うものです。それで、先ほど私が議案第1号の10款の教育費の中で小学校7校の校舎等の改修工事を19年度予算で行うということを申し上げましたが、実は今申し上げました3校は先ほどの中に含まれてしまっておりました。平成19年度で予算化いたしますのは4校でございます、19年度に事業執行するのが今申し上げました3校と合わせて7校ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、20ページです。3項1目学校管理費の説明欄1番の中学校耐震診断調査事業160万6,000円の減額は、事業費が決定したことによるものです。2番中学校施設改修事業3億1,691万7,000円の追加は、第一中学校校舎の地震補強、大規模改造工事を行うものです。

10款5項3目学校給食費84万5,000円の追加は、第二学校給食センター運営費で児童・生

徒数の増による給食費負担分の賄材料費を計上するものです。

13款 2 項 1 目水道事業公営企業費609万7,000円の追加は、水道事業会計繰出金の増によるものです。

3 目国民宿舎事業公営企業費94万5,000円の追加は、耐震診断事業の国庫補助率の変更と対象事業費が増額となったため、相当額を出資するものです。

22ページです。本表は地方債の現在高の見込みに関する調書です。今回の補正額は、教育債に 8 億6,470万円を追加し、土木債から1,340万円を減額することにより、18年度末現在高見込額は271億2,361万4,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中でございますが、ここで 3 時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 3 分

再開 午後 3 時 3 5 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,182万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億6,644万5,000円とするものでございます。

2 ページから 3 ページは歳入歳出予算補正であります。

事業勘定についてご説明申し上げます。

5 ページ、6 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は409万6,000円を増額するものでございます。これは旭中央病院の保健事業に係る特別調整交付金でございます。

6款2項1目県財政調整交付金は260万円を増額するものであります。これは、国保事業の適正化に関する事業への交付として、国保特別会計を通して国保診療施設であります旭中央病院と滝郷診療所へ交付されるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金は179万5,000円を増額するものです。これは4節の財政安定化支援事業繰入金での増額であります。

10款1項1目繰越金は333万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。1款1項3目保健衛生普及費は639万6,000円を増額するものです。これは、歳入でも申し上げましたが、旭中央病院の保健事業に係る国の交付金と県交付金のうち、旭中央病院分をそのまま支出するものでございます。

9款1項3目償還金は512万9,000円を増額するものでございます。これは、国庫負担金のうち、平成17年度分の療養給付費等負担金の精算により返還するものでございます。

9款3項1目直営診療施設勘定繰出金は30万円を増額するものでございます。これも歳入で申し上げましたが、滝郷診療所分の国保事業の適正化に関する事業に係る交付金として施設勘定に繰り出すものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、平成18年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ89万円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億7,189万円とするものでございます。

2ページから3ページは歳入歳出予算補正であります。

5ページ、6ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

2款2項1目事務費国庫補助金として89万円を計上するものでございます。これは、昨年7月に電算システムの修正が必要となり、急を要するということから予備費で対応いたしましたが、このたび国庫補助金として交付されることから、受け入れのための予算措置を行うものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費は89万円を増額するものです。これは、歳入でも申しあげました電算システムの修正に伴う国庫補助金を受けまして、同額を電算業務委託料として計上するものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○下水道課長（山崎健次） 議案第13号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

平成18年度の下水道事業特別会計の市債の予算額につきましては、当初1億6,900万円でございましたが、今年度創設されました下水道事業債の特別措置分として借り入れ可能な2,280万円を増額しまして、同額を一般会計繰入金から減額するものでございます。

補正予算書の6 ページをお開き願います。歳入について説明いたします。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は2,280万円の減額となります。

8 款市債、1 項 1 目下水道債は2,280万円の増額となります。内訳は、下水道事業債特別措置分として借り入れることができる金額でございます。

歳入予算額及び歳出予算額の変更はございません。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第14号、平成18年度旭市水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1 ページをお開きください。第1条は、当会計の補正（第2号）を行う旨の規定でございます。

第2条は収益的収入の補正、第3条は資本的支出の補正であります。内容につきましては、2 ページの実施計画で説明させていただきます。

第4条は他会計からの補助金の補正であります。これは、収益的収入の補正と関連しますが、国の定める高料金対策補助金の基準単価の変更によりまして、一般会計からの補助金

が追加されるものであります。

次に、2ページをお開きください。平成18年度旭市水道事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入の部であります、1款水道事業収益は、既決予定額16億3,799万2,000円に3,418万2,000円を追加し、補正後の予定額を16億7,217万4,000円とするものでございます。この内訳といたしましては、2項営業外収益を追加するもので、内容としましては、1目他会計補助金ですが、先ほどの総則第4条でも申し上げましたが、一般会計からの高料金対策補助金609万7,000円を追加し、2目補助金につきましては、県から助成されている市町村水道総合対策事業補助金でございます。これは、一般会計からの高料金対策補助金が追加されたことと、補助金の算定に変更が生じたことによりまして、再計算の結果、2,808万5,000円の追加となるものでございます。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、既決予定額5億5,999万5,000円に119万4,000円を追加し、補正後の額を5億6,118万9,000円と予定するものでございます。この内容につきましては、企業債の借り換えに伴いまして元金償還に変更が生じ、企業債償還額を追加するものでございます。

次に、3ページをお開きください。平成18年度旭市水道事業会計補正予算資金計画でございます。17年度決算とこの補正によります受け入れ、支払資金を補正し、年度末の現金残高を5億2,130万1,000円と予定するものでございます。

次の4ページからは18年度末の予定貸借対照表でございます。

次に、6ページの下から5行目、当年度決算見込みは、純損失1,969万2,000円、欠損金合計額は5億7,769万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第15号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は補正予算を定める総則でございます。

第2条は、予算第4条に定めました資本的収入の予定額の補正を定めるものでございます。内容につきましては、3ページをお開きください。平成18年度補正予算（第2号）実施計画

でございます。

今回の補正は、資本的収入につきまして94万5,000円を追加いたしまして、補正後の予定額294万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項出資金94万5,000円の追加でございまして、耐震診断調査事業におけます国庫補助率が3分の1から2分の1に変更になりましたので、一般会計からの出資金が追加となるものでございます。これを受けまして、補正後の資本的収支不足額の財源も変更になります。

1ページに戻っていただきたいと思います。第2条には、予算第4条の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,595万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,501万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,423万円」を「当年度分損益勘定留保資金1,328万5,000円」に改めるものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。この表は平成18年度補正予算（第2号）資金計画でございます。補正後における当年度末の現金を9,208万4,000円と予定するものでございます。

次に、5ページから7ページまでは平成18年度末の予定貸借対照表でございます。

6ページの下段の自己資本金ですが、5億1,203万8,000円となる見込みでございます。

また、7ページの下段になりますけれども、剰余金合計8,179万5,000円と合わせました資本合計ですが、5億9,657万1,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第15号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第32号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第16号から議案第23号及び議案第32号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第16号、旭市監査委員事務局設置条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い制定するものです。従来は、地方自治法の規定により「市の監査委員の定数は3人又は2人とし、条例で定める」また「市の監査委員に条例により事務局を置くことができる」と規定さ

れていたため、当市では「監査委員条例」によりこれを定めていました。しかし、今回同法の改正により、「市の監査委員の定数は２人とする。ただし、条例でこれを増加することができる」と改正されました。当市においては、従来どおり監査委員の定数を２人とするためこれを条例で定める必要がないので、事務局の設置のみの条例を制定するとともに、現行の「監査委員条例」を廃止するものです。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

第１条は、地方自治法の規定により監査委員事務局を設置する旨の規定であります。

第２条は、事務局に必要な職員を置く。また、職員の定数は、定数条例に定める旨の規定であります。

第３条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定であります。

附則第１条は、本条例の施行日を規定するものであります。

附則第２条は、現行の旭市監査委員条例を廃止するものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

続いて、議案第17号、旭市副市長定数条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、やはり地方自治法の改正により、市町村の助役に代えて市町村に副市長を置くものと改正されたこと、また副市長の定数は条例で定めるものと改正されたことに伴い、当市においては、定数を１人とするため、新規に制定するものであります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続いて、議案第18号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、やはり地方自治法の改正により、「助役に代えて副市長を置く。」「収入役を廃止して一般職である会計管理者を置く。」「一般職の職員における吏員とその他の職員の区分を廃止するとともに、事務吏員及び技術吏員の区分の廃止をする。」と改正されたことに伴い、第１条の旭市行政組織条例から第９条の旭市特別職報酬等審議会条例までの関係条例９件について、一括改正するための条例を制定するものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

第１条は、旭市行政組織条例の別表の秘書広報課の事務分掌中の「助役」を「副市長」に改正するものです。

第２条は、旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の第４条第２項中の「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改正するものです。

第3条は、旭市職員の旅費に関する条例の別表の職又は職務の級中の「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改正するものです。

第4条は、旭市税条例の第2条第1号中の「市吏員」を「市職員」に改正するものです。

第5条は、旭市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の第6条中の「技術吏員、事務吏員その他」を削る改正をするものです。

第6条は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の第3条第2項第5号の「市の助役」を「副市長」に改正するものです。

第7条は、旭市青少年問題協議会設置条例の第3条第4項第2号の「助役」を「副市長」に改正するものです。

第8条は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の第5条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に改正するものです。

第9条は、旭市特別職報酬等審議会条例の第1条中の「、助役若しくは収入役」を「若しくは副市長」に改正するものです。

附則は、本条例の施行日を規定するものです。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案ですが、職員の勤務時間制度については、国家公務員に準じて無給の休憩時間及び有給の休憩時間の制度が設けられていましたが、民間企業では休憩時間に相当する制度が普及していない等の理由から、国において昨年7月から休憩時間が廃止されました。市においても国に準じて休憩時間を廃止して、勤務時間の改正を行うものであります。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

第6条第1項は、休憩時間、昼休みを1時間とする旨の規定です。

同条第2項は、育児及び介護等の事情のある職員については、該当する職員から申し出があり、かつ公務の運営に支障がないと所属長が認めたときは、休憩時間を45分とすることができる旨の規定です。

同条第3項は、窓口業務等職務の特殊性または部署の特殊の必要性がある場合、職員の休憩時間を交代で与えることができる旨の規定です。

第7条は、休憩時間を廃止するので、条文を削除するものです。

附則第1項は、本条例の施行日を規定するものです。

附則第2項は、公務の運営上、特別の形態により勤務する消防署等の交代制勤務職員については、その業務の特殊性及び勤務時間の割り振り等の観点から、従前の例による経過措置の規定です。

以上の改正によりまして、勤務時間は4月1日より午前8時30分から午後5時30分までとなる予定です。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

次に、議案第20号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、新年度において、障害福祉に係るシステムづくりのために中核的な役割を果たす協議の場としての「地域自立支援協議会」の設置、また指定介護予防支援事業者として新予防給付のケアマネジメントを行う地域包括支援センターの運営の公正性及び中立性を確保するための「地域包括支援センター運営協議会」を設置するため、両協議会の委員の報酬を月額6,000円と規定し、別表に加えるものです。

なお、施設の廃止により設置を終えた「勤労青少年ホーム運営協議会」の委員報酬の規定について、別表から削除するものです。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

次に、議案第21号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、助役を副市長に改めるとともに、旭市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の特別職の給料額を引き下げるとともに、交通機関を利用するものの通勤手当を加えるものです。これにより、市長の給料は79万円から77万4,000円に、助役の給料額は65万円から64万円に減額し、人件費の抑制を図るものであります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

次に、議案第22号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、ただいま議案第21号で補足説明を申し上げましたとおり、同様の理由により改正するものです。

なお、この改正により、教育長の給料額は61万円から60万円に減額するものであります。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

次に、議案第23号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、補足説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく改正で、扶養手当については、少子化対策が取り組まれている中で、３人目以降の子と２人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、３人目以降の手当額を5,000円から6,000円に引き上げるものです。

管理職手当については、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務、職責を端的に反映できるように、現行の定率制から職務の級別、職別の定額制に移行するものです。また、勧告とは別に行政改革の一環として給与の適正化を図るため、消防業務に従事する職員の特殊勤務手当を見直し、火災及び救急出場時の不従事・不搬送等の手当の廃止を行うものであります。

なお、改正条例の第10条第３項は扶養手当の改正に係る規定、第21条第２項は管理職手当の改正に係る規定、別表第３は特殊勤務手当の改正に係る規定、附則は本条例の施行日を規定するものです。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

次は、ちょっと飛んでいただきまして、第32号でございます。議案第32号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、１点目といたしまして、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体に千葉県後期高齢者医療広域連合が本年４月１日より新たに加わること、２点目として、北総西部衛生組合が解散し香取広域市町村圏事務組合と統合すること、３点目として、共同処理する事務に係る共同処理団体へ両団体の加入、減少により組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規約の改正、また、先ほど来補足説明を申し上げます地方自治法の改正に伴い、会計管理者の設置等、千葉縣市町村総合事務組合の執行機関に関する規約について所要の改正が生じたことから、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

以上で、議案第16号から議案第23号まで、及び議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第24号、議案第25号、議案第26号について、社会福祉課主幹、登壇してください。

（社会福祉課主幹 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定

につきまして、補足説明申し上げます。

保育所の指定管理者による管理ができるように 3 条を加えるものです。

第 5 条は、市立保育所の管理を指定管理者に行わせることができる旨、改正するものであります。

第 6 条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定するものであります。

第 7 条は、指定管理者はこの条例及びこの条例に基づく規則に定めるところにより管理を行わなければならないよう、規定するものであります。

なお、本条例の施行は平成19年 4 月 1 日といたしました。

以上で、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

廃止する犬林児童遊園は、境内地本堂の裏に位置しておりまして、防犯上の危険もあり、児童遊園に適さないため利用実態がない状況が続いておりました。また、地権者からも、児童遊園を廃止し、返還してほしい旨の要望がありましたので廃止するものであります。

なお、廃止については地元区の同意もいただいております。

以上で、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本事業につきましては、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業の補助対象事業となっております。このほど、県は平成19年度から当該事業の中で入院時の食事の自己負担額への補助の廃止をするという要綱改正を行います。それによりまして、本市におきましても条例改正の必要が生じたので、一部を改正するものであります。

改正の内容は、第 4 条、助成の範囲であります。第 1 項第 2 号の入院時の食事療養に係る標準負担額を削除し、第 1 項を次のように改めます。

この条例により助成する医療費の額は、受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法律に基づいて負担すべき医療の給付に係る一部負担額とする。ただし、付加給付等がある場合には、当該給付額等を控除した額とする。

附則として、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成19年 3 月31日以前

に医療の給付がなされたものについては、なお従前の例によったものです。

以上で、議案第26号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 社会福祉課主幹の補足説明は終わりました。

議案第27号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

- 保険年金課長（増田富雄） 議案第27号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市国民健康保険運営協議会委員の定数について、所要の改正を行うものであります。

国民健康保険法施行令第3条第2項では、退職被保険者等が1,500名以上になりますと被用者保険等保険者を国民健康保険の運営協議に参画させるべく委員の選出ができる規定になっております。これは、退職被保険者に係る医療費が社会保険等から拠出されているためであります。現在旭市においては該当者が2,700名おります。ついては、設置の基準を超えていることから、本条例第2条に新たに第4号として「被用者保険等保険者を代表する委員1人」を加えるものであります。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

- 商工観光課長（神原房雄） 議案第28号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、千葉県信用保証協会から融資制度の見直しについて通知があったことによりまして改正を行うものでございます。具体的には、利用者の利便性を向上させるため、第三者保証人を立てる基準の要件を緩和するものであり、法人の代表者以外の連帯保証人は原則として求めないこととなります。

それでは、議案の条文に沿ってご説明いたします。

第3条第1号の改正は、「事業上の運転資金又は設備資金」とあるものを「市内の店舗、工場、事業所又は営業所に要する事業資金であること」に改めるもので、これは事業資金の使途を明確にするための改正でございます。

第3条第3号の改正は、「保証人」を「連帯保証人」に改めるとともに、連帯保証人に関する要件の緩和により、千葉県信用保証協会がその必要がないと認める場合は連帯保証人を立てる必要がない旨を定めるものでございます。

第3条第4号の改正は、文言の整理でございます。

第6条の改正は、連帯保証人に係る定義を改正するものでありまして、第1号中、現行条例では「市税を年額3,000円以上納付する成年者」と定めておりますが、改正案では「連帯して債務を弁済し得る能力を有し」に改めるものでございます。

ただし書の追加は、連帯保証人となる法人の代表者の住所要件について、特に市長が認めたときは適用できる旨、定めるものでございます。

附則の1は、条例の施行期日を平成19年4月1日とするもの、附則の2は、改正後の施行日以降の申請に適用するものとし、施行日前の申請につきましては従前の例による旨、定めるものでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 在田 豊 登壇）

○庶務課長（在田 豊） 議案第29号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市立海上中学校が完成したことに伴いまして、本条例第2条の表中、旭市立海上中学校の位置「旭市後草2295番地」を「旭市高生77番地」に改めるものでございます。

附則は、本条例の施行日を定めるものでございます。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 庶務課長の補足説明は終わりました。

議案第30号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

○生涯学習課長（花香寛源） 議案第30号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、海上中学校の新校舎建設に伴い、旧校舎と併せ施設の老朽化により取り壊しいたします海上尚武館の廃止と、地域住民のスポーツ活動の施設として残します旧海上中学校体育館を社会体育施設とするため所要の改正を行うものであり、別表中の「海上尚武館、

旭市後草2302番地の２」を削り、「海上体育館、旭市後草2295番地」を加えるものです。

また、学校施設から社会体育施設となる海上体育館の使用料を附則で新たに設定するものであり、研修室については、旧海上中特別教室を使用した場合の使用料でございます。

なお、条例の施行日は平成19年４月１日です。

以上で、議案第30号について補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第37号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 今井和夫 登壇）

○病院事務部長（今井和夫） 議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、まず、第２条第１項第６号ないし第10号の文言の整理を行いますとともに、支払証明書の料金、腹帯料及びＴ字帯料の規定を新設するものでございます。支払証明書につきましては、これまで診療費の領収書の再発行ということをしておりませんでした。領収書を紛失された方への便宜を図るために、これを1,050円ということで定めるものでございます。それから、腹帯料とＴ字帯料につきましては、手術に際しまして事前に薬局、売店等で購入をしていただいているところでございますけれども、これも患者様からのご要望もございまして、利便を図るために病院からも購入をしていただけるようにするものでございます。

次に、別表第２のところで、その１、総合病院国保旭中央病院特別療養環境室でございすけれども、これにつきましては表全体を掲げてございすけれども、内容といたしましては、個室Ⅰという区分を新設するものでございます。近年、治療方針の問題ですとか入院環境の向上、あるいはプライバシーの保護等の理由で個室を利用される方の頻度が高くなっております。１－７病棟と、それから神経精神科病棟につきましても同様なわけですが、この両者につきましては疾病の性格上、長期療養になり、経済的負担がかなりかかるというような事情を考慮して、従前は個室料金ということを設定していなかったわけでございます。しかしながら、１－７病棟の南側の５室につきましては、ほかの部屋と比べますと日当たりも良好であり、冷蔵庫等の設備も整備が整っているということ、それから神経精神科病棟につきましては、今般新たに改修工事を実施いたしましてソファ等設備も整ったことなどの事情も考慮いたしまして、市内の患者様につきましては１日1,580円、市外の患者様につきましては同じく2,100円をお願いしたいということで設定をさせていただくものでござい

ます。

最後に、その他地方自治法の改正に伴います根拠条項の変更等を考慮いたしまして、表記方法の見直しを行うものでございます。

続きまして、議案第37号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本年2月14日付で千葉県知事より病院開設許可事項中、精神科許可病床数を30床減少することにつきまして使用許可がございました。このことによりまして、旭市病院事業の設置に関する条例別表の精神科病床250床を220床に改正したものでございます。

精神科病床につきましては、平成16年9月に厚生労働省が精神疾病患者の処遇を従来の収容隔離中心から社会復帰・地域生活重視に転換させるために、国内の精神科病院の病床数約37万床を平成27年までにその2割に当たる約7万床を削減するという方針が決定をされております。また、臨床におきましても、その治療方法がいわゆる集団治療から個別治療に移行をしております。したがって、病室の個室化等入院環境を向上させるということも求められているところでございます。このため、精神科の病床数を30床減らし、個室化への改修を実施し、許可申請を行ったものでございます。

通常ですと申請から使用許可までの期間は相当日数がかかるところでございまして、今定例会にお諮りすべきところでございますけれども、開会前に使用許可がございまして、また即日その効果が発生をするという事情から専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

○建設課長（米本壽一） 議案第33号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

認定路線調書をご覧いただきたいと思います。認定路線は5か所9路線で、総延長958.9メートルです。

添付してあります市道認定路線位置図、旭地区の9路線を示した全体図及び1万分の1の詳細図をご覧になっていただきたいと思います。整理番号1は、農道整備事業によるものです。整理番号2及び整理番号3から8は、開発行為等により市が帰属を受けた分譲地内の道路です。整理番号9は、道路改良事業により拡幅整備し、市道認定要件を満たすため認定するものであります。

以上で、議案第33号、市道路線の認定についての補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第34号、議案第35号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 野口徳和 登壇）

- 秘書広報課長（野口徳和） 議案第34号、第35号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在11名の人権擁護委員がおります。このうち、3名が6月30日に任期満了となりますが、合併に伴いまして現在の人権擁護委員の定数は10名となっておりますので、定数の減少に伴う調整としまして、今回3名の任期満了に対して2名を推薦することといたしました。

議案第34号で推薦したい方は、旭市神宮寺5168番地1にお住まいの林秀和氏、昭和22年11月6日生まれの方であります。林さんは、実直で温厚な人柄から地域における信望が厚く、たばこ耕作組合の役員をはじめ、大利根土地改良区総代、防犯指導員など数多くの役職を務めてこられた方です。また、平成16年からは人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

次に、議案第35号で推薦したい方は、旭市三川9058番地にお住まいの石毛昭夫氏、昭和22年5月20日生まれの方であります。石毛さんは、農業経営をされながら三川小学校のPTA副会長や飯岡中学校のPTA会長を務めてこられるなど、温厚誠実な人柄で地域における信望が大変厚く、合併時の市議会議員として、また農業委員会委員として新市の発足に尽力された方であります。さらに、平成18年からは保護司も務められており、人権擁護委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はございません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第34号、第35号の補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

議案第36号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） 議案第36号、専決処分の承認について、補足説明をいたします。

平成18年度旭市一般会計補正予算（第5号）です。

今回の補正は、大原幽学遺跡史跡公園内にある旧林家住宅の屋根が緊急の修復を要する状態となったため、2月7日に専決処分したものです。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ150万円を追加し、予算の総額を262億1,650万円としたものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略して、事項別明細書により説明いたします。

飛んで7ページです。14款2項県補助金は、文化財保存整備事業補助金の採択により74万9,000円の追加です。

17款繰入金は、財政調整基金から75万1,000円を繰り入れたものであり、今回の補正財源として必要な金額の追加です。

以上で歳入の説明を終わります。次に歳出です。

8ページです。10款教育費、4項12目大原幽学記念館費150万円の追加は、大原幽学遺跡史跡公園内にある旧林家住宅の屋根が経年劣化により緊急の修復が必要となったため計上したものです。

なお、旧林家住宅保存整備工事は、2月16日に発注しております。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月2日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時30分

平成19年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成19年3月2日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 採決

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（2名）

23番 鈴木正道

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	助役	重田 雅行
教育長	米本 弥栄子	病院事業者 管理	吉田 象二
病院事務部長	今井 和夫	総務課長	増田 雅男
秘書広報課長	野口 徳和	企画課長	加瀬 正彦
財政課長	高埜 英俊	税務課長	江ヶ崎 純敏
市民課主幹	濤川 孝三郎	環境課長	小長谷 博
保険年金課長	増田 富雄	健康管理課長	浪川 敏夫
社会福祉課 主幹	加瀬 恭史	高齢者 福祉課長	横山 秀喜
商工観光課長	神原 房雄	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	米本 壽一	都市整備課長	島田 和幸
下水道課長	山崎 健次	海上支所長	木内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊雄	干潟支所長	木内 國利
会計課長	宮本 英一	消防長	佐藤 眞一
水道課長	堀川 茂博	庶務課長	在田 豊
学校教育課長	多田 清司	生涯学習課長	花香 寛源
監査委員 事務局長	平野 哲也	農業委員会 事務局長	小田 雄治
飯岡荘支配人	野口 國男	病院経理課長	鎗木 友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖 昭一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

○議長（嶋田茂樹） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第37号までの37議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

平野浩議員。

○ 14 番（平野 浩） 14番、平野浩です。

議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計予算の議決について質問をいたします。241ページです。何点かお伺いしますのでよろしくお願いします。

放課後児童健全育成事業についてですが、本事業が児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づいて定められているものと理解をいたしました。私は、放課後児童クラブが似たような名称でしたので包括されているものと勝手に理解をしておりました。放課後児童クラブは複数の地区の保護者の要望が市当局に挙げられていると聞いております。萬歳小を除いて14地区、萬歳小も 6 名の希望者があり10名に満たないというものの、補助金の対象にならないという理由ですので、ほぼ全地区と考えていいと思います。

また、県においても、放課後児童クラブのガイドラインを策定しました。このような環境の中、市長の施政方針において、日本一住みよいまちづくり、保護者が安心して働ける環境づくり等々、子育て支援や定住化など施策の柱と位置づけておりますので、今年度中には、放課後児童クラブも施策として具現化されるものと確信をいたしますが、市長の所信をまずお伺いしたいと思います。

また、共働き世帯数、ひとり親世帯数、対象児童者数、指導員数についてもお伺いいたします。

また、利用料や負担金についてはどれくらいかお伺いいたします。

補助金、助成金についてもどれくらいかお伺いいたします。

また、備品購入費356万9,000円の内訳についてお伺いいたします。

以上、何点かよろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑に対し答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、市長の姿勢という話であったものですからお答えをさせていただきますと思います。

こういった問題で、父兄が安心して子育てに専念できるように、そういった意味では、この放課後児童健全育成事業なんかは非常に大事な施策でありますから、教育委員会と相談をしながら、できるだけ父兄の便宜が図られるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から共働き世帯数についてお答えをしたいと思います。

加入申込者の中で共働きの世帯数でございますが202世帯でございます。その中で、学童加入希望児童者数でございますが、これは217名でございます。

それから、先ほどの中で、ひとり親ということについてはまだこちらの方で資料等ございませんので申し上げられないんですけれども、母子家庭、あるいは父子家庭につきましては、世帯数は調べていないんですけれども、児童数としましては、現在51名希望しているところでございます。

それから、指導員につきましては、現在39名を予算計上しているものでございます。

それと、負担金でございますけれども、国の方からは3分の1負担していただきます。ただ、これも計算が非常に難しい部分がございますして、日数と人数によって負担する額が変わってまいります。

それから、備品購入費の主なものでございますけれども、平成19年度に新設する鶴巻学童、それから滝郷学童、飯岡学童、古城学童と、新たに開設場所が変わります嚶鳴学童クラブの開設に必要な机やいす等の購入費でございます。そして、既に開設されております学童クラ

ブの運営に必要な教材費購入が主なものでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

○14番（平野 浩） ただいま市長より前向きに対応をしないと、そのようにお聞きしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

東総地域の中核都市を目指している中で、こつう地域福祉にかかわる問題については、定住化にもつながるし、何よりも大事なことではなからうかなと、そのように感じておりますので、ぜひとも施策の実現を図っていただきたひと、そのように思ひます。

以上で終わります。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 平成19年度旭市一般会計予算につきまして何点かお伺ひをさせていただきます。

まず、歳入の関係でございますが、歳入の確保という観点から市税について2点ほどお伺ひをいたします。

1点目でございますけれども、平成19年度の予算策定に当たりましては、平成18年度の決算見込みということも考慮されて策定に当たられるという説明があったわけでございますけれども、平成18年度につきましては滞納処分ということも含めてご努力されたというふうにご考えております。そういった意味で、予算編成、作成に当たりまして、平成18年度に予算組みされました滞納処分、いわゆる成果につきまして、どのように反映されていくのかどうかということについてまずお伺ひをさせていただくのが1点でございます。いわゆる、どの辺の額が成果として見込まれているのかどうか具体的にお示しをいただければと思ひます。

2点目でございますが、旭市の行政改革アクションプランで示されておりますけれども、市税徴収率の向上ということで、5年の中でそれぞれ年次によりまして目標が掲げられております。現年度目標の徴収率のアップということにつきまして、平成19年度につきましては96.64%という目標が掲げられておりますけれども、平成19年度の予算策定に当たりまして、予算書に示されております徴収率とのつながりにつきましてお伺ひをさせていただきたひと思ひます。どのようにお考えなのかどうかお示しをいただきたひと思ひます。

次に、歳出でございますが、中学生の自転車通学及び小・中学校の通学路という児童・生徒の安心・安全という観点からご質疑を申し上げたいと思ひます。

ページで申し上げますと68ページ、説明欄の2、交通安全対策事務費、ここには予算計上として1,447万1,000円が計上されており、事業を進めていくということでございます。中学生の自転車通学につきましては、特に都心部では多く事故が発生しているということも伺っておりますし、この辺では余り聞いてはいないわけですが、中学生が自転車で転んだり、けがをしたり、あるいは歩行者とぶつかったりしたりする、いわゆる事故の関係につきまして、それぞれ日常、これまでも指導されていたかと思いますが、平成19年度の予算策定に当たりまして、事故に遭ったということ考えたようなことの検討がされてきたのかどうか。例えば自転車の保険にかけるとかという保険の問題、こういったことについて議論がされ、予算に計上をされている検討がされてきたのかどうか、この点についてお伺いをさせていただきます。

2点目ですが、73ページ、防犯対策事務費の1,276万9,000円という予算計上がされております。特にここでは、常日ごろ小・中学校の通学路ということについて防犯灯が必要であると、あるいは街路灯が必要であるということの必要性は出てくるわけでございますけれども、なかなか予算が反映できないというのが実情であるというふうに判断しております。そこで、平成19年度の予算策定に当たりまして、学校から特に離れれば離れるほど街路灯が少なくなっているという観点から、地元地区からこの防犯灯についてどのような要望が挙がったものを予算計上されているかどうか、この辺のところについてお伺いをいたしたいし、また、平成19年度につきましては、それらの防犯灯についてどのような議論がされてきたのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

最後でございますが、昨年12月一般質問で議論をさせていただきました行政改革のアクションプランの中に、職員給与の適正化、人事考課とか、あるいは勤務の評価ということで市長とも議論をさせていただきました。平成19年度の予算策定に当たりまして、職員のやる気、意欲、そしてまた努力に報いられるような人事評価、あるいは職員の給与というものにつきまして、適正化ということに対して、給与費につきましては検討がされてきたのかどうか、この辺お伺いをいたします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、市税に関連してのご質問にお答えいたします。

まず、平成18年度での滞納処分等の成果、これが平成19年度予算にどのように反映されて

いるかという点でございますけれども、平成18年度まだ途中でございますので、確定したというわけにはまいりませんが、平成18年度の滞納処分につきまして取り組みを強化しております。参考までに申し上げますと、平成19年度予算における滞納繰越分の調定額、これを平成18年度予算の滞納繰越分の調定額と比較いたしますと、約5,800万円ほど少なくなっております。滞納繰越分が少なくなっているという点では、成果があったと言ってもよいのではないかと考えております。

それから、2点目のアクションプランの徴収率、平成19年度においては96.64%というものをアクションプランでは目標としておるわけでございますが、これと予算の関係でございます。ただ、アクションプランは目指すべき目標とする徴収率を掲げておりますけれども、予算の場合は、歳入については確実な見込みというものが必要になりますので、予算書におきます徴収率は、近年の実績数値等から推計したものでございまして、確実に見込めるであろう徴収率を予算書で用いております。したがって、目標値であるアクションプランの数値とは違った性質のものとなっております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から、中学生が自転車等で事故に遭ったときの検討はされてきたのかということについてお答えしたいと思います。

この事故というものにつきましては、二通り考えられると思います。

一つは、加害者になった場合、それから被害者になった場合というようにあると思います。それで、被害者になった場合の保険につきましては、今回予算計上しております独立行政法人日本スポーツ振興センターの方から医療費として給付されるものでございます。ただ、加害者につきましては、今回の一般会計予算には計上されておりません。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方から防犯灯の件についてお答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、地元区長の申請により設置しております。設置場所については、農作物等の成育に支障があり設置の難しい場所もあるので、あくまでも地元の理解が得られた上での取り付けをしております。

ご質問の中身は、これ通学路の設置ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 総務課長（増田雅男） 通学路への設置につきましては、やはり地元区長から通学路への設置ということで要望のあったものについて、種々のいろいろな要件がございますので、それらをクリアした場所について設置しております。

ちなみに、平成18年度の通学路への設置灯数は18灯です。全体では77灯を設置しております。

先ほどいろいろな要件ということを申し上げましたのは、昨年も、やはり市内で通学路への防犯灯の設置ということで要望があった場所、ハウスのそばという一例がございました。それで、これはちょっとまずいので、ハウスの所有者と一応区長さんの方で協議をしていただきたいということで場所を変えた例もございます。

なお、平成19年度の街灯の設置予定数は単費で60灯を予定しております。昨年より少ないというのは、この中には、東電さんが毎年寄贈してくれる25灯は含んでおりません。

次に、人件費にかかわる人事評価の関係でございますが、平成19年度の人件費の予算計上に当たっては、勤務実績、人事評価は反映させておりません。予算は全職員が普通に昇給するものとして計上してございます。ただし、人事評価に取り組むために人事評価制度研修参加予算は計上してあります。当面は人事評価を行えるよう、先進市の状況等を勉強し、公平な評価を行えるようにしていく予定でございます。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） どうもありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、市税の関係でございますが、1点お伺いいたします。

今のアクションプランの目標数値と実績を勘案して予算組みしたというギャップがあるわけでございますけれども、そうしますと、ギャップを埋めるためには努力が必要というふうになります。そうしますと、アクションプランに近づけていくためには、従来行っております税の徴収者のご努力が必要だと思いますけれども、そういう方向で鋭意努力していくという考え方になると思いますが、そういったことでよろしいのかどうか。また、その辺についてのお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思います。

次に、自転車の保険の問題でございますけれども、今、課長から説明がありましたように、被害者と仮になった場合には、スポーツの保険でということについては従来のものでございますけれども、加害者については予算計上されていないということでございますが、これに

ついては、自転車保険があるというふうに聞いているものですから、検討されたのかどうかというふうに質疑をさせてもらいました。これは個人の問題とかいろいろ考え方があると思いますけれども、学校の方でそういったことの検討というのは、平成19年度の予算の中では検討してきたのかどうかということについて答弁がないようでございますので、その辺のところを確認させていただきます。

防犯灯の関係でございますけれども、一番ネックになるのは、田や畑といいますか、どうしても耕作者という影響があるということについては、これまでも一般質問なり、あるいは質疑等、議会でも議論をされた経過でありますけれども、子どもたちの安心・安全ということと考えた場合には、今の市の方でもかなりお骨折りをいただいて、エンジョイパトロールということで人的な指導をしていただいているわけでございますけれども、それだけではどうしても足りないんじゃないかなということを考えて今回質疑をさせてもらいました。しかし、なかなかクリアできない状況っておりますけれども、しかし、一たん事が起きた場合には困るということもありますので、そういった意味では、クリアできるような体制をつくらなければいけないという環境の整備ということについてはどのようにお考えなのかどうか。そして、今回、平成19年度については60灯プラス東京電力からいただける25灯、合計85灯ということでございますけれども、小・中学生の通学路ということについては、この中でどの程度要望が挙がり、設置をしていこうと考えているのかどうか、この点お示しをいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（江ヶ崎純敏） アクションプランの目標とする徴収率とのギャップを埋めるための努力でございますけれども、現在の滞納処分の強化をさらに継続してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 総務課長。

- 総務課長（増田雅男） 防犯灯の関係でございますが、環境整備ということでございます。あくまでも子どもたちにそういうけががないように、やはり我々としても地元、それと地権者、そういう者とよく話し合いをしながら設置をしていきたいと考えております。

それともう1件の、今年度計上した予算のうちの通学路は何灯かということですが、今の

ところ通学路ということでは要望が出ておりません。順次要望が出次第設置をしていきます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 先ほどのご質問の中で検討したかということでございますけれども、加害者につきましては申し訳ありませんけれども検討してございました。ただ、これからは、転ばぬ先のつえと申しますか、そういった面も考えていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

大変申し訳ありません。私の方で通告をしておきました歳出、あと何点かについてまだ質疑していなかったものですから、今までの答弁はそれで結構でございますけれども、あと何点か歳出についてご質疑申し上げます。

環境衛生費につきまして、それから塵芥処理費、この点につきましてご質疑をさせていただきます。お許しをいただきます。

ページでいきますと136ページになります。

環境衛生費の説明の中に、19節東総地区広域市町村圏事務組合負担金ということで、これの説明があったわけでございますが、2,331万2,000円でございます。これについては新規ということでの計上でございますが、これらにつきまして、まず1点目といたしましては、恐らく3市で構成する負担割合というのが決定をされている中での負担金だというふうに判断しておりますけれども、この負担金の負担割合については、それぞれどういうふうになっているかどうか。全体的な予算につきましては、平成19年度は全体的にどのぐらいの予算が組まれているものかどうかお示しをいただきたいと思います。

2点目が、この負担金をするところの組合につきましては、担当する職員は何名なのかどうか。

3点目といたしまして、先ほど申し上げました負担金による全体的な予算というのは当然人件費並びに事業費ということになると思いますけれども、事業内容についてはどのように予定をされているかどうか。

この点、3点お伺いをいたします。

次に、塵芥処理費の関係でございますが、ページは146ページになります。

説明の15工事請負費の関係ですが、それぞれ四つの工事が予定をされております。この四つの工事につきまして、どのような工事が平成19年度されるのかどうか、それぞれ工事内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、まず東総地区広域市町村圏事務組合の負担金についてでございますけれども、東総広域の一般廃棄物処理事業特別会計の平成19年度の予算総額は8,050万円で3市の合計も負担金は6,545万1,000円となっております。このうち、旭市の負担割合は35.61%で、負担額は予算計上してございます2,331万2,000円となります。負担割合については、3市の全体については均等割が20%、人口割40%、処理量割が40%として算定されております。

事業会計の支出の内訳でございますけれども、総務費で4,963万8,000円、施設建設費として3,042万8,000円、予備費43万4,000円の8,050万円となっております。清掃総務費の主なものは人件費でございます。それと、施設建設費の主なものは委託料となっております。

それから、2点目の担当職員でございますけれども、これは5人でございます。

それと、事業内容でございますけれども、人件費は先ほど申し上げましたけれども、施設建設費の中で一番大きなものは委託料となっております。その委託料の中には、処理方式選定支援業務、これが381万5,000円、事業手法選定支援業務368万5,000円、それから環境アセスとして3年間、平成19年度から平成21年度までで1億5,914万円のうちの平成19年度としては1,434万円を計上されてございます。

以上でございます。

（「塵芥処理費」の声あり）

○環境課長（小長谷 博） 塵芥処理費の内訳でございますけれども、焼却施設については、建設も14年を経過して機器の損傷が著しいということから定期的に整備しておりますが、来年度については、1号炉、2号炉の焼却炉の搬出コンベア及びクレーンのバケット等の交換工事を予定しております。これが1億4,109万5,000円となっております。

次に、粗大ごみ処理施設の1,060万5,000円でございますけれども、去年の爆発事故などを踏まえて、再発防止のためのガス検知器設置工事等でございます。

次に、グリーンパークの工事でございますけれども、これが1,159万5,000円ということに

ついて、埋め立て地盤の上昇に伴う堰堤のかさ上げ工事と排水処理設備の修繕工事でございます。

次に、資源ごみ処理施設の工事でございますけれども、これは金属プレス機の修繕工事でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

平野浩議員。

○14番（平野 浩） 14番、平野浩です。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、ページは440ページ。

委託料の汚泥農地還元業務委託料157万5,000円ですけれども、その汚泥の利用方法並びに利用料についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、平野議員のご質問にお答えさせていただきます。

本業務委託料157万5,000円につきましては、市内農業集落排水事業実施地区の江ヶ崎地区、琴田地区、この2地区農業集落排水施設から発生する汚泥を農地等に還元する、こういうことによりまして、汚泥の有効利用を行うというようなことで予定をしております。

処理委託料につきましては、脱水処理した汚泥を処理するための委託料であります。

処理予定汚泥につきましては75トン平成19年度見込ませていただいております。

現在、処理委託を予定しています業者、そこから次の業者で汚泥醗酵肥料というようなものをつくりまして、それをその業者から農地還元にすべく販売等をさせていただき、そういうような予定でございます。

まだ、市内の農地の中で使ったかという実績は、実は昨年9月に肥料取締法というものがございまして、本市におきましても、農林水産大臣から許可をいただきまして、現在動いておるところであります。この許可をもらわないとイベント等で少量配るものはいいいわけなんですけれども、繰り返して、無償であっても提供することはできないという規定があります。そのようなことで、昨年、市で許可をいただきましたもので平成19年度につきましては、積極的に市内の農業者の方、あるいは農業者以外の方も含めまして、ちょっと使っていただきたいような形で動きたい。そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

○14番（平野 浩） どうもありがとうございました。

昨年は、分析の試験をやったようでございますけれども、今年度はそれがされておられませんけれども、そういった試験についてはどうなんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の、おっしゃるように、昨年につきましては、分析というよう

なことで、千葉県の農業総合研究センターに依頼をいたしまして成分分析等をしております。名前はサングリーン有機というような名前で、成分等を調べさせていただきました。どうしても肥料等でリン化する場合に、成分の公開がないと使っていただける方——ちょっとなかなか使っていただけないという部分、入り口が必ず分析が必要であります。平成19年度につきましては、この業務の委託料の趣旨からしまして、手数料という性質かなってというようなことで科目を超えまして手数料の方で計上をさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

○14番（平野 浩） 今の、いろいろ、この場合は人間のものなんですけれども、例えば畜産なんかの有効利用ということで、今いろいろその業については皆さん苦勞しているわけなんですけれども、この循環されてそれが有効に生かされるということであれば、それを改めてよく普及することが大事なことはないかなと。またそれを期待もしている部分もあると思いますので、この事業の示す循環型が名実ともによくなるように、私、畜産をやっているものと思うところでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてご質疑申し上げます。

1点ご質疑させていただきます。ページは16ページになります。

説明欄の1、環境衛生事務費で減額予算が立てられておりますけれども、これは説明がありました。東総地域ごみ処理広域化推進協議会の負担金が減額され、これは解散によるものだというふうに説明がありましたけれども、この協議会についてはいつ解散になったのかどうか、この減額補正されているものについては、これまで協議会が運営されてきましたけれども、全体的に事業を進めてきたわけですが、これで一切この負担がなくなるということも併せまして、この額が各市に戻されたというふうに判断しておりますけれども、そういったことでよろしいのかどうか伺います。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） それでは、負担金の減額についてご説明いたします。

ごみ処理の広域ごみ処理については、平成19年度から、神子議員おっしゃられましたように、東総地区広域市町村圏事務組合で、今度、一般廃棄物処理事業特別会計を設置し、行うこととなりました。それで、東総地域ごみ処理広域化推進協議会は、平成18年度をもって解散することになりますので、3・4期分の額は請求しないと、その分減額するということでございますけれども。平成19年度で、まだ事業がなされなかったものという物件補償調査と不動産鑑定、それと環境アセスも、本来、平成18年度から始めるという予定であったものが、この事業、平成19年度以降に先延ばしされたことによる残があったということを聞いております。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） 概略で結構なもんですから、答弁漏れがありますので、この解散についてはいつ解散したかということがまだ答弁漏れでございます。

減額された内容については申し上げておりませんので、この協議会が廃止されたということについては、会がなくなるということになりますと、今まで事業を運営されてきたことに

よってプールされていたものもあるかと思いますが、全部一括それぞれ関係市の方に戻される予算になっているのかどうかという確認でございますので、その点、2点ほどもう一度確認の意味でご答弁いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 失礼しました。

一応、平成18年度末をもって解散するということでございまして、3市に残ったものについては返還されるということになっております。

協議会開催月という……ちょっと今何回かというのははっきり——協議会というのは、幹事会、担当者会議もありますけれども、その辺は、幹事会は、たしか私の記憶では3回くらいだったと思いますけれども、それに伴って担当者会議も3回程度、平成18年度は行われたというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） これ、後でもいいと思いますけれども、解散ということでございますので、やっぱりいつ解散したかということについては、連絡というか、本会議で告示をいただけるかと思うんですけれども、その辺の確認はされておりますでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 解散については、平成18年度末、3月31日で解散ということになっております。

○議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） 神子議員の質問にお答えいたしますけれども、これまで東総地域のごみの広域化の問題について、関係市が集まって任意の協議会組織でやっておりました。その組織は今年度、今年の3月末で解散する予定になっております。その後、その事務につきましては、先の議会でもご承認いただきましたけれども、東総地区広域市町村圏事務組合の方で事務を行うということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第32号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第35号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第36号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第37号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

追加日程

- 議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第34号、議案第35号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第34号、議案第35号は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第34号は同意することに決しました。

議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第35号は同意することに決しました。

日程第2 常任委員会議案付託

○議長(嶋田茂樹) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第10号中の所管事項、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第32号の10議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第10号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第20号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第36号の15議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第28号、議案第33号の7議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第14号、議案第15号、議案第31号、議案第37号の7議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

ます。

日程第 3 常任委員会陳情付託

- 議長（嶋田茂樹） 日程第 3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第 1 号の 1 件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

公営企業常任委員会に陳情第 1 号の 1 件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

-
- 議長（嶋田茂樹） 以上もちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時59分

平成19年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成19年3月5日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（25名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
23番	鈴木 正道	24番	神子 功
26番	林 一哉		

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事業者	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課主幹	濤川孝三郎	環境課長	小長谷博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課主幹	加瀬恭史	高齢者福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員局長	平野哲也	農業委員会事務局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院経理課長	鎚木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は25名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

本定例会より、一般質問は一問一答制にて行うこととしておりますので、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確な答弁をされますよう特にお願いたします。

なお、質問回数につきましては、項目ごとに4回以内とし、質問時間は、質問のみの40分以内となっておりますので、念のため申し添えます。

木 内 欽 市

○議長（嶋田茂樹） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） 11番議員、木内欽市です。

平成19年度の当初予算案が示されました。一般会計は3.7%増の250億7,000万円、5 特別会計と三つの企業会計を合わせると、予算総額は775億円という大変に大きな金額であり、自治体の財政健全姿勢を示す実質公債比率は、平成18年度は18.85%、19年度は20%を超え

る見込みです。非常に厳しい状況下にあります。社会状況の変化により新たに新規事業も組まなければならない、大変頭の痛いところだと思います。

一方、市民の行政に対する要望は年々高まっております。国も世界でも例を見ない急激な少子・高齢化を迎え、歳入の確保も困難となっており、行政としては、できる限り市民の要望に応えなければなりません。私は、平成19年旭市議会第1回定例会において、市民の想望に沿った5項目10点について質問いたします。

それでは、市長並びに担当課長の前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。なお、本定例会より一問一答方式になりました。答弁によっては、細かい質問もするかもしれませんがよろしくお願いいたします。

まず最初に、配偶者対策について伺います。

新規事業として、平成19年度出会いの場創出事業として150万円の予算が組まれました。未婚化、晩婚化の進展、少子・高齢化、後継者問題等を考えるとき、このような事業は大変によいことだと思います。これからの地域後継者の問題、結婚問題を真剣に考えておられる方々に反響を呼んでおります。近隣市町村にもないこの企画に大きな期待をかけておる一人です。今後の取り組みを伺います。

次に、まちづくり交付金事業について伺います。

予算の説明の中で、まちづくり交付金による事業が幾つか出てまいりますが、具体的にどのような事業が対象になるのか伺います。

同じく2点目、今後どのような事業を予定しているのか併せて伺います。

質問の大きな3番目、教育問題について伺います。

地域の宝である子どもたちが、事故や災害に遭うことなくすくすくと育ってくれるよう願わずにはおられません。安心して安全な学校づくり交付金を使って、県下でいち早く校舎の耐震補強工事ができることは非常にありがたいと思っております。小・中学校の整備計画について伺います。

続いて、忘れてならないのは、登下校時や校内への侵入者による対策です。学校の危機管理について伺います。

教育問題の3番目は、小学校の統廃合についてでございます。いきなりこういった質問をしますと批判されるかもしれませんが、いずれは考えざるを得なくなりますので、新入児童を迎えるこの時期、あえて質問させていただきました。執行部のご見解を伺います。

次に、旭中央病院について伺います。

自治体病院の経営は、診療報酬の引き下げなどによる収入の減少や医師不足などの影響により、非常に厳しいものとなっておりますが、旭中央病院は院長はじめ職員の皆様方の努力により、不採算部門を引き受けながら開院以来、一度も赤字を出さずに頑張っておられることに心から感謝と敬意を申し上げます。

一方、近隣の自治体病院は、医師不足から診療科の縮小や休止を余儀なくされ、その結果、他地区からの旭中央病院の患者が増えています。その分、地元の方々には不都合な点も増えております。今後、増える患者への対策を伺います。

患者増と関連がありますが、駐車場も大変不便を来しております。休日明けなどは、11時前後に行きますと止める所がありません。徐行をしながら皆さんは止める場所を探してあるものですから、よけいに車が混雑いたします。駐車場対策は、早急に何とかしなければと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、市発注工事の入札方法について伺います。このところ談合関係の新聞記事を目にしない日はありません。本市の場合も、先般の入札において極めて高い落札率が話題になりました。先の全員協議会では、報告のみということなので質問はいたしませんでしたが、次回の工事も指名競争入札で行うと発表がありました。入札の改善を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

と同時に、一般競争入札、電子入札を早期に導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。市長のご見解を賜りたい。

以上で、私の質問を終わります。なお、詳細につきましては自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 木内議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず私の方からは、1点目の配偶者対策についてお答えをさせていただきたいと思います。また、最後の入札の問題等もございましたけれども、今どうしたら市民に開かれた入札制度ができるか検討をしている段階でございますから、その問題については担当の方からお答えをさせていただきたいと思います。

この配偶者対策で、出会いの場の資金を本当の少しですけれども予算を組ませていただきました。この問題でありますけれども、市内どこへ行かしても非常に未婚率が高い、この

問題を市として何とかしなければならぬだろう、そういった声が非常に多く聞かれることを受けて、この予算組みをさせていただきました。そして、少しどういった形なのかということを見てみましたら、昭和60年と平成17年の国勢調査からとらえたものでありますけれども、30歳から34歳の年代の方を対象とした調査でありました。男性でありますけれども未婚率、昭和60年には27%、それが現在の平成17年では46%になっています。それから、女性の方は昭和60年には未婚率8%であったのが現在は27%、非常に大きな数字となってきました。

同時に、職業的な差はあるのか、あるいは地域的な差はあるのかというのも、目を通させていただきました。あまり職業的には差がない、地域的にも差がないというのが実際のところのようございまして、どこにあってこの晩婚率、未婚率というものが非常に大きくなってきているということが言えるようであります。そういったものを受けて、この旭市でも、何とかひとつ出会いの場を創出をすることによって、少しでもその改善につながってくれたら、そのように考えまして、これからその準備を進めていきたいと思っております。

特に質問をなされた木内議員には、前回も同じような質問をいただいたこともございますから、ぜひひとつこれから検討委員会等もつくっていききたいと思っておりますので、その一員となつてご指導いただければ、そのように考えております。そして、少しでもそのことによって旭市に定着してくれる若者がきちんとした家庭が持てるような形になってくれたら大変ありがたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

そして、今、私の方で考えております検討委員会でありましても、どのような団体から構成メンバーを選ぼうかとしておるところでありますけれども、商工部門あるいは雇用対策協議会、それから青年会議所、農水産部門ではJAの青年部あるいは婦人部、漁協の青年部、社会福祉の部門では社会福祉協議会、そういったところから大勢の皆さん方に少し知恵をかしていただいて、そしていい形がとれたら、そのように思っておりますし、それから特に若い女性が非常に多い中央病院からもどなたか入っていただいて知恵をかしていただきたい、そんなことを考えております。

よろしくどうぞお願いをしたいと思っております。

○議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） それでは、私からは5項目めの市発注工事の入札方法について答弁申し上げます。

見直しの考え方はということでございますけれども、入札方法の見直しの基本的な考え方

についてお答えいたしますと、この問題につきましては、議員のご指摘にもありましたように、相次ぐ談合問題等もございまして、現在各方面でいろいろな検討がなされております。また、先の臨時議会において本市の入札につきましてもご指摘いただいたところでもございまして、旭市といたしましても早急に取り組まなければならない課題だというふうに認識しております。昨年3月に策定いたしました行政改革アクションプランにおきましては、平成22年度に電子入札を本格導入することとしておりますけれども、それにこだわらずにできるところから見直しに着手していきたいというふうに考えております。

なお、見直しにあたりましては、当然のことながら公平性の確保、それから競争性を増すこと、また一方で地元業者育成への配慮ということも念頭に置きまして、総合的に検討していきたいというふうに考えております。現在、冒頭にも申し上げましたけれども、国レベル、また全国知事会等、都道府県レベルでも検討がなされておりますので、それらの動向も見ながら、またさらに周辺の自治体の動向も見ながら、場合によっては周辺自治体と協議もしながら、少しでもいいシステムになるように検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、木内議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり交付金事業についてお答えいたします。まちづくり交付金事業でございますけれども、これは全国の都市再生を促進するために平成16年に創設された事業でございまして、都市再生整備計画に基づきまして実施される事業の費用に充当するための交付金でございます。ですから、都市再生整備計画を作らなければまずいけないということでございます。

具体的にどのような事業があるのかということでございました。基幹事業、これが補助の基幹となる対象の事業で、従来の国庫補助の対象となっていた道路、公園、防災施設整備など、これは23種類ございます。具体的には道路整備、それから公園の整備、公園は都市公園事業の採択基準に適合するもの、それから河川の整備、地域生活基盤の整備、これは緑地であるとか広場であるとか地域防災施設、そういったものが対象になります。それから高質空間形成施設ということで電線の地中化等の事業、そういったものも対象になります。それから土地区画整理事業、それから公営住宅等の整備、そういったものがあるということです。

それから、これに付随いたしまして提案事業というのがあります。これは、従来補助にかからない単独の事業であるもの、それが補助の対象になるということです。基幹事業と併せ

て都市再生整備計画の達成に必要なものというような位置付けになっておりまして、地域創造支援事業というような形、具体的に旭市で言えば大きな排水整備事業等が対象になっているということです。

あと旭市でどういうものが現在行われているかなんですけれども、平成18年、今年度から事業を実施しております。5か年間の計画の中で基幹事業といたしまして中央病院への南北道、それから旭文化の杜公園の整備事業、それから防災行政無線、これは基盤整備でございます。基幹とそれからいわゆるパンザマスト、その対象が基幹となっております。ただ、これは区域設定がありまして、その区域の中に入っていなければ対象にならないということです。

あと提案事業といたしましては椎名団地の排水整備、それから健康パーク事業、それから防災行政無線の個別受信機が対象となって今実施しておりますところでございます。

あと今後どのような事業を予定しているかということでご質問がございました。平成19年度につきましては、平成18年度採択の事業をまず優先して実施したいということで、それに集中して取り組むこととしております。平成20年度以降につきましては、合併特例債等の活用と併せまして地域性を加味して現在検討しておりますところでございます。これは、海上地区の排水等の問題もありますので、道路事業と絡めて実施できるのかどうか、それを検討している。それから、干潟地区でも同一の取り組みはできないかということで、区域設定等について検討している、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、教育問題についてお答えいたします。

まず、第1番目の小・中学校の整備計画についてでございますが、基本計画に基づいて整備を進めてまいりますが、初めに大規模改造、地震補強工事について申し上げます。

市長の施政方針の中でも申し上げましたように、耐震診断の結果、補強工事で耐震性が確保できると判定されました干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、飯岡小学校、干潟中学校については、平成18年度と平成19年度の2か年事業で行いまして、中央小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校、第一中学校につきましては、平成19年度に地震補強工事と大規模改造工事を実施する予定でございます。これによりまして、地震補強工事はすべて終了することになります。校舎改築事業ですけれども、現在、実施設計中の第二中学校校舎の改築をはじめ矢指小学校、中央小学校、飯岡中学校の順に校舎改築を計画的に実施していきます。屋内運動場の

整備事業につきましては、現在、施工中の第二中学校と第一中学校の整備を計画しているところでございます。

2番目の小・中学校の危機管理についてでございますが、まず学校での防犯対策について、これは学校でなくてもすべて児童・生徒を犯罪や災害から守るためには、適切な危機管理体制を確立しまして防ぐことが重要でございます。また、万が一事件や事故が発生した場合には、その被害を最小限に食い止めるということが大切であると思います。そのために教育委員会としましては、学校や警察と連携して防犯教室を開催したり、安全マップを作成しまして危険箇所の点検をしたりするなどしまして、子どもたちが危険回避能力を身につけるように努めております。また、地域の方々のご協力により、登下校時の安全確保に努めているところでございます。

不審者情報は、インターネットなどで配信しまして、保護者に共有できるようにしております。今後は、教職員の危機管理意識をさらに高めて万が一の事件や事故が起きないように研修の機会を確保したいと考えております。新しい海上中学校におきましては、改築工事に併せましてビデオの設置等、防犯対策に心がけた整備をしております。今後の整備についてですが、改築を計画している学校につきましては、改築工事と併せた整備を図っていきたいと考えております。今後も、安全で安心できる学校の整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

3番目に、小学校の統廃合の検討でございますが、これにつきましては、児童数の減少などによりまして、各地で統廃合が進行しているところでございます。本市における今後の児童数の推移を調べてみましたが、児童数の減少は本当にわずかでございます。この本年度の平成18年度と6年後の平成24年度を比べてみますと、児童数で約9.8%、学級数で4.7%の減少にとどまる見込みでございます。したがって、現在のところ小学校の統廃合については検討はしてございません。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 4番目の旭中央病院についてのご質問にお答えいたします。

まず、増える患者への対策というようなことでありますが、患者が集中する要因としまして、当院に二つ考えられるわけであります。一つは、外部要因としましては、近年、近隣病院において医師不足により診療科の縮小や廃止が相次いでいることにあります。また、内部要因といたしましては、常に基幹病院として救急医療体制、周産期医療、健康管理医療を含

む質の高い診療体制を提供できるように研さんしており、このようなことが地域住民の方々に認められた結果であると理解しております。

このような診療機能を麻痺させるような事態を改善するために、既に平成14年から千葉県と茨城県の近隣地域における11の公的病院と県の担当者と構成する地域公的病院連絡協議会あるいは一昨年から主として民間の小さな病院あるいは施設、診療所、そのような間で構成しております地域連携交流会、このようなことで相互間での連携を強化する種々の対策を講じております。この効果も徐々に表れてきておりまして、それまで急激に増大していた患者数が平成17年度1年間の入院延べ患者数は、前年の34万2,000人に対して34万4,000人に、外来におきましては88万3,000人が86万人になっております。

外来におきましては、混雑を回避するために再来の一部予約制を導入し、また紹介していただいた患者様をその病状が落ち着き次第、その医療機関へ逆紹介することも奨励しております。入院におきましては、在院日数の短縮を図るため、診療の質の向上と標準化、いわゆるクリティカルパスを順次導入しております。また、医療の質、安全性の向上及び効率化を図るために、電子カルテの稼働を開始しましたので、今後この効果が期待できるものと考えております。当院の建物は、開院以来、たび重なる増築、改築により、診療機能が分散し非効率な構造となっております。このことも外来等が混雑する大きな要因であろうと考えております。今後、議会でのご理解をいただき機能が集約し効率よく診療を遂行できるよう、病院の再整備計画を推進していきたいと思っております。

続きまして、駐車場の問題でございます。現在の車社会におきましては、駐車場の整備が必要となることは当然でありまして、当院といたしましても、常に駐車場の確保を心がけております。現在では、外来者用駐車場として1,418台分、うち身障者用48台分を確保しております。駐車場と正面玄関前の混雑を緩和するため、警備員や職員による誘導や正面玄関前のロータリーの3車線化を実施いたしました。また、正面玄関前駐車場に長期間駐車する方が多くおられたことから、平成16年より駐車場の一部有料化も実施いたしました。

今後の対策でございますが、広大な駐車場になっており、駐車スペースを探すために時間を要している利用者が多く見られることから、今後は電光掲示板による誘導や立体駐車場についても、検討課題といたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 一般競争入札、電子入札を早期に導入したらどうかということにつ

いてお答えいたします。

現在、本市では一般競争入札でございますけれども、設計額が3億円以上の工事について実施できることになっておりまして、既に実施しております。ただ、この金額でございますけれども、匝瑳市は5億円以上でございますが、隣の銚子市は1億5,000万円以上でございます。今後この金額の引き下げについて検討していきたいと考えております。ただし、単純に引き下げますと市内の業者に影響が大きいことが考えられますので、それらも総合的に考えて検討したいと思っております。

それから、電子入札でございますけれども、これは県が運営主体となりまして各市町村が参加して共同利用するシステムでございます。平成18年度から稼働し始めておりますけれども、なぜ本市が当初から参加しないのかといいますと、昨年、市内の業者に電子入札についての聞き取り調査をいたしました。その結果でございますが、大きな業者はある程度対応可能ということでございますが、中小の業者はすぐには難しいということでございました。ですから、これらについてよく検討して、遺漏のないようにしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問を行わせていただきます。

まず最初に、配偶者対策でございますが、やはりこういうのを始めるときには、行政がどうしてここまで介入するのかという批判も当然おありだと思います。それを踏まえての予算化ということで大変感謝申し上げます。この辺にあまり例がないんですが、全国的にはどのぐらいのところでやっておるのか、ちょっとお示をいただきたいと思います。かなりあると思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、分かる範囲でということでお答え申し上げます。

例えば、茨城県などでは茨城出会いサポートセンターというものを設置いたしまして、これのマッチングをやっている。それから、奈良県などでは、奈良結婚応援団というような、これは子ども家庭課というようなところが実施している。それから石川県なんですけれども、財団法人石川子育て支援財団というのを作りまして、そこで縁結びの養成スタートみたいなのをやっている。愛媛県などでも出会い事業を結ぶというような形でやっております。これ

は、県レベルでの実施ということで、市町村レベルにつきましては、手元に資料はそれほどないんですけれども、例えば長野県千曲市、それから福井県越前市、それから新潟県津南町、長野県松本市というようなところで、行政が関与しながら、もしくは社会福祉協議会が関与しながらそういった結婚の仲介的な事業を実施している、そのように聞いております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ただいま茨城県にあるということですが、やっぱりその資料が私の手元にございますので、ちょっと参考になればと思いますので、ご紹介させていただきます。

少子化に歯止めをかけたい、その対策の一つとして発足したようでございます。県がこういう取り組みというのは初の試みだったようでございますが、やはりこのときにも、行政がここまで介入するのかという声もありましたようですが、やはり知事は積極的にやると強い決意を述べておられたようでございます。

理由としましては、若者の雇用確保、生活環境づくりの基本として家庭を作るすばらしさを知ってもらうためにも、県民の力をかりて魅力を上げ、総力を上げ若者の結婚に取り組みたいと、こう強く語っておられます。県では、既に四、五年前から少子化対策の危機感を持ち、その原因の一つとして未婚化晩婚化に注目をしておりました。多くの若者が、結婚先送り理由として適当な相手とめぐり会う機会がないと答えていることを重視し、早くからこれに力を注いでまいったようでございます。やはりさまざまな非難を乗り越えてたどりついた事業であるということでございます。恐らくこの事業も本市が行うということであれば、やはりプライベートな問題等々いろいろな問題が出てくるとは思いますが、どうかそれにめげずに頑張りたいと思っております。

また、この件に関しましては、ある程度メンバー構成ができたようでございますが、いつごろからこれが発足する予定なのか分かりましたらお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） この平成19年度予算に盛り込んでございますので、4月早々できればさまざまな形で関係者と協議を持ちながら進めていきたいと考えております。具体的な話なんですけれども、予算措置にあたりまして庁内会議は一度持たせていただきました。どういった方がその組織に参加できるのか、その辺の人選を含めまして各課と協議を進めているところでございます。現在、準備段階に入っている、そのような形でご理解いただきたいと思います。

思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 当然これは急ぐべきだと思います。と申しますのは、第2次ヘビーブーム世代、団塊ジュニアと言われる年代でございますが、この方々が結婚、出産の年齢を迎えております。この世代が30歳代にあたるここ5年間程度が少子化対策にとって大きな特に重要な期間でありますので、そういうことでいち早く取り組んでいただいた勇気に心から拍手を送りたいと思っております。何度も申し上げますが、難しい事業ですが、ぜひとも成功させていただきたい。できる限りの協力はさせていただくつもりですが、早速準備委員会ができるということですので、腹案もおありのようですが、例えば、こういう事業であれば、ぜひ私も協力したいという方々もおりますので、ぜひ広報紙あたりにそういう募集の記事と
いうか、そういうのでも出していただければ、また意欲ある人が集まってくれるんじゃないかと思いますが、その辺併せて伺いたいします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今、木内議員はご協力いただけるということでございました。あと広報紙で募集したらということもございました。その辺、広報紙で募集して集まるかどうか分かりませんけれども、その辺は内部で検討させていただきたいと思います。今、各課の方から従来からそういう活動を続けてきた方がおられればということで、地域別にできれば精通した方が少し入っていただいた方がよろしいかなということで、その辺も提案をいただいているところでございますので、その辺の状況を見ながら進めさせていただきたいと思
います。

よろしく願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 議員では私だけではなく、先般質問したときにやはり同僚の議員の皆
さんから……

○議長（嶋田茂樹） 木内議員、4回目ですから。

○11番（木内欽市） 次の質問に移るその前の段階ですので。一緒にやらせてくれという
方々もおりますので、議員の方々にもご協力を呼びかけていただけたらと思います。

次に、まちづくり交付金事業について伺います。

文化の杜公園であるとか排水路整備は、海上の蛇園が該当になるかと思いますけれども、

防災整備事業も該当になるということであれば、予算書に載っております防災備蓄倉庫等々もこの対象になるのではないかと思います、いかがでしょうか。これは、ほとんどの事業が対象になると思いますが、こういった点をちょっとお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 防災備蓄倉庫が平成19年度予算に載っているということで、それも対象になるのではないかとということでございました。確かに防災備蓄倉庫は、当初の区域設定の中でそこに建設するというで既に計画が決まっております、地域の再生整備計画の中に盛り込んでいけば対象にはなります。しかし、今回の予算措置されたものにつきましては、建設場所が未確定であったため、平成18年度からの事業には対象にならなかった。さらにこの事業につきましては、有利な補助金が見込めるという想定があるようでございますので、ここの中に取り込む必要は今回はないのかなというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それと、防災備蓄倉庫は検討ということですが、先ほど質問しました例えば中央病院の駐車場も用地確保等、これも駐車場ですから、こういうのも対象になるんじゃないかと私なりに考えております。補助率が40%ということで、非常に有利な制度ですから、ぜひまたこれをご検討していただきたいと思います。

それと防災関係で、これは入らないかも分かりませんが、防災備蓄倉庫も結構だと思いますが、私は一般家庭に防災の耐震の補強の補助金等々も出してもいいんじゃないかと、こう考えます。防災備蓄倉庫を造るなというわけじゃありませんが、例えば阪神・淡路大震災でもどこの地震でも、実際に食料がなくて飢え死にしたという人は1人もいないんです。ですから、この辺だってその食料はふんだんにありますし、水も台地の方へ行けば地下水は常にあるわけですから、防災備蓄倉庫も結構ですが、その一般家庭に対する補助金等は対象になるのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 駐車場の整備ということで中央病院がならないかということでございましたけれども、確かに駐車場の整備はございます。ただ、国土交通省所管の従来の国庫補助事業の駐車場整備が大前提でございました、当初から。これにつきましては、例えば商業地区、もしくは近隣商業地区内において整備される。要するに、区画整理であるとかその

地域の中の整備であるとか、そういうものがまず対象であったということであります。中央病院の駐車場がそれにあたるかどうか、それはなかなかちょっと難しいのかなというふうに考えております。

それと、一般家庭の防災の助成ですけれども、これにつきましては、住宅建築物の耐震化促進事業ということで、平成19年度の主要事業の中でもお示ししてございますけれども、これは別の補助事業が該当になるということで、別の補助事業が該当になるものにつきましては、まちづくり交付金の対象からまず除外される、そういうシステムでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 懇切丁寧なご説明ありがとうございました。

当然これは年度も限度があると思いますが、何年くらい使えるのか。あと、申請して通れば全部使えるのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、何年くらいかということでございます。これは一つの区域を設定したときに、その中で行われる事業は3年から5年というのが一つの目安になっております。実際には、最大5年かなということでございます。

それともう1点、予算要求したものはすべて通るかということでございますけれども、それは認めていただければということがございます。まず基幹事業があって、それで提案事業が入ります。最大交付が40%ということで、これは複雑なちょっと計算式がありまして、その中での配分という形になります。あと国の予算措置の状況がありまして、後年度になればなるほど今は厳しい状況であるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） はい、よく分かりました。期間が限られていることですから、ぜひ市長はじめ県・国へと働きかけをお願いして、大変有利な制度ですので、ぜひ活用していただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、質問の大きな3番目、教育問題について伺います。やはり学校の整備の方は大体理解をいたしました。平成19年度に完了ということですが、この耐震補強をしますと、大体その耐用年数は今度どのくらいもつのか、ちょっと先の話になりますが、相当もつと思いますが、もし分かりましたら教えてください。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（在田 豊） 20年でございます。
- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。
- 11番（木内欽市） はい、ありがとうございました。

それでは、続いて次の質問の危機管理について伺いますが、やはり地域の方々の協力で登下校時はパトロールをやっていただいておりますが、各地で起こった事件からちょっと日にちがたっておりますので、最近は余り見かけなくなったような感じがいたします。しかし、やはり災害は忘れたころにやってくると言いますか、常にそういう気持ちは持ち続けていただけないとまずいと思います。

例えば、昨日も消防がサンモールで防災訓練を行いました。平穏な時は何でこういう訓練かと思います。あまり緊迫感ありませんけれども、しかしそれをやることによって、いざ災害になったときにその訓練のような行動が知らず知らずのうちにできるという大変重要なことであります。一方、学校でも例えば不審者が入ってきたときのそういった訓練、こういうのはやはり定期的に行っているのでしょうか、お伺いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（多田清司） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、学校の方につきましては、今年度中に緊急警報システムを6校設置いたしまして、全小学校に設置いたしました。それから、現在、登下校中の安全対策を実施しているかということでございますけれども、これも約600件の子ども110番の家で子どもたちの登下校を見守っていただきまして、もしもの場合に緊急避難場所になるようお願いしてございます。

それから、2点目としまして、平成17年度から小学校の全児童に防犯ブザーを貸与いたしまして、登下校の際に携帯するよう学校の方で指導をお願いしてございます。

それから、3点目としましては、各小学校で年1回程度児童を保護者へ直接手渡しをするような訓練を行っております。また、そういった意味で災害時に備えておるところでございます。しかし、木内議員のおっしゃるとおり、警報システムあるいは防犯ブザーを貸与しても、幾らそういった最高級のものを貸与しても、職員の意識が低くては何の効果もございませんので、これからも学校を守ったりあるいは子どもを守るために何よりも必要なのは、教職員の共通理解、さらに共通認識であると思いますので、これから研修会などを数多く開い

て意識の向上を図ることを大切にしたいというふうに考えております。来年度は、危機管理の専門家などをお迎えしまして、管理職を対象に研修を行うことを計画しております。とりわけ旭市においても、地域の皆様方のご協力をいただきながら子どもたちの安全確保にこれからも努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） この危機管理については、前回は申し上げたんですが、防犯ビデオ等も大事ですけれども、やはり一番抑止力があるのは校門の入り口に警備ボックスを設置すると、これがやはり一番だそうでございます。そこには、そのボランティアの方が詰めていただいてもいいし、要するに警備ボックスがあるといっただけで、その侵入者に大変な抑止力になるようでございますが、やはりこれはまだ予算的な面もあって実施までいっておりませんが、検討はお願いしたいと思います。

それと、登下校時の安全ですが、私どもの旧町の場合には、地域の駐在さんをお願いをして、登下校時にバイクで当然毎日はいり切れませんが、下校時間に合わせてパトロールをしてくださいとお願いをいたしました。そうすると、地域の方々も非常に安心感があるんです。当然それは変質者の目にも入るわけですから、いや、この地区はおまわりさんが頻繁にパトロールしているということで、相当な抑止力がありますので、またそちらの方も警察署の方をお願いをして、おまわりさんも忙しいでしょうが、通学路をパトロールしていただければだいぶ効果があると思いますので、こちら辺をよろしくお願いしたいと思います。これは要望ですからお答えは結構でございます。

あと質問といたしましては、例えばその侵入者に対する何というんですか訓練、こんなさすまたと言うんですか、押さえるやつだとか、あるいは何か網でばんとかぶせちゃうみたいなやつがあるんですが、そのような装備はあるんですか、お尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） さすまた等の使用につきましては、各学校で訓練をやっております。ただ、さすまたを設置してある学校というのは全学校ではございません。今の段階では、小学校におきましては7校でさすまたを準備してございます。さすまたのない学校につきましては、今、ミニ消火器を各学級に設置してあるところがございます。さすまたというのはご承知のように、こういうやつですから、逆に犯人の方が力を入れやすいんです。です

から、そういった意味で意外に女性の担任ですと、逆に犯人にやられちゃう部分がございますので、学校の方ではさすまたよりも消火器でもってシュッとまいてしまうような形で訓練をしている所が多いです。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 私も課長と同じ考えなんです。さすまたというのは、てこの原理で両方で持たれたやつを棒だけ持っている人は、ねじれて取られちゃって相手の凶器になってしまいますので、あれはあまりよくないと思います。

それと、あと投網みたいにはんとかぶせるやつもあるんですが、あれもなかなかうまくいかないそうです。一番いいのは、丸太ん棒だそうです。丸太ん棒を置いておいてそれを振り上げると、例えば女性の先生でも振り上げると犯人はひるむそうです。ですから、ぜひ丸太ん棒の設置の方が一番手ごろでだれにでもできますので、これはちょっと余談になりましたが以上です、ありがとうございました。

次に、教育問題の3番目、小学校の統廃合についてですが、やはり先ほど教育長は考えがないということですが、これは当然分かりますね、現場の方が統廃合と言うと、現場の先生方から大変な反発も来るでしょうし分かりますけれども、何でもこう言うことを言いますかと言いますと、ちょっと聞いたんですが、干潟の萬歳小学校は今回は新入生が6人と聞きましたが、男女合わせて6人でしょう。そうすると、男が例えば半々にしても3人なんです。2人の場合があるかも分からない、何人か分かりませんが、そうすると、私は今になって一番いいのは同級生なんです。何か困り事があっても相談事があっても、同級生が一番やはり頼りになります。一生男の同級生が2人か3人では、ちょっと子どもたちがかわいそうじゃないかと、こんな気がするんです。私は、何も予算が少ないから学校の統廃合と、こういうことを言っているんじゃないです。子どもたちの教育的な立場から言っているんです。やはり小学校というのは、当然、字を読んだり書いたりというそういう勉強のほかに、大きくなってからしてはいけないこと、守らなければならない決まり、こういった大事なことを集団生活の中で学ぶわけですから、果たして同級生が5人か6人とか、そういうところが学べると言えば学べるでしょうが、あと子どもたちの競争意識、それと当然、友達も選べません。大勢いれば、友達のやはり自分の合う合わないあれがありますから、それも選べるでしょうし、これがですから少子化ですとこういった場合にどうなのかと、こういった心配をするわけでありまして。再度お尋ねいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 複式学級につきましては論点がちょっと違うと思うんですけれども、千葉県の学級編制基準によりますと、連続する2学年の児童の数が16名以下になった場合には複式にしろというような基準がございます。連続する2学年というのは、1年生・2年生あるいは2年生・3年生、3年生・4年生、そういった形です。それが16人以下になった場合には、複式にしろという基準があるわけでございますけれども、先ほどご指摘がありましたように萬歳小学校でございますけれども、6名ということで、正直男女6名じゃなくて萬歳小につきましては男子だけ6名が入学予定でございます。今の新1年生は男子だけ6名なんですけれども、次の1年生につきましては、全部で23名の予定者がおりますので、複式になる部分はないと思うんですけれども、統廃合の部分と複式とちょっと話が違うんですけれども、今の段階ではそういった意味においては、統廃合についてはまだ考えてない状況でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） しかし、子どもたちが6人、同じような学校はあると思うんです。それで、サッカーもできなければ野球もチームが組めないし、別に私は統廃合が悪いことだとは思っていません。当然、地元の方々は学校がなくなるといきなり言われたら、それは反発はあるかと思いますが、先ほど申し上げました例えば統合した場合には、当然、学校の通学距離が長くなるわけですから、遠くなるとこれは不満が出るでしょう。しかし、それは循環バスであるとかあるいはスクールバスを利用すれば済むことであって、現実にはちょっと雨が降ったらほとんど家族が送迎です。まして今は子どもたちが少ないんですから、遅くなって歩かせるわけにいかないの、ほとんどの方々が既に送迎をしておりますので、あと金銭的な問題もスクールバスで経費がかかるということであれば、これは逆だと思います。

ちょっと調べましたら、学校へ行くやつが12月は16日しかないんです。これは年度によって多少違いますでしょうけれども、1月がやはり16日間、2月は19日、3月は今年なんかは16日しか行かないんです。4月も16日、年間合わせても198日かそのくらいです。3年生とか6年生は、卒業式なのでもっと短くなりますから、それで朝晩短い距離のバスの運行だと経費も幾らもかからないはずですよ。恐らく校長先生1人の給料で十分足りちゃうんです。ですから、今現在はすぐにではないですが、もう全国的に見ますと相当数の学校で統廃合が進んでおります。現実にお隣の銚子市の興野小と若宮小は非常に大きな学校です。それも統合

して双葉小という小学校になっておりますので、この旭市も統廃合をやがては避けて通れないことですので、今現在はなくても、それは既に頭に入れておいていただかないと、今年生まれた子どもはあと５年すると小学校に入学するわけですから、間もなくこれは少子・高齢化がどんどん、子どもは増える要因はないですから、そういった面も考えて、やはり統廃合は考えていただきたいと思います、あまりしつこくなりますので、これはお答えは結構です。

次に、旭中央病院について伺います。やはり院長のお答えの中で、それだけ旭中央病院が人気があるということです。これは、大変私はいいと思います。逆に患者が来なくなっちゃって赤字になった。これは、それよりも一番大変なことなんですが、ただ地元の市民にしてみれば、大きな病院が地元にあるって安心だと思っていながら、いざかかりたくなったらかかれないと、こういった場合には、ちょっと素直に受け入れないものがあると思うんです。ですから、近隣の市町村に回すにしても、地元の人たちはぜひこの地元の旭中央病院に優先的にかかれるというような方策はできないのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 1 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ただいまの旭市民を優先して診療できないかというようなご質問でございます。旭市民に対しては、診療科によっては今は紹介状を持ってくることを条件付けている診療科がありますが、旭市民はそれにあらず、その必要はないと。それから、個室料でありますけれども、個室料も旭市民とそれ以外の方では差をつけておりまして、旭市民は特別安くするというふうなことでご便宜をお図りしているわけでございます。

ただいま少なくとも外来、救急の診療につきましては、なかなかほかの地域の方をお断りするということは非常に難しいということでございます。それから、原則として我々は旭市民の方を優先して、入院が必要な方は旭市民の方とはとにかく入院させてくださいというふう

にしておりますが、たまたま非常に満床あるいは忙しい時にそのほかの所にまたご紹介するというような事態が出てきてしまっている場合も、年に何回かあるようでございます。これは、やはりすまないことだというふうにも思っておりますし、これから何とかいい方法があれば、そのようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それと、ただいま院長から病床が満床の場合にはということですが、これに関しては、やはり病院の在院日数の問題があるかと思います。たしか前村上院長が、入院患者を1日早く退院させると利益が何億円か違ってくると、こういうことをおっしゃっておられました。しかし、患者にしてみると、まだ痛いのに病院を追い出されたと、こういったいろいろな問題がやはりあるかと思いますが、今現在、旭中央病院の在院日数はどれくらいなのか。それと、全国平均と併せて多いのか少ないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 平均在院日数でございますけれども、平均在院日数は年度が新しくなるにつれてどんどん今少なくなってまいります。平成17年度の平均在院日数は14.2日であります。ちなみに平成10年度は16.7日でございました。全国平均であります、一応急性期病院の標準が17日というのが、それ以下でないと診療報酬上のメリットをいただけないというようなことであります。ということで、全国平均に比べると少なくなっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 当然、これは病室が空いていなければ入院させると言ってもこれは無理な話であって、ただ一つ例を挙げますと、私の友達が東京から来て交通事故に遭いました。大変重症で救急では診ていただけたんですが、東京へ帰るわけにいきませんので入院させてくれとお願いをしたら、やはり病室が満タンで入院ができません。それで困ったんで、公衆電話の所に各市内の病院のあれがありましたんで電話をしたら、やはり全部出ないんですね、もう全部留守電になっちゃって、それで、と言って頭から血を流して大けがをしている人に、そのまま放っておいて帰るわけにもいきませんし、ホテルに入院させるのもできないので、そのことを先生におっしゃいましたら、じゃ先生が、どこかほかに紹介状を書いてくれと言いましたら、快くああそれならいいですよとすぐ紹介状を書いていただいて、銚子

の病院に40日余り入院して無事退院をしました、後遺症は残っておりますが。ですから、そういった場合には、ただいっぱいだからと断るだけでなく医療連携もしているんですから、銚子の病院でよければ紹介状を書きますよと、すぐ行ってくださいと、こう言っていただければ本当に助かると思います。ですから、中央病院で撮ったレントゲンを持ってすぐ行って、そうするとレントゲンも撮る必要がないわけですから、患者も楽ですから、ぜひそのようにこれから指導をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。お答えはいりません。

それから、あと駐車場の問題ですが、先ほど院長の説明では1,414台とあります。それと立体駐車場も考えるということでございますが、立体駐車場だと相当コストがかかるんじゃないかこう思います。駐車場を増やして病院の経営を圧迫しても、これも本来と違いますので、ただ立体駐車場ができれば患者にとっては遠くへ歩かなくていいんで、新病棟建設の折にはそれは検討していただいて結構ですが、それよりも一番手っ取り早いのが用地の確保だと思います。見ますと、まだ中央病院の周りは用地が空いていますので、あれを借りるなり貸していただけるとすれば、100台やそこらの台数が増えるんじゃないかと、100台増えれば今時点では駐車場問題は解決すると思いますが、そういった用地取得のお考えはございませんか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） ご質問の件ですけれども、新しい病棟整備に併せて数百台分のスペースを確保したいという考えで、いろいろ地権者の方ともご相談はさせていただいておりますけれども、何分、土地のことでいろいろ具体的なことはお話しできませんけれども、そのようなことを考慮に入れて検討したいということでいろいろ計画をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それと、やはり同じような不満というより不都合を感じている方は相当数いると思います。私は、病院へ行くといつも玄関に張ってあるお客様の声を見るんですが、やはりそこにもありました。駐車場の車路、駐車場の通路ですか、このことでしょうか、これが狭いと。駐車場のスペースをとるためには、どうしても車の通路は狭くしなければならぬと思いますが、やはり接触事故等も相当あると思います。ですから、そうしたらその院長の答えの中には駅から無料のバスを運行しているので、公共機関をできるだけ利用してく

ださいということですが、やはりどうしても病院に行く場合には体の具合の悪い人が行くんですから、家族に送ってもらうとか車で来る人がどうしても多くなると思います。ですから、一つの案ですが、例えばその駐車場を一方通行にして斜めに止めるようにすれば、車路も少なくなって交通事故も防げるし、こういったふうな考えもしたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 大変有力な案であろうかと存じます。そのほかにも患者様からは例えば火災等の場合の緑地帯も含めて整備すべきではないかというふうなご提案もいただいた経緯もございますので、今後、駐車場整備にあたりましては、今ご指摘、ご提案のありましたようなことも含めて十分スペースのとれるような、また患者様が使いやすい形のものを工夫してまいりたいというふうに存じます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、最後に入札方法についてお尋ねいたします。

これは、臨時議会の時に入札の方法を討議していろいろご質問がございました。私は、その件に関しては議会の一事不再議の原則ですから、その件に関しての質問をするつもりは当然ございませんが、ただ、その時のお答えの中では、どうして一括発注するのと言ったら、その方が経費がかからなくて済むからという答えでした。私は、それを聞いて賛成討論をした一人ですが、先般示されたあれでは、今度は分離発注して指名競争入札にすると、何かこうすんなりそれを受け取れない面があるんです。私は、あまりこの入札の関係に関しては平成7年に当選をさせていただいておりますけれども、入札問題に関して質問したことは一度もございません、旧町の時代にも。というのは、もう発注者がやったことに我々がいちいち言うと、全幅の信頼をおいていましたからそういう質問もなかったわけです。旧町でもあまりこういう質問はありませんでした。ですから、前回分離発注でやるとコストがかかる、ですから一括にしたと、ご理解賜りたいと言うから私どもは賛成をしましたが、今回は分離発注をして指名入札と、この経緯をちょっとお聞かせください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） ただいまの質問にお答え申し上げます。

前回分離発注したのは、確かに今ご指摘ありましたとおり、一括で発注した方がコス

トは安くなるだろうと、現場経費等が重複する部分が省けますので、そういうことで今後、市内で小・中学校の耐震化の工事が多くなってくるということで、少しでも安くしたいということで私どもの方で考えたわけでございますけれども、基本として行政がいろいろ工事を発注するにあたって、地元の中小企業者の育成ということも一方で強く求められております。そういう中で分離分割発注を可能な限り進めろという県の方の指導等もございまして、前はそういった市の当面の歳出を抑えるということで考えたわけでございますけれども、そこはやはり基本に立ち戻って今回、一括発注ではなくて可能な限りの分離発注ということでやらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） このいわゆる指名競争入札というのは談合の温床であると、これはだれもが認めておるところであって、また心配するのは前回みたいな異常と言いますか、そういったふうにならないか非常に心配をしているんです。1回ああいう具合になっていますので、またかというような感を抱かせないためにも、その談合防止にはどのように取り組むのか対策をお教えてください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 談合の防止ということに関しましては、私どもとしては今回その業者の指名にあたりまして、前回、一括発注ということで地元業者に対して非常に厳しい状況をとった関係で、逆に入札の指名の要件として地元業者に対してハードルを下げたというようなちょっとやり方としては適当でなかったと、配慮が足りなかったやり方をしてしまったということで、その点は申し訳ないと思っておりますけれども、そういったものを先ほど申し上げましたようにもとに戻しまして、本来の形で発注方式については分離分割を進め、一方で指名にあたっては市の規程に基づいた原則どおりの指名で行っていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ここに2月20日の千葉日報の記事があるんですが、これは君津地域の整備センターの工事入札に関してですが、当初は談合どおりの業者が落札をしたと、これを受けて担当課長がやはり業者に聞き取り調査を行ったと、しかしこれは当然、本市の場合もそういうことはするんでしょうけれども、したって業者がはい、談合がありましたと100%これを認めるわけはありませんよね。言ったら自分も指名停止になるんですから、こういう

のでは談合の防止はできないと思います。ですから、何といたしますか、やはり私は一般競争入札をこれによって地元の業者が、それは仕事もとれなくなると思いますけれども、やはり民意がそうであれば、やはりこれに従わざるを得ないのではないのかとこう思っております。ですから、今回は指名競争入札といたしますのを聞いたときに、議員も一様にあれとちょっと思ったんじゃないかと思いますが、ぜひ談合のないように最善の努力と言いますか、それは十分気をつけていただかないと非常に困ります。くどいようですが、談合防止にはどのような態度で臨むのか、ちょっとまだ具体的に教えてもらってないので、ちょっとお答えいただきます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、入札にあたりまして、一方で公平性、競争性の確保というのは非常に大事なことで、そのためには一般競争入札の拡大等は非常に有効な手段だろうと考えております。また、他方、地域の産業の育成ということで、これは地元の雇用の確保ですとか地元の経済の活性化、また地元企業を育成していかないと災害時、それから緊急のメンテナンス等で非常に困った事態を生ずるわけでございまして、そういった両方の面が大事だというふうに考えております。全国知事会の方で昨年の暮れにプロジェクトチームを作りまして、公共調達の改革に関する指針という緊急報告もしておりますが、その中ではやはり一般競争入札の拡大と併せて地域産業の育成という両面を出してきております。そういったことで、今後一般競争入札の拡大を進めながら、その中で地域の要件を設定していく等の方法をこれから検討してまいりたいと、そういうことで公平性、それから地域産業の育成という両面を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○１１番（木内欽市） はい、ありがとうございました。やはり地元育成ということと公平、板挟みになって大変だとは思いますが、やはり先ほども言いましたように、君津では談合情報どおりの業者が何度も落札ということで、その７日後には当面、入札中止と、こういう強い態度に出ております。ですから、本市の場合にも談合情報等が寄せられて、そのままの業者が落札というようなことであれば、これは当面、入札を禁止とそのくらいの強い態度で臨んでいただきたいと、このように強く要望いたします。

最後の質問になりますが、それと関連ですが、やはり一般競争入札、電子入札を時期にと

られず対応するという事で、大変これは前回と思えば進んだ答弁かと、このように思っております。実際にこれは電子入札を導入したら、恐らくや市内、近隣の業者は相当な打撃を受けるのは、これは目に見えております。と申しますのは、やはり大手の間だとか大林、ああいうところは日本国内はともかく世界を相手に競争している会社ですから、そういう会社が参入してきたということになれば、これは当然、地元の業者はひとたまりもないんじゃないかと、それは危惧はしておりますが、先ほど申し上げましたように、民意がそうであればやはりこれも試験的に導入をしてみたらどうかと、こう思うのです。次の工事は無理ですが、次の工事辺りにはそういうお考えはございませんか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 電子入札等について早目に実施できないか。特に、試しにやってみたらどうかというお尋ねでございますけれども、実は電子入札というのは大変費用がかかります。今、県が実施主体となって各市町村が参加しておりますけれども、それでも単年度で300万円以上の経費がかかるということが分かっております。これがシステム全体ですと、県全体で4億円以上かかるということでございまして、規模が大きいからそれだけかかるということもありますけれども、順次やっていく中で旭市だけ試しにというのはちょっと難しいと思います。ただ、今おっしゃられたように、その一般競争入札の方向というのは、これは民意であろうと思います。今、私どもで考えておりますのは、郵便入札というのがございまして、これはまず入札の公示をいたしまして、区域等に一定の制限をつけて業者を公募いたします。基本的に公募制です。その業者について審査をいたしまして、大丈夫だった業者に郵便で通知をして、それで郵便で入札をしていただくというものでございます。こういうものでしたら、小さな業者でもそれほど負担なくできるということが言えますので、こういうものを早急に検討して、早い時期にその実施に移せればと思っております。そういうものをしながらいろいろなことに私ども、それから業者の方でも勉強していただいて電子入札の方へ移行していけたらと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 前向きな答弁どうもありがとうございます。ですから、この工事に関しては、やはり今300万円かかると言いましたが、年間ですか、これは大した金額じゃないと思います。5億円の工事が10%安くできれば5,000万円浮くわけですから、よく町の時代

にはありました、うちの方では。予算が入札をしたら相当安く仕事が発注できたと、そのおかげで場所を言えばあれですが、海上中学校の北側の道路、あれを1本舗装することができたよとか、あと見広岩井線のあの道路も、当初の予算より業者がだいぶ低く入札に応じてくれたので、その分、予算が余ったので500メートル先まで舗装が延びたと、こういう大きなメリットがありますので、この300万円と言えは大変は大変でしょうが、その金額からすればさほど大した問題ではないと。それよりも私が一番心配するのは、今大きな工事を控えております。こうやって入札に関してたびたび新聞等で報道されますと、私はよく分かりますよ、皆さんのおっしゃる意味が。確かに、地元の業者がどんどん今倒産していると、この大きな工事のときに地元の業者は経営努力をして力をつけていただいて、逆に今度この地区からよその仕事をとれるくらいに大きく育ててほしいんだと、その気持ちは十分分かりますが、ただこだわるあまり、その地元業者と言うと、市民に対していろいろな考えを持つ方がおりますので、どうかそこは私どもは理解しておりますけれども、併せてその電子入札の採用をよろしくお願いしたいと申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

向 後 悦 世

○議長（嶋田茂樹） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（ 6 番 向後悦世 登壇 ）

○ 6 番（向後悦世） 6番、向後です。旭市の発展を願う議員の一人として、一般質問をさせていただきます。

私は、農業振興に関する市長の政治姿勢についてと公園の整備について、大きく分けてこの2点について質問いたします。質問は、ふなれですので、聞き取りにくい点、分かりにくい点をご容赦願います。なお、質問に対しまして、市長並びに担当課長の明快なご答弁をお願いするものであります。

さて、平成17年の合併以来、新旭市のまちづくりは市長を中心に執行部職員の皆さんの努力もあり、比較的順調に推移してきておりますように感じます。そういう中で、新しい議会になってから今回は二度目の当初予算を審議する議会であります。また、旭市のまちづくりの指針となる総合計画もほぼでき上がり、2月21日の議会全員協議会では、基本計画の詳細な説明もあり、今後5年間おおよその事業も示されたところであります。

このようなことから、私は本議会はこれからのまちづくりにあたり、大きな節目の議会であると感じております。順調に推移してきているからこそ市政のかじ取りを間違わないで、真に住みよいまちづくりを目指し、住民のためになる行政運営を望むものであります。また、各種事業を進めるにあたりましては、公平な行政運営を強くお願いするものであります。

そこで、１点目、市長の政治姿勢、農業振興策についてであります。今さら申し上げるまでもなく、旭市の農業は平成17年の農業産出額は412億円で、県内第１位、全国でも18番目であると聞いております。市長も常々に口にしておりますが、食なら何でもそろうまち、そのとおりであります。今回示された基本計画のリーディングプランでも、食の郷として冒頭に記述されているところであります。その農業振興を図る上で基盤となる環境の整備は欠かすことができません。農業生産基盤の整備については、合併前からさまざまな形で実施されてきました。大利根用水を筆頭に北総東部、東総用水事業等の土地改良区が置かれ、地区の適切な管理を実施するなど、本地域に農業振興の一翼を担ってきたものと思います。

特に、東総用水事業は、計画時には約2,800ヘクタールの区域に用水を供給する大事業で、関係市町の首長は、すべて委員外理事としてかかわってきた長い歴史があります。このような土地改良区の理事を、市長は理事に就任した平成17年10月の総代会で選任され、その時にも欠席し、以来、理事会はおろか総代会にも一度も出席しないで、昨年暮れに辞職届を提出されたと聞き、私もびっくりしました。農業は、旭市の基幹産業であると常々に口にしている市長にしては、言行不一致の感がぬぐえません。その辞任の理由をお伺いしたいと思います。

併せて、土地改良事業は今後どのような計画があるか。また、こうした各事業に伴って設置された改良区の支援について、市としてどのようにかかわっていくのか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、公園の整備についてお伺いいたします。公園については、２点に分けて質問いたします。

合併時に合意を得て策定した新市の建設計画におきましても、公園の整備は市民に潤いと安らぎをもたらす施設として、重要な事業として上げられておりました。そこで、公園事業としては、新旭市になりまして一番事業の進捗が早いパークゴルフ場の整備に関しまして質問いたします。

当初は、パークゴルフ場と呼んでいたと思いますが、今は健康パークですか、多くの公園整備の事業が予定されている中で、市長も積極的に進めてきたものと思います。この健康パ

ークがなぜ最優先で整備が進められてきたのか、その考えを市長にお伺いいたします。

それと、現在の進捗状況、将来的な利用の見込み、管理施設も建設されると聞いておりますが、管理施設の規模、それと昨年から継続して整備を進めておりますので、全体の整備にかかる総額、管理施設と分けられれば分けて教えてください。

また、健康パーク事業の整備にかかる財源の内訳もお願いしたいと思います。

次に、旭市全体の公園整備、今後の計画をお伺いいたします。

例えば、新市建設計画の中に盛り込まれている公園計画について、どのように取り扱われていくのか、整備をどうするのか、しないのか、ほかに新たな計画があるかを含めてお伺いしたいと思います。

以上、大きく2点について質問しましたが、答弁は聞き取りやすいよう簡潔明瞭に願いますとともにゆっくり話してください。1回目の質問といたします。

なお、再質問は自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、向後議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、東総用水理事の辞任の理由ということでございますけれども、その前に理事会にも一度も出席をしないというご指摘があったんですけれども、私は日程さえ合えば、こういった農業問題でもすべての問題にできるだけ出席はさせていただいております。ですから、日程さえ合えば、絶対にそういった所へ出席をしないということはいたしませんので、ご理解をいただきたいと思います。

この東総用水土地改良区の理事には、平成17年10月31日に就任をさせていただきました。その後、一身上の都合ということで昨年12月28日に辞職届を出させていただいたわけでありまして、この要因というのは、この土地改良区で6億5,000万円ほどの融資を受けるということで、理事全員の個人的な保証という問題がございましたので、こういった問題に個人保証をするというのは少しおかしいじゃないかという話をさせていただきました。その件で、土地改良区とも相談をしていたわけでありまして、それに対する明快な答えがいただけないままに、理事全員の連帯保証がいただけないとこの融資が受けられない。そこで、市長、できれば辞任をという話があったものですから、辞任をさせていただきました。

私は、委員内、委員外を問わず、個人的にこういった問題でその理事が保証をするという

のは、少しおかしいじゃないか、そのように思います。確かに、土地改良区の借入金ですから、そんなに焦げついたり何かはしないだろうとは思いますが、万が一には個人的な保証ですから、その保証をした皆さん方で持たなければならないわけでありまして、確かに、市民の大勢の皆さん方が、この改良区にかかわっているわけですから、そういったものを考えれば、多少の犠牲はというところもあるかと思いますけれども、その市の農業のために頑張るのと個人的なこういった借り入れで保証をするのとは、私は少し違う、そのように考えております。そういった意味合いで、理事をお引き受けをしなかったわけでありまして、土地改良区に対する支援をしないとか応援をしないとか、そういったものとは全く違います。そういった意味では、土地改良区と一緒にあって市の農業発展に全力を尽くすというのは、これは当然なことでありまして、そういった姿勢には全く変わりはありません。理事ではありませんから、そういった意味では発言はできませんけれども、きちんと職員は派遣をさせていただいて、その状況は常に把握をさせていただいております。

以上のような形で、土地改良区と一緒にあって行動をしていくという関係には全く変わりございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、パークゴルフ場の件でありますけれども、これは旧旭市のときから進めてまいった問題でありまして、そして今なぜ急ぐのかと言いますと、先ほど木内議員からあった交付金の問題等も同じでありますけれども、今有利な資金が使えるから一気にそういった整備をするということでございますから、詳しいことは担当の方からお答えをいたしますけれども、まちづくり交付金事業あるいはふさのくにの合併支援事業、こういった有利な補助金をちょうだいすることができるから、こういった時期にきちんとした整備をして、そして市民の健康づくりに役立てていただきたい、そのような思いからこのパークゴルフ場、今は健康パークでありますけれども、そういった意味では、そうした補助金をいただくにも単純なパークゴルフ場ということでは、その補助金がいただけないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場の整備状況でございます。現在の整備状況でございますけれども、海からの潮風、それから飛砂を防ぐための緩衝緑地帯の植栽、それから芝生への散水施設、それからコース造成の盛り土と芝張り等、基盤工事を現在順調に進めているところでございます。

それから、今後の利用状況等でございますが、これは非常に難しいんですが、市内の地域別人口、それから周辺施設の利用状況、近隣市の人口、他のパークゴルフ場の利用状況等を勘案しまして、年間およそ1万2,000人を今見込んでございます。ちなみに他の施設の利用状況を申し上げますと、全国900余りあるんですが、それぞれの立地条件の違いなどから数千人程度から数十万人程度まで非常に幅広くなっております。今後この事業の目的であります市民の健康増進、海岸地域の振興、活性化の推進のため、市民をはじめまして市内の各種団体等へ働きかけて普及を図ってまいりたいと考えております。

それから、管理施設を含めた財源の内訳でございますけれども、まず全体事業費でございますが、福祉センター、それから勤労青少年ホームを解体しました。それから、平成19年度に建設予定の管理棟を含めまして約5億円でございます。財源の内訳としましては、まちづくり交付金、それから千葉県のふさのくに合併支援交付金等を活用してございます。

それから、今後の整備計画でございますが、新市建設計画の中で公園整備については総合計画においても予定してございます。下宿ふれあい公園、長熊スポーツ公園は基本計画の中で前期に予定されておりますので、早期に着手していきたいと思っております。その他の公園につきましても、全体の整備状況を見ながら順次整備を進めていきたいと考えております。

それから、公園整備にあたりましては、市民の積極的な公園づくりへの参加を求めまして、市民ニーズに合った親しみやすく利用しやすい公園整備に心がけてまいります。地元の合意形成を図るとともに調査計画から事業化まで取り組みを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、土地改良事業の計画でございますけれども、現在、干潟耕地で広域緊急ということで土地改良事業を進めさせていただいております。それと併せまして、実は本年4月の採択を目指しまして、萬力2期地区で土地改良事業約100町歩ほど進めております。さらに、大利根土地改良区の関係になりますけれども、飯岡西部地区で推進委員会等を立ち上げまして、現在、採択に向けまして地元の推進活動等を行っております。さらには、広域農道の実は南側で谷丁場という地先があります。ここでも地元の役員の方からぜひ土地改良事業を進めていただきたい、そんなことで新たに推進委員会を立ち上げをする予定で現在進んでおります。以上が計画でございます。

あと市の改良区等への支援でございますけれども、土地改良区等の施設につきましては、農家以外の方も使うという場合が多々あります。例えば、土地改良で作った施設に非農家の

方が排水を流させていただくとか、あるいはサラリーマン等でも農道を使うわけでございます。そういうようないろいろな面等も土地改良事業に含まれております。いろいろなことを考慮しまして、実は改良区等につきましては四つの市内土地改良区がございます。そこに対しまして、農業外排水負担金あるいは土地改良施設の維持管理費、そういう支援策をとっております。平成19年度予算につきましては約5,700万円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 58分

再開 午後 1時 0分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き向後悦世議員の一般質問を行います。

都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） 申し訳ございません、答弁漏れがございましたので申し上げます。

パークゴルフ場の規模でございますけれども、全体面積は約2万9,000平米です。コース内が約1万8,000平米となります。

それから、管理棟の規模でございますけれども、2階建てでございます。建築床面積は約400平米を予定しております。1階が200平米、2階が200平米でございます。これは、今、既存の旭福祉センターがございますけれども、そちらと接続を図りまして、さらなる相乗効果を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 向後議員、質問ございますか。
- 6番（向後悦世） 再質問いたします。

東総用水地区の理事辞任に関して再質問をいたします。

1月24日の理事会で退任が承認されたそうですが、理事会の質疑の中で保証人になりたく

ないから理事を辞任したのかというようなやりとりもあったかに聞いていますが、少なからず市政最高責任者の突然の辞任は、近隣の農業者の皆さんに不信感を与えたのではないかと危惧されるところであります。農業振興を唱える市長であれば、任期のある限りしっかりと務めていただきたかったというのが私の思いであります。いずれにしても、このような広域における土地改良事業につきましては、旭市のみならず近隣市町との信頼関係を構築していくことが重要であると考えますので、再度、理事に就任する意思があるか改めてお伺いいたします。

また、合併に際し、北総東部土地改良区も関係土地改良区になったかと思えます。こちらについては市長は理事になっているのか、併せてお伺いします。再度答弁を求めます。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 先ほどの1回目の質問でお答えをさせていただいたとおり、私が理事を辞任をした要因というのは、いわゆる保証は理事がすべきではないだろうというのが考えでして、そういった問題さえきちんとした答弁をいただければ、理事を務めることには何ら異論は持っておりません。旭市の農業振興に土地改良区と一緒に進んでいくというのは、これはごく当たり前の話ですから、そういった意味では、ただそういったものを理事が個人保証をすべきではないだろうというのが私の考えでして、他意は全くございません。

それから、ほかの部門でも理事になっているところがあるのかという問題でありますけれども、もう一つあります。北総東部土地改良区の理事を務めさせていただいております。こういった形の中で、いわゆる金を借りる保証と言われたのは今回が初めてでして、そういった意味では、私自身も小さいながら自分の農場経営をしておりますから、そういったところの経営をするにあたって、本来できれば自分のところの会社の中できちんとした整理がつけられるようにというのが自分の考えでして、そんな意味では、恐らく土地改良区だからないだろうという意味で判を押すというのは、少し無責任だろうというのが率直な考えですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 再質問いたします。市長が、保証がなければ理事だけなら大丈夫だということでしたが、一般の理事も保証があってもみんな理事を引き受けているわけですので、またそういう部分、市長にも考慮して、ぜひ東総用水の理事を就任を引き受けていただければありがたいと思っています。

3 回目の質問をさせていただきます。東総用水事業は、行政が主導で進めてきた事業でありながら辞任するとはあまりに無責任であると思います。どうか市民の声をしっかりと受け止めて、責任持って事業運営をしていただくことを強く要望いたします。

また、土地改良区事業につきましては理解しましたが、そのほか農業振興策については、今後どのような形で取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 向後悦世議員のおっしゃることもよく分かりました。また、東総用水改良区とも十分また話し合いをさせていただきたいと思います。

それと同時に、これからの農業振興でありますけれども、旭市はいつも申し上げており、農業が基幹産業であります。その農業を振興していく上では、これは行政でできることは何でも全力で取り組んでいきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員。

○6 番（向後悦世） どうもありがとうございました。公園について再質問いたします。

次に、健康パークについて再質問いたします。工事は順調に進んでいることは分かりました。利用見込みを1万2,000人、年間300日稼働したとして1日当たり40人弱という数字です。財源の内訳については、もう少し細かく聞きたかったです。5億円超えるのは、整備費が組み込まれているのは分かりました。まちづくり交付金は、国の補助事業です。先ほどの答弁で一般財源の持ち出しが少なく整備できるということですが、財源の説明にあった千葉県ふさのくに交付金、平成18年度の整備と確か平成19年度の整備にも計上されていましたが、この交付金は、確か合併市町村のまちづくりに資するために交付される、そのような性格の補助金であると認識しております。公平に実施するなど使い方は幾らでもあると思います。このような補助金の使い方は市長の指示によるものなのか。市長の指示でなければ誰が決定するのか、具体的にお伺いしたいと思います。明快なご答弁をお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場の財源の内訳でございます。まず、内訳から申し上げます。

平成18年度の実績でございますけれども、まちづくり交付金が9,500万円です。それからふさのくに合併支援交付金が1億4,000万円、合計で2億3,500万円です。平成19年度の予算額は、まちづくり交付金が6,800万円、ふさのくに合併支援交付金が1億4,000万円を予定しております。先ほど市長の方から申し上げましたように、非常に有利な交付金を提案事業でございますので有効活用させていただいておりますけれども、このふさのくに合併支援交付金がまちづくり交付金、まちづくりに有効な財源だと思ひまして、私の方のこの健康パークに充てさせていただきました。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） たしか平成16年、17年の決算では、合併時の電算統合に活用されたものですね。まちづくり交付金と補助金と同じようなものであると思いますが、この補助金が健康パークの整備に使われて、その上、さらに県の合併のまちづくりに活用すべき補助金2年分の2億8,000万円も優先してこの事業につぎ込むことは、私のうがった見方かもしれませんが、旧旭市の事業に知らないうちに使っちゃった、そんな感じがするんですよね。今後、この公園整備計画を伺いましたが、新市の建設計画に載っていた旧町の公園整備はまだどこもこれからということでした。旧町の公園は全く着手されないで、この健康パーク、文化の杜、袋公園などの旧旭市の事業のみに進められている。少し公平性を欠いているように感じます。この点についてお伺いしたいと思ひます。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） まず、公園の整備の考え方、進め方でございますけれども、まず広域間、それから地域間のバランスのとれた公園の整備を行うことを目標にしております。段階的、効率的に機能するような公園の整備を進めていくことをモットーとしております。それから、地域住民等の意向を踏まえまして、地域のまちづくりと合致した公園整備を進めていくことをやはり基本としてございます。

それから、特に一部の地域の利用に限定されるような公園につきましても、地域住民が主体となって公園の整備のあり方を検討し提案できるような仕組みを取り入れていくことを基本としてございます。

この順位です、先ほど向後議員が申し上げられましたけれども、文化の杜、パーク、それから袋公園等、旧旭市の地区の公園が整備されてございますが、まずこれは考え方なんです

けれども、合併時において既に国庫補助等の補助事業で整備が行われていました。それから、先ほど申し上げました各公園において地域性や必要性、それから利用状況等を勘案し、これを整備してございます。これらはすべて都市公園でございますけれども、今後、都市計画の見直しを平成21年度をめどに進めてまいりますが、その中で国庫補助等有利な財源を活用して整備していけたらと思っております。このようなことを考慮しまして、今、各公園を整備しているところでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員。

○6番（向後悦世） 今の説明で、バランスのとれた計画と聞きましたが、自分が見ている限りバランスがとれた計画とはとても思えませんので、だれが見てもバランスのとれた計画のようにぜひ頑張っていただきたいをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

○議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

○1番（伊藤 保） 議席番号1番の伊藤保です。通告に従って質問をいたします。

私は、都市住民の居住者や滞在者について2点、北総台地市内の景観について2点伺います。

700万人とも言われる団塊の世代が定年退職をされると言われておりますが、都会で生活をしてきた方々が地方に来て、農業や漁業を営むことが今後多くなると思います。既にこの旭市にも来ている方もいるようですが、1点目に都市住民が農業などを営む目的で定住や滞在をしたときに、農業技術等の研修施設などの支援はあるのでしょうか。

2点目に、作物の販売のルートなどの指導は考えているのでしょうか。

次に、この旭市は農漁業を中心として成り立っておりますが、これからは観光産業にも力を入れていかなければなりません。すばらしい海岸線と刑部岬から西に延びる北総台地の緑の景観、そして干潟八万石と称する田園風景は、旭市に住む私たちに地球がくれたプレゼントだと思っております。この自然をうまく活用して、潤うまちづくりをしていかなければならないと思っている一人です。そこで、北総台地の市内の景観について2点伺います。

1点目に、竹の繁殖が非常に目立っておりますが、対策は考えているのでしょうか。

2点目に、休耕田や空き地についての対策はどのように考えているのでしょうか。

以上4点を伺いたくよろしくお願いします。なお、再質問は自席にて行います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

最初に、農業技術の研修の機会でございます。これにつきましては、現在、千葉県で新たに農業をトライしようとする方々を対象としまして、農業者大学校の研修制度がございます。この中では、定年退職者あるいは転職者等を対象としました集中講座あるいは定年退職を機に新たな農業を目指す方々へのいきいき帰農者支援事業、こういう研修制度が県で実施をされております。それと、東金市に千葉県アグリチャレンジファームという県が設置をしました施設がございます。この中でいろいろな目標あるいは技術レベルに応じまして、効率的な技術習得ができるようなサポート体制をとっておるところでございます。

現在、市の中としましても、実は旭市の就農者研修支援事業というものを実施をしております。市外で研修を受けようとする方々、新規就農者あるいは研修生を市内で受ける農業経営者等に対しまして支援を行っておるところでございます。

それと、市内には実は積極的に定年等を迎えられて農業にチャレンジしたいという受け手のいろいろな組織がございます。一つには、農事組合法人愛農さん、ここでは積極的にサラリーマンから農業をやりたいという方も研修等を受け入れているということで聞いております。それと、市内に指導農業士あるいは農業士、これらの方々が現在48名県知事から委嘱をされている農家指導を行うという役目を果たしております。これらの方々と一体となりながら就農したいという方々に対しましての支援措置を講じていきたい、そういうように考えております。

それと、2点目のいろいろなこういう方々が販売ルート等があるかと思えます。作ってやはり売るとというのが一つのこういう方々の励みになる、そんなことで県の中の先ほど言いました支援の中にも販売、流通、そういうものも情報提供を行うということで聞いております。さらには、旭市の中には農産物直売研究会あるいはいろいろな直売所があります。これらが今三者が一つとなりまして組織をつくって、いろいろな方々の販売ルートに乗せる、そういう取り組みもされているところでございます。

それと、3点目の竹の繁茂が目立つということでご質問でございます。景観としての竹林は、本当に美しいものということで理解をしております。ただ、荒れた山林に自然を発生し

たような竹林、こういうものは環境を破壊するような、逆に例えますと邪魔なようなそういうような感じでしております。そういうようなことで、交差点の見通しや防災あるいは防犯の観点からも本当に危険な箇所が多くあります。そういうようなことで、建設あるいは消防、環境の各課と連携をしながら、さらに所有者あるいは管理者に対しまして、適正な保全管理の指導に努めていきたい、そういうように考えております。

最後のご質問の休耕田の対策ということでございます。近年、本当に高齢化あるいは労働力不足あるいは農産物価格の低迷、さらには米の減反、そういういろいろな要因があって休耕田がふえているところで理解をしております。もう一つ我が課の方でちょっと調べた中では、休耕田という中でどうも先ほどの竹林もそうですけれども、相続のトラブルで何か他人の方が、都会の方が山を相続してしまってあまり管理をされてない、そういう相続のいろいろなトラブル、すべて相続財産は平等だというその部分が若干あるのかというふうに考えております。所有者を見てみると、市外の方が結構多いという例がございます。そういうような形で休耕田、そういうものも結構そういう市外の方、相続ができないで残っている土地等もあります。そういう土地等もありますけれども、市の方では農業委員会からも提言等がありまして、平成19年度予算の中で遊休農地の解消あるいはそういう防止対策、そういうようなことで遊休農地解消対策事業、そういうものも盛り込みさせていただきたい、そういうような考えでございます。いずれにしましても、関係機関が連携となって遊休田の対策を講じていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、2番目の(2)の休耕田の空き地について対策はどう考えているのかということで、環境課の立場からお答えさせていただきます。

空き地などに竹、雑草等が繁茂しごみなどが捨てられるような状況の場合には、旭市環境美化推進に関する条例第9条で、空き地の土地所有者等は、火災、犯罪、もしくは病虫害発生の原因になること、または近隣の生活環境が著しく損なわれることのないように適正に管理しなければならないという規定がございますので、所有者に通知して対策をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 1点、再質問をさせていただきます。

この農水産課で窓口相談というような対応は設けられているのでしょうか、お伺いします。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在、課の中に農業推進班というポジションがございます。ここで対応すべく現在進めております。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） これは、土地などの活用の紹介とか、そういったものも含めてやって相談に乗っていただけるのでしょうか、これもお聞きしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在、農業委員会の方でそういう空いている農地等の把握を毎月本当にやっていただいております。そういう情報を共有しながら農業をやってみたいという方への紹介、そういう業務は日ごろの業務の中で行っております。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 農水産課の方の窓口に行けば相談に乗ってくれるということなので、次の質問に移らせてもらいます。

次は販売ルートなんですけれども、この販売ルートもその農水産課の方に行けば相談に乗っていただけるのでしょうか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 多分、最初の想定は、例えばＪＡ等にまとまったから持っていくということはなかなか得ないかと思います。少量を作ったとかあるいは１ケースに満たなかったとか、そういうことも想定されます。先ほどお話ししました市内に直売施設が三つほどございます。現在その中で連携をとろうというようなことで直売の協議会等を設けました。その直売の施設の中には、会員になっていただけないと物はお預かりできないという所もございます。また、ある所は、いやそういうかた苦しいことじゃなくて、できた物だけ持ってきていただいて結構ですよと、会員にならなくても自分で値をつけて置いてくださいと、売れた分だけは持ってきてくれた方の収入になりますと、そういういろいろな取り組みもございます。そういうところを紹介しながら対応を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） この居住者が、その地域の農家の人たちとの交流などの機会をつくったりして、積極的に生活面の相談に乗ることはできるのでしょうか、これもお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ご承知のように、農業経営というのは自分だけではできないと、地域の方々に支えられてできるというようなことで理解しております。そういうようなことで、地域の方としても受け入れるような体制、それと併せまして来ていただいた方も、地域に溶け込めるような形、そんな形で来た際には指導させていただきたい、そういうふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 都市住民と言われるこの人たちが、共同で朝市や青空市などの開催をしたいと相談が例えばあった時には、行政としては協力できるのでしょうか、この点もお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、市内で朝市というような形で海上地区のかあちゃん市あるいは毎週日曜日に飯岡荘地区でひまわり産直部会の方々、いろいろ取り組んでおります。あるいはかんぼの宿の1階では、毎週日曜日に直売施設が出店をしまして、そういうところで物を売りながら交流をさせていただいています。そういう組織の方々に相談をしながら受け入れていただくような機会を持ちたいと、そういうように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） これは、ぜひ行政も協力していただいて受け入れの方をぜひやっていただきたいと思います。

次に、どこの自治体でも悩んでいると思いますけれども、この竹の繁殖が非常に目立っていますけれども、地権者の問題等々ありまして手がつけられないのが実情だと思いますけれども、この竹の繁殖力が非常に強くて、このまま放っておくと草木や環境にも影響が出てくると思いますが、影響が出るというふうには考えておりますでしょうか、この点をお聞きます。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 竹ですけれども、本当にいい竹と言葉は悪いかもしれませんがけれども悪い竹と、例えばタケノコをとるような孟宗竹は、本当に管理をされてきれいな所も市内に数多くございます。ここへ来て、都会の方が来て最初に喜ぶのがタケノコはここから出るのということで、実は直売館で今ふるさと宅配便をやっていますけれども、それで一番喜ばれるのがタケノコだということで聞いております。そういう喜ばれる竹であればいいんですけれども、今、議員が言いましたように逆に農水産課の方は林業も担当しておりますけれども、山の木を本当にだめにするという俗に言う篠竹ですか、ああいうものは一番厄介かなということで、竹がそういう森林の機能を壊している、そういうことは十分理解しているところであります。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 影響が出ると理解しているということでございますけれども、この竹については分布図等などは作成しているのでしょうか、これをちょっと伺いたと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） すみません、現在のところ、そういう分布図の作成等はしてございません。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） これは、ぜひ分布図などを作成して市民に知っていただいて、竹の需要も含めて市民とともに考えてはかがかと、このように思います。私たちも、今まで過去、竹の需要というものがあつたんですけれども、これからやっていくには、やっぱりその需要も含めて考えていかなければなりません。そういった意味で、この北総の台地が非常に景観が悪くなってきておりますので、その点含めてともに考えていきたいと思っておりますので、分布図の方の作成などはぜひよろしくお願いします。

次に、休耕田や空き地についてでございますけれども、休耕田や空き地がごみのポイ捨ての温床となっているんですが、この対策はどういうふうに考えているのでしょうか、よろしくをお願いします。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） これにつきましては、先ほどお答えしたと思うんですけれども、個人に通知を差し上げて、個人が遠くの方でできない場合には、シルバー人材センターなどへ紹介、電話番号などを入れまして通知してございます。これからも不法投棄防止のために指導徹底は十分していきたいと、このように考えております。
- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。
- 1番（伊藤 保） 地権者がいるので手は出せないということが現状だと思います。その中でやはりごみや空き地の雑草が非常に多いと、こういうふうに思います。それで、この火災が起きるのが心配だという声も聞いております。また、防犯、交通の障害という意味からも、また景観の上からでも、積極的に持ち主に働きかけていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。
- 以上で、私の一般質問を終わります。
- 議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

島 田 和 雄

- 議長（嶋田茂樹） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（ 2 番 島田和雄 登壇 ）

- 2番（島田和雄） 議席番号2番、島田和雄です。5項目の一般質問を行います。
- 1項目めは、品目横断的経営安定対策についてであります。この対策は、認定農業者であるなど一定の要件を満たす担い手と呼ばれる農家が加入者になって、価格低下による所得減分の9割が補てんされるというこれまでにない対策として創設されました。反面、この農家支援と思われる対策の違う一面を考えますと、一層の輸入自由化によって農産物価格の今まで以上の低下を見込んだものと思われます。この対策の旭市の農家に関係するものは、補てん対象品目の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイシヨのうち主に米だろうと思いますが、内容について4点ほど伺います。

1点目は、農家特に米作農家への政策を理解してもらう方法はどのようにされたか。2点目は、市内でこれに該当する農家数はどのくらいあるか。3点目は、施策の支援は担い手に集中するということですが、支援の内容はどのようなものか。4点目は、県下1位、全面的に見ても有数の農業生産地として、これを支えているのは認定農業者だけではないと思いますが、この制度に加入できなくても、努力されている農家への市独自の支援は考えてないか。

2項目めは、市役所窓口サービスの延長についてであります。昨年の10月に、市議会総

務常任委員会の行政視察で愛媛県の四国中央市を訪問しました。視察の中で、時間外サービスというのがありました。このサービスは、仕事の都合などで開庁時間内に市役所へ行けない市民のために、祝祭日を除く平日毎夜7時まで窓口を開いて、住民基本台帳関係、戸籍関係、印鑑登録関係などの証明書等の交付を行っているものです。このサービスにかかわる職員は2名で夜7時まで勤務するために、午前10時半出勤という時差出勤を実施しておりました。したがって、職員には時間外手当は支給していないということでした。私は、旭市においても、ぜひこういったサービスを実施していただきたいと思います。当面、とりあえず毎日でなく週に1回実施していただければ、決まった時間に市役所へ行けない市民にとってはありがたいサービスになると思いますし、職員にとりましてもさほどの負担にはならないと思います。市長のお考えをお伺いします。

3項目めは、今後の入札のあり方についてであります。1月の臨時議会にかけられた旭二中屋内運動場改築工事ほか2件の入札の落札率が99%前後であったことは、新聞でも報道され、市民からも疑問の声が上がっております。私も、その後、市民から批判を受け必ずしも納得のいく答えができずにいます。市当局としまして、今回の落札状況につきましては憂慮されていることと思います。今後、数年のうちに90億円くらいの小・中学校の耐震工事をする予定という中で、落札率を下げる努力、工夫が必要だと思います。何らかのアクションを起こさなければ何も変わらないと思い、そこで4点に分け質問します。

1点目ですが、旭市契約事務取扱規程第3条の各所管課長が財政課長に依頼した契約事務は本年度何件あったか。一般競争入札、指名競争入札、見積もり合わせの種類別にお問い合わせします。その中で、入札不調になったものはあったか、件数と差し支えなければ内容についてもお願いします。

2点目の指名競争入札の改善についてですが、二中屋内運動場改築工事の入札の際、市長の判断で指名した業者が10社中3社ありましたが、今後も地元業者育成ということでこういった指名を続けられるのかどうか伺います。

3点目の一般競争入札の拡大についてですが、2月17日付の朝日新聞に、総務省、国土交通省がなくなる談合事件を受けて、すべての市町村に一般競争入札の導入を求める方針を固めたと載っていました。千葉県においても、2月22日付の読売新聞に一般競争入札対象工事を予定価格2億円以上から1,000万円以上に段階的に下げるとの方針を明らかにしました。このような国、県の方針の転換の中で、3億円以上と示されている旭市の一般競争入札の対象工事金額の引き下げについて検討されていないかお伺いします。

4 点目ですが、落札率を下げるためのよい対策を考えておられましたら伺います。

4 項目めは、基本計画の説明の中で示された実質公債比率についてであります。2 月21日の全員協議会の中で、今後の市の実質公債比率の推計が示されました。旭中央病院の建設については、病院側から公営企業常任委員会においておおよその建設案が示されました。今回の推計の中には、それが含まれていません。病院や上水道など公営企業の起債も反映し、自治体の隠れ借金を見逃さないというのが昨年示された実質公債比率の考え方です。市庁舎、ごみ焼却施設建設の起債については、この実質公債比率の推計に反映されているとのことです。これから市の財政推計を誤らないように、病院建設についてもこれが実施された場合の数字を示すべきだと思います。

5 項目めは、長寿祝金支給事業についてであります。昨年の9月議会において、長寿祝金支給事業の見直しをお願いする質問をしました。市長のお答えは同感だということでありました。私は、来年度のこの事業については縮小されているものと考えていましたが、先に配布されました来年度予算書を見て、本年度以上の予算がついていまして驚いた次第です。こういう結論に至った経緯について説明をお願いします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 島田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市役所の窓口サービスの延長という問題がございましたけれども、これは総務課の方で検討いろいろな対策を立てておりますので、担当課の方からお答えをさせていただきたいと思います。

次に、5 点目の質問でございました長寿祝金の支給事業ということでございましたけれども、前回の質問のときにもお答えをさせていただきましたとおり、島田議員のお考えと私の考えとほぼ同じです。正直言って、旧旭市のときには少しいろいろな何といいましょうか、抑揚をつけたその長寿祝金の支給方法をとってきたんですけれども、合併によって今のようになりまして。この前の質問を受けて検討もさせていただきましたけれども、まだ合併をして1年8か月ほどというようなこともございまして、来年は同じような形で行かせてもらいたいということで変化をつけませんでした。これから議員の皆さん方とも相談をさせていただきながら次の機会でどんな形にしていっていいか、十分検討をさせていただきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問に対しまして幾つかお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように、平成19年度、本年度から今まで全農家を一律としましたいろいろな国の施策、これが本年度から意欲と能力のある担い手に限定というようなことで絞られた方に施策が集中するということでございます。その中の一つが品目横断的経営安定対策でございます。ご質問にありますように、本当にこの制度を国が作っても農家へ浸透してないと何も意味がない。そんなことで、本市におきましては、この制度ができました時点、概要が示されました時点、平成18年5月31日にいち早く事業の該当者であります市内の認定農業者すべてに対しまして研修会等を開催をさせていただきました。その後、2回ほど認定農業者の研修会開催の中で制度の周知を図ってきたところでございます。

なお、先般、2月28日には国の農政事務所からも職員においでいただきまして、認定農業者に対しましてこの制度の周知を図ってまいってきております。

それと、担い手支援の内容でございます。議員ご質問のように、いろいろな対象品目がありますけれども、我が市の中では米と麦と大豆となっております。主にお米が多いのかなと考えております。支援の主な内容としましては、今までいろいろな作物ごとに国等で支援をしていたものを、その方の所得に対して着眼をする。そんなことで、諸外国との生産条件格差を補正するための対策としまして、生産条件格差是正対策事業あるいは収入の変動の影響を緩和するための対策としまして、収入変動緩和対策事業、この二つの事業が大きな柱となっております。

支援を受けられます農家としましては、制度の要件の中で認定農業者は一つのクリアでございます。それと併せまして品目横断的経営対策につきましては、4ヘクタール以上の経営規模の農家ということになっております。現在、4ヘクタール以上の経営規模の認定農業者は市内で104名います。ただ、この104名がすべてこの事業に該当するということではなくて、104名の中で生産調整等の需要に即した対策を講じているのか、いわゆる生産調整に協力をしている農家が対象ということでございます。

それと、経理等の一元化をしまして、5年以内に法人化を予定して経営規模20町歩以上の集落営農参加者、これらとしましてもこの制度に乗れるということになっております。

最後の質問の中に、その認定農業者以外で努力している農家への支援というようなことであったかと思えます。経営規模の少ない農家等におきましても、例えばライスセンター等で機械の共同利用を行いながら、小さな農家が集まってその集落営農、そういうことに取り組む場合につきましては、この制度へも加入が可能です。これらの周知も併せまして今後積極的に農家指導を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、私の方からは、大きな2点目の窓口サービスの時間延長についてお答えいたします。

現在、市役所の閉庁時刻は午後5時15分ですが、本議会にも条例の改正を提案したとおり、本年4月1日から閉庁時刻を午後5時30分とする予定であり、15分と少ない時間ではありますけれども、窓口サービスの利用の利便性は多少なりとも向上するものと思っているとでございます。また、ちなみにですが当市の現在の状況でございますが、現在、市民課においては、ふだん来庁できない市民のために、事前に電話等による申請を受け付けての休日の住民票交付や郵送による戸籍住民票の交付を行っております。また、昼休み時間でございますが、職員4人により交代制で毎日対応しております。

ご質問の週1回窓口の延長及び時差出勤については、これから試行も含めまして職員組合等々の協議を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 契約の関係についてお答えいたします。

今年度の財政課への依頼のあった契約件数でございますけれども、これは年度途中でございますので、1月31日現在でお答えいたします。全部で310件でございます。その内訳でございますけれども、一般競争入札はございません。指名競争入札が173件です。そのうち工事が91件、業務委託が68件、それから物品が14件です。それで、見積もり合わせが137件ということでございます。

それから、入札等が不調になった件数でございますけれども、指名競争入札が2件、見積もり合わせが4件でございます。その内容でございますが、指名競争入札2件はいずれも消防ポンプ自動車でございます。それから見積もり合わせの関係ですが、二中の備品の関係、それから税務課のデータ入力の関係、それと袋公園とそれから長熊釣堀センターのヘラブナ

の購入でございます。4件でございます。

それから、指名競争入札の改善策でございますが、指名業者選定基準規程の第5条のただし書、これは年間完成工事高による指名の制限のただし書でございますけれども、今後どうするんだということでございますが、今後は適用させないようにしたいと考えております。

それから、一般競争入札の拡大についてということで、金額の引き下げについてはどうかということでございますが、先ほど他の議員にお答えいたしましたとおり、近隣の銚子市が1億5,000万円以上でございますので、本市は今現在3億円以上でございますので、引き下げについて検討したいというふうに考えております。今現在、検討しているということでございます。今後早急に検討したいということでございます。これも匝瑳市が5億円でございますので、周囲の状況を見ながらということでございますけれども、検討していきたいと思っております。

それから、そのほかの落札率を下げるための対策ということでございますけれども、これはなかなか難しい問題でございます。なかなか特効薬はないと思っております。ただし、例えば指名業者選定基準規程の第6条というのがございまして、そこで例えば1億円以上の工事ですと、10社以上の業者を指名するということになっておりますけれども、今まではその基準どおりに例えば10社以上であれば10社とか、そういうような指名をしておりましたけれども、今後はできる限りそういうものも増やして、できる限り多くしていきたいと、指名の中でも増やしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほどほかの議員にもお答えいたしましたが、郵便入札とか新しい制度を早目に検討して導入いたしまして、それから電子入札の方へつなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、基本計画の策定に関しまして、実質公債費比率の関係、これは中央病院を含めて算定する必要があるのではないかと、そういうご質問でございました。基本計画の財政推計をした段階では、中央病院の建設事業につきましては、建設の事業費、それから建設年度等につきまして未定でございました。このため基本計画における財政推計に含めておりませんでした。中央病院の建設事業費につきましては、まだ正確なものが出ておらないわけなんですけれども、そういう中で中央病院の資金見通し、そういったものをあくまでも参考にして推計をした中でいけば、平成27年度が一番上になるのかというふうなうちの方では把握しております。起債制限を受ける率というのは25%というのがあるんで

すけれども、その率には達しないだろうというような感を持っております。ちなみに、病院建設がない場合の基本計画の公債比率のアップーなんですけれども、平成22年の21.34%ということでご報告申し上げているところで、せいぜい影響があっても2%程度なのかというような、そういう思いであります。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、1項目めから再質問をさせていただきます。

先ほどの農水産課長の答弁の中で、米作農家についてでありますけれども、この米作農家が加入する場合は、生産調整をやっていると、この目標に達しているということが条件だというようなことでありましたけれども、米作農家がこの減反の目標を達成するということは、現在恐らくこの目標は40%くらいの減反をしるということだろうと思いますけれども、40%の減反をした場合には、単純に計算しますと4割所得が減ってしまうということだろうと思います。そういった中で、その後、所得が減少した部分について補償されても、プラス、マイナスどうなるのかというようなことが考えられるわけですが、この辺については、この対策に加入する農家に何らかの考え方があるのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ただいまのご質問でありますけれども、おっしゃるように今、国、県を伝わりまして市の方に来ております生産調整の面積は確かに40%を超えております。本年からそういうような4割休むということになりますと、非常に稲作を主体としている大きな農家、ここが一番経営的に苦しいということは重々承知しております。特に、本当に先ほど言いました4町歩以上やっていて、そこで4割転作と言うと、それで経営が成り立たないよと、制度はいいのは分かっている、実際に転作でできないから制度に乗れないということも、この間、いろいろな国との話し合いの中で国の職員にも話をしております。そんなことで、平成19年から若干ではありますけれども、担い手に対しまして若干、面積配分を少なくさせていただこうかということで、現在協議等を進めております。本当にお米で農業で生計を立てていく人には、少し生産調整のハードルを緩くして、例えば規模が小さい方は、比較的その生産調整も取り組みしやすい部分、そういうことで稲のホールクロップサイレージ、そういうものを進めながらそういう方々に若干プラスをさせていただくよ

うな形で大きな農家対策をちょっと講じていこうと、そういうような考えで考えております。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

それでは2問目の質問ですけれども、この担い手に支援を集中するというこの国の施策につきまして、私はいろいろな心配、疑問を持っているわけですが、市長はこの国の施策が旭市の農業全体にとってどういうものになると考えておられるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 担い手に国のいわゆる施策を集中する、これが旭市の農業にどんな影響を与えるかということでありますけれども、ある程度そういった意味では、これからの農業経営を真剣に考えて拡大をもくろんでいる若い皆さん方、担い手農家の皆さん方に集中をしていくというのは、私は国の施策としてはある程度やむを得ないだろう、そのようにとらえております。この担い手に認定する段階であっても、単純に規模が小さければ全部駄目だということでは決してありませんで、それは、いわゆる園芸に変えたりというようなことで、十分そういったものも検討ができるわけでございますので、これからの将来この地域で農業をやっていく皆さん方には、ぜひひとつ担い手の認可をとっていただいて、そして真剣に農業で食えるような対策を考えていっていただきたい、そのように思っています。そういった方々には、そのように協力をさせてもらいますし、また小さい皆さん方が、将来的にまた認定農家になったりというようなことを目指してくれるんならば、それはそれでまた応援をする体制をつくっていききたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時16分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） それでは、2 項目めの再質問に移ります。

このサービスの延長については、検討していただけるというようなことでありましたけれども、基本計画を見ましても、基本計画の第 3 章、分野別計画の第 4 節、時代に即した行政運営といった中で、親しみやすい市役所の創造ということで、市民本位の行政サービスの推進と、こういった項目があります。こういったことを市としても打ち出しているということですので、ぜひこのサービスを実施していただきたいと思っております。いつごろまでにこの計画をやっていただけるかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（増田雅男） ただいまのいつごろまでにということでしたが、この場では申し訳ございませんが、はっきりと来年からやるとか、再来年からやるという答弁は申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと思います。いずれにせよ、言っている中身のことにについては分かります、市民サービスの向上につながることでありますから、検討していきたいと思っております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） それでは、3 項目めの質問に移ります。3 項目めの 1 点目の質問、旭市事務取扱規程についてでありますけれども、310 件これまでに入札を行ったということでありまして、結構、これは件数がこんなにあるのかというように率直に感じました。1 日にしますと 1 件以上、毎日契約、平均しますと、まとめてやるんでしょうけれども、平均しますと毎日 1 件以上この契約事務をやっていると、そういうことになると思います。この中で指名競争入札にするか見積もり合わせにするか、これはどういう判断で決められているのか、それをお伺いします。

それと、設計金額の積算ですが、外部委託したものと職員が行ったものがあると思いますが、それぞれの落札率について伺います。

また、不調になったものについては、その後どのように処理をされたかお伺いします。

- 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（高埜英俊） お答えいたします。

まず、その指名競争入札と見積もり合わせということでございますけれども、これはまず

金額的なものがございます。金額的にその指名でいくことができるものは、できるだけ指名でいっております。それから、あと内容的なものでございすけれども、例えばその金額が大きくても業務委託のような場合で設計書がきちんとつukれないようなもの、それから仕様書もきちんとつukれないようなもの、そういうものについては見積もり合わせで説明をしながら見積もり合わせをするというようなことも実施しております。

それから、設計の外部委託とそれから担当課の設計の関係でございすけれども、これもやはり本年度の工事でございますが、外部委託をした設計の工事でございますが、これは件数として3件でございまして、平均落札率が99.43%でございす。それからその他、担当課で設計したのですが、件数は88件で平均落札率が94.74%でございす。

それから、不調になったもののその後どうしたかということでございすけれども、まず消防ポンプ自動車でございすけれども2件ございまして、いずれも仕様書の見直しを行いまして再入札を行っております。その結果、契約に至っております。

それから、見積もり合わせのものが4件ございましたが、これにつきましては、財政課の方へその契約事務で依頼を受けるわけなんです、不調になった場合には担当課へこういうふうで不調になりましたということで戻すんですけれども、担当課でどうしようかということで検討いたしまして、4件ともその1社による随意契約で契約に至っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 指名競争入札、見積もり合わせの判断の基準については大体分かりました。あとこの設計金額の問題ですけれども、外部に委託した場合は99.43%、内部で設計した場合には94.7%といったような落札率であったわけですが、この数字について財政課長はどういったような感想をお持ちか伺います。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 外部にその設計委託したものは先ほど3件というふうに申し上げましたが、実はこれ学校関係のものでございまして、ご存じのように学校関係はこの前の議会でも審議いただきましたように、ああいう落札率でございましたので、そういう結果、その3件が高かったということでございすので、特にそれについて私から感想を申し上げるということはちょっとできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） 外部発注したのは 1 月の臨時議会のときに行われた 3 件だけだったということでありますけれども、この設計を外部発注した工事の落札率が 99.43% であったわけですが、外部へ発注したものは基本的に発注額が高い工事だろうと思います。私が申し上げたいのは、この年間平均落札率だけでは分からない、この入札を実施して、どれだけこの税金を浮かすことができたかと、こういうことです。今回のように高額の仕事が高いこの落札率で、そのほかの工事については低い落札率であった場合には、年間のこの落札率というものは、ある程度のこの数字に納まると思いますけれども、実際にこの浮かせる金は幾らもないわけです。反対のケースを考えてもらえばいっぱいお金が残ると思うんですけれども、言っている意味が分からないでしょうか、分かりませんか。

要するに、例えば落札率が年間 90% だったと、去年も今年も 90% だったとします。4 億円の工事が 100% で落札した、1,000 万円の工事が 80% で落札したとします。そうしますと、平均落札率は 90% ということになりますね。実際に浮いたお金は、1,000 万円の 80% だから 200 万円しか浮かないと、逆に考えたらよっぽど浮くわけでしょう。落札率は同じなんです、結局。落札率だけ見ていたら同じということになりますけれども、実際に浮くお金はやっぱり高い仕事を下げないと浮かないと、市としてはそれだけ損をするということになりますので、その辺で頑張ってもらって、ぜひ市民の税金を有効に使えるようにお願いしたいと、市には頑張ってもらいたいと、そういうふうに思っています。

- 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（高埜英俊） 確かにおっしゃることはごもっともだと思います。先ほども申し上げましたが、その一般競争入札の金額を引き下げるとか、そういうことで高い仕事の落札率も下げていければいいなと思っております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） 次に、指名競争入札の改善策についてでありますけれども、市長の判断ではこれからは指名はしないと、特例としては指名をしないというような基準にのっとった指名をしていくというような答弁だったと思います。ぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに考えておりますけれども、今回の問題についても考えてみますと、そういう特例もやむを得ないといったような面もあったかなというようなことも多少は思うんですが、事前にこのそういった事情を説明していただければ、余計な誤解は得なかったのではないかと

と、そういうふうに感じております。この指名競争入札の改善策につきまして、具体的にこの市の入札の中で多くを占めているこの指名競争入札をどのように改善するかであります、これまで先輩の方々が長年苦勞された中でも、なかなか完璧にできないということで、よい提案になるかどうか分かりませんが、三つほど提案します。

一つ目の案は、予定価格と最低価格を公表することです。県では、一部これを実施しているようで、工事によっては最低価格ちょうどに何社も入札して、抽せんで落札者を決めたというようなことも何度かあったと聞きました。

二つ目は、指名する業者を公表しないという案です。一般競争入札は、だれが入札するのかわかりません。この長所を取り入れたものです。

三つ目は、先ほど財政課長の方からお話ございましたけれども、指名業者数をもっと増やしてはどうかということです。旭市建設工事指名業者選定基準規程第6条の設計金額に対しての指名業者数でありますけれども、設計金額の段階別に業者数が決められております。近隣の銚子市、匝瑳市と比較しますと、どの段階においても旭市の指名業者数は少なくなっています。ちなみに1億円以上の工事は、旭市が10社以上、銚子市と匝瑳市は12社以上となっています。

以上三つ提案しましたが、市のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、指名競争入札の改善策について何点かについてお答えいたします。

まず、予定価格の公表はできないかということでございますが、現在、旭市では予定価格の事後公表を実施しております。事前公表は実施しておりませんが、事後公表は実施しております。それで、これからでございますけれども、事前公表を実施している団体の状況をよく見定めたいというふうに考えております。と申しますのは、例えば隣の銚子市でございますけれども、昨年の8月までは事前公表を実施していたということですが、落札率が下げ止まり、別の言い方をすると高止まりということも言えるかもしれませんが、そういう傾向があるため9月から事後公表に変更したというところもございます。

それから、前に聞いた話なんです、例えば千葉市で事前公表をしたところが、すべての業者が予定価格と同じ金額で入札をしてしまったと、抽せんで決めるわけなんです、当然、落札率が100%というようなことが何度かあったということで、そこら辺もいい面もあるん

でしょうけれどもそういう面もあるかもしれませんので、しばらくは見きわめたいというふうに考えております。

それから、指名業者の公表をしないようにできないのかということでございますけれども、今やっている方法ではちょっと難しいと思います。特に指名業者の公表というのをしているわけではございませんけれども、一緒に呼びますものですから、お互いに顔を合わせて結果的に分かってしまうということで、そういう状況になっております。今後は、先進市の事例を研究しながら考えていきたいというふうに思っています。ちなみに、先ほど来ちょっと申し上げておりますけれども、例えば郵送による入札、そういうものを導入すれば業者に来ていただくことはありませんから、お互いに知ることはなくなるんじゃないのかというふうに考えております。そういう意味でも、こういう方法の研究を早目にしたいと考えております。

それから、先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、今のその規定でも指名業者を増やすことはできます。何社以上ということですから、実際問題として増やすことはできます。現にこれから執行する入札では、増やしたいというふうに考えております。今後必要があれば、規定自体の改正も考えたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） よろしく申し上げます。

次に、3点目の一般競争入札の拡大についての再質問でありますけれども、この旭市の建設工事にかかわる一般競争入札の試行実施要綱というのがございますけれども、この中で設計金額が3億円以上の工事の中から選定するという条文がございます。この条文ですけれども、工事の中から選定するという文が非常に微妙な言い回しでどうにでもとれるというような感じを受けておりますので、これを違う言い方にはっきりした言い方に直していただけると、そういう考えはございませんか。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 先ほど金額の引き下げについては検討いたしますということでご回答いたしましたけれども、条文の方も一緒に検討したいと思います。ただ、すべてが一般競争入札にできるかどうかというのもよく検証しなければなりませんので、そういうことも検討しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○ 2 番（島田和雄） すべての工事が一般競争入札にそぐわない場合もあるというようなお考えを今お聞きしたわけですが、どういった工事については一般競争入札でいいのか、これはちょっとそぐわないのかと、そういった基準をはっきり示していただければ、よりすっきりした形でできると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○ 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○ 財政課長（高埜英俊） この前ちょっと工期の関係で指名競争入札ということをお願いしたわけですが、今具体的にこういう事業が一般競争入札で、これは指名競争入札の方がいいといったものはございません。もしあると、規程を一方的に作ってしまうとまずいですから、そういうことも検討しながらということで考えております。

○ 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○ 2 番（島田和雄） どうもありがとうございました。

それでは 4 項目め、その他の落札率を下げるための対策についてであります。せんだっの臨時議会におきまして、市長はどうしたら安くていい工事ができるか検討したいと、このようにお答えをしておりました。この答えについてはまだ出ておられないかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○ 市長（伊藤忠良） 率直に言って、まだ結論は出ておりません。そういった面でも、議員方のそのご意見も十分伺いたいと思いますので、いろいろこうしたらいいたいという方法があったら、ひとつどんどん遠慮なく私どもの方へ申し入れていただければ、そういったものも含めて検討させていただきたいと思います。

先ほど来、いわゆる非常に落札率が高いという問題なんかも出ているんですが、いわゆる設計価格の持ち方によっては、非常に落札率が高くなりますし、そういったいろいろな問題があると思いますので、その辺ひとつ議員方に率直にこうした方がいいだろうという意見をいただきながらいきたいと思いますが、いろいろな方法を講じてみたい、そのように思っていますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○ 2 番（島田和雄） どうもありがとうございました。

今、市長のお答えの中で設計金額という言葉が出てまいりましたが、この設計金額

に対しての落札率と、こういったものは公表していただけるかどうか、年間のこの落札率でありますけれども。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 設計金額に対する率は、実は計算してございませんのでできません。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

それでは、次に4項目めに移ります。先ほど企画課長の方からこの推計、2%程度実質公債比率が上がるというような答弁でございました。25%には達しないだろうといったような推計が示されました。旭市は、来年度から実質公債比率が18%を超えて協議団体ではなく許可団体になるということですが、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなる起債制限団体になります。ここまでは行かないという試算が示されたわけですが、仮に25%を超えた場合、合併特例債も使えなくなるということもお聞きしました。そうすると大変なことになりますので、そうならないよう推計どおり、またはそれ以下の数字で推移できるような運営をよろしくお願いします。答弁はいいです。

続きまして、5項目めですけれども、長寿祝金支給事業についてであります。市長の方からご答弁いただきましたけれども、この事業について今後の見通しということで、いつごろからこの見直すかということについては、まだはっきりしたお考えはないのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 正直言って、旧旭市のときにその変更をしたときにも、かなりやはりそのいわゆる祝金が少なくなってしまう皆さん方からは、さまざまなやっぱり苦情が出るわけです。ですから、その辺を十分検討させてもらいながら、そんな意味で恐らくこれまで何年間か旧旭市の時にはつかなかった皆さん方が、ここへ来て祝金がついて喜んでいる人もいるだろうと思うんです。ですから、そういった皆さん方にもその祝金の趣旨なども十分ご理解をいただきながら努めていきたい、そのように思いますので、できるだけ早い段階からそういった検討に入っていきますので、よろしくお願いいたします。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

-
- 議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。
これにて本日の会議を閉じます。
なお、本会議は7日、定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時41分

平成19年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成19年3月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（2名）

23番	鈴木 正道	25番	伊藤 鐵
-----	-------	-----	------

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 助役 重田 雅行

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 主 幹	濤 川 孝三郎	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社 会 福 祉 課 主 幹	加 瀬 恭 史	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海 上 支 所 長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 会 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
飯岡荘支配人	野 口 國 男	病院經理課長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

滑川公英

○議長（嶋田茂樹） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） おはようございます。

平成19年3月議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年12月からの観測史上始まって以来の暖冬の影響で、野菜生産農家は価格低迷で大変厳しい状況に置かれております。また、地方経済も中央の繁栄に取り残されて、申告の時期に泣きっ面にハチの状態です。公共サービスはすべて税金で賄われています。大切な税金を慎ましく使う観点から、大きく3点ほど質問いたします。

1、旭市基本計画について。

A、産業の振興の具体化は、道の駅ないし海の駅なのではないでしょうか。

「活力と躍動感に満ちたまちづくり」では、農業、水産業、商業、工業、観光の振興がう

たわれておりますが、それをまとめたものとして、道の駅ないし海の駅なのではないでしょうか。団塊の世代の700万人とも言われる退職者をターゲットにしたグリーンツーリズム、別荘付き市民農園、スローフーズ、スローライフ等を提案し、都市部との旭市の交流の場を提供すべきではないでしょうか。

合併前に3町では道の駅構想をそれぞれ持っておりましたが、合併後の議会でもばんや構想が一般質問で問われておりました。それが今回の基本計画ではどこに行ってしまったのでしょうか。交流の場にもなる産業の振興の核となるのが、道の駅ないし海の駅ではないのでしょうか。近隣にも多くの道の駅がありますが、それぞれに地域の顔となっております。旭ブランドの情報発信の基地として、基本計画にのせるべきだと考えます。行政のお考えを。

Bとして、野菜の生産振興になぜ野菜加工施設なのでしょう。

重要施策192件の中にこの計画は盛り込まれていたのでしょうか。どのような手続きを踏み、5年間の基本計画にうたわれるようになったのでしょうか。

旭市の近隣には、幾つかの野菜のカット工場があります。作るより販売先、契約先の確保が最重要です。そして、提供する品質が一番のポイントです。JAがしり込みしたことをなぜ取り上げるのでしょうか。JAのノウハウではJAは利益にならないと踏んでいるのではないのでしょうか。農水産課担当職員が販売のノウハウをお持ちなのでしょうか。施設を造り、その収支が公園事業のように赤字であってもよろしいのでしょうか。先の質問の道の駅か海の駅に併設して、加工場なりカット工場なりを造るならまた違いますけれども、行政のお考えをお示ください。

C、実質公債費比率が計画年度スタートからイエローカードで大丈夫なのでしょうか。

先日、同僚議員からの質問もありましたが、19年、20.64%、20年、20.53%、21年、20.83%、22年、21.34%、23年、21.24%、それに近く建設されるであろう中央病院を含めると、軽く25%を超えるものと思われます。まさしくレッドカードです。公共事業投資を欲張っているとしか思えません。今の時点でも、市全体では約480億円の負債があります。生まれたての乳児から高齢者まで、市民1人当たり70万円弱の借金を背負っています。市町村合併は行政のスリム化、財政の健全化を目指したものです。この基本計画はこのままでよいのでしょうか。

Dとして、公園整備と産業振興予算が5年間で5億円の差は適正なのでしょうか。

農業の振興、水産業の振興、商業の振興、工業の振興、観光の振興に5年間で計画事業費が約28億円です。公園整備と緑化推進だけで約23億円。産業が振興しなければ税収は上がっ

できません。投資したら終わりの公園整備になぜ多額の税金を投入するのでしょうか。

合併前の市民アンケートも、また合併後の市民アンケートでも、公園には苦情はありませんでした。旭市130平方キロ、そのものが自然公園です。しばらくは維持管理費だけで十分ではありませんか。税金を生む雇用を創出する産業振興に、または道路、排水等のインフラ整備に振り向けるべきではないでしょうか。

2番目として、ごみ焼却場の建設について。

予定地について。広域ごみ処理施設の建設についての住民説明会が2月13、22、24日に行われました。

1として、迷惑4施設のある新川地区にまた大きなごみ焼却場を建設とは住民無視だ。地域住民の健康と命を考えていない。経費節減だけの計画だ。住宅密集地、商業ゾーンに造る必要は無い。旭市だけの焼却場を。終末処理場へは旭市だけの残滓を。1日900台の搬入車により、市街地の交通渋滞と排気ガス公害はどうするのか。広域ごみ処理施設そのものに反対しているわけではない等々、その他いろいろな発言がありました。

また、17年6月の銚子市議会における加瀬議員の質問の「周知のように銚子市内にある一般廃棄物最終処分場第2期整備工事事業について、17年分の予算は全額カットされました。ごみ処理施設に係る費用は土地代を含めてどのくらいか」の問いに対して、銚子の野平市長の答弁は、「広域ごみ処理施設はかなり無理かなと思っていたんですけども、事務局なり旭市の市長さんなどのご協力もございましたので。土地の問題が一挙に浮上してまいりまして、どうやら可能だという方向に今動き始めております。そういう状況なので、この新年度予算で銚子市が単独でこの最終処分場を整備するというのは当面抑えたいということで。しかしながら、まだこの計画が具体化したというわけではございませんので、年次、年度に関しましても、この数年単位で前後に振れるという予測の基で動いている」云々との答弁でした。

さらに、平成17年9月議会の答弁で野平市長は、「従来から炉の燃焼によって発生するダイオキシンを抑制するために、どうしても巨大な炉を広域単位で一つ造らなければいけないという大前提があったんですが、今年の4月の法律改正によりまして、そのところがだいぶ変わってきたと。小さな単位の炉でもできるようになってきた。それから、広域圏単位に必ずしも。したがって、一つでなくてもいいという、こういう議論が事務局から披露されました。さらには、旭の地区で今現在持っております旭市へのごみ処理場の川向かいに代替用地の買収がおさまりつつある。その条件が道路の問題はどうなるかとか、いろんな変動要

因がふらふらと浮かんできておりますが、比較的短期間の中で方向を整理して、恐らく12月市議会ぐらいで報告をするようなスピードでやることになるのかなと期待している」云々と答弁があります。

また、東総地域ごみ処理広域化推進協議会議事録には、15年1月30日の協議会で新川西地区の提案があり、16年2月27日、幹事会が新川西地区を推薦し、旭市はそれをのんだように記録されています。15年12月から16年7月にかけて、地権者に10回の交渉をしております。17年9月5日の協議会では、事務局は大きな反対は無いとの報告をしております。

長くなりましたが。

そこで、環境課長に質問いたします。

昨年第4回定例市議会に、平成16年12月から平成17年2月にすべての地権者15人にお会いして事業説明を行ったと答弁しておりますが、本当にそうなのでしょうか。住民説明会の状況では、新川西地区への建設について重大な支障があるのではないのでしょうか。今後どのように対処する方針でしょうか。

また、市長は昨年の第4回定例市議会において、「私が旧旭市の市長に就任する前から、その広域の市町村の間で検討を重ねてきて、あそこに決められたわけございまして、私になってからの問題とも違いますし」云々と答弁をしておりますが、協議会の議事録と整合性はいかがなものでしょうか。

2として、PFI事業の導入を。

PFI事業につきましては、東総地域ごみ処理広域化推進協議会議事録では、13年12月25日協議会でPFIの検討をしております。公設民営方式、民設民営方式の二つが提案されております。14年3月22日、新旭市長出席協議会では、PFIが一番安い、公設民営がよいだろうとの結論でした。そこで、ごみ処理施設はまだ先の話でしょうが、事務方の組織編成はPFIに対処した編成になっているのでしょうか。

大きな3として、地域間格差の著しい生活道路の整備について。

道路舗装の要望件数が、昨年12月の第4回定例会では301件で、旭地区110件で29.4キ口、飯岡地区32件、6.7キ口、干潟地区80件、15.1キ口、海上地区79件、28.3キ口、合計79.5キ口。旭地区、1件平均263メートル、飯岡地区、1件平均187メートル、干潟地区、1件平均188メートル、海上地区、1件平均358メートル、全市平均264メートルです。この数字を見ますと、いかに密着した舗装請求かが分かります。この301件の中には、5年、10年と塩漬けにされている陳情があると思います。また、市道になっていても、4メートルに満たない

ために舗装されていません。道路拡幅は行政の仕事です。川向浜のように4メートル未満でも、昨年舗装しています。最小幅2メートル以下の路線はそう多くはないと思いますが、301件の中で3メートル以下の陳情はどのくらいあるのでしょうか。

狭隘道路とは、幅員4メートル未満で工作物、建物、地形及び拡幅について関係地権者の同意が得られない等の理由から判断して拡幅ができない道路をいう。また、道路用地は境界が明確であることとあります。この問題につきましては何回も質問していますが、拡幅は私道でない限り一般市民にとっても無理な仕事です。道路に関し大きなプロジェクトがあるので、職員を小さな仕事に振り分けることができないのであれば、職員を拡充すべきではないでしょうか。また、道の無い所に道を造るよりは、既存の道路を拡幅するのがずっと簡単なことなのではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、まず旭市の基本計画の中で、産業振興の具体化は道の駅ないし海の駅なのではないという質問にお答えをさせていただきたいと思います。

基本計画の中では次のように記述をしております。滑川議員からの質問の中にも出てまいりましたけれども、農業の振興では「農業・農村文化を活用した都市と農村の交流を推進するとともに、必要な施設整備を検討します」、それから水産業の振興では「漁業・漁村文化など海の資源を活用した遊漁・海洋レクリエーションなどの体験・交流事業を推進するとともに、必要な施設整備を検討します」、そして観光振興では「体験・交流イベントの実施や観光施設の整備などの充実に努めます」、このようにうたっております。

そして、旭市ではその第1段階として、都市部消費者の皆さん方との交流ということに力を入れております。もう議員もご案内だろうと思いますけれども、いろいろな意味で交流事業を展開をさせていただいております。

一つには、大原幽学の水田を利用させていただいて、幽学事業という取り組みを一つ行っております。それから、もう一つは海上の台地の皆さん方あるいは生活協同クラブ、エルコープの皆さん方、あるいは東京マイコープの皆さん方、そういった皆さん方と組んで、海上の地でジャガイモの堀り取りの体験とかサツマイモ、落花生の堀り取り体験とか、そういっ

た取り組みをいたしておりますし、この東京マイコブあるいは生活クラブ、エルの皆さん方とは提携もさせていただいて、農協も一枚かんでのそういった旭市の農産物のPRに努めさせていただいておりますし、現場を見ていただいて、安心して食していただけるような形というのを整えております。

さらには、昨年度から東京都の江戸川区といろいろな交流を持たせていただいております。スポーツ交流をはじめさまざまな交流を持つことによって、旭市をPRをさせていただいておりますし、そういった中で、これからの農水産業を後押しをしていく上でこういった形が一番いいのかというのを今探っている最中であります。

非常にありがたいなと思うのは、そういった消費者の皆さん方が旭市のいわゆる産業まつり等にも参加をしてくれまして、料理を作って指導してくれたり、いろいろな形で参加をしてくれておりまして、そんな意味でこういった事業をどんどん広げながら、その交流拠点をどこに設けていったらいいのかを探っていきたい。

一つには、大原幽学のその建物とか旧林邸でありますけれども——を活用させていただいたり、海上のキャンプ場を活用させていただいたり、あるいは今、今年度事業で今年度予算の中に計上をさせていただきましたけれども、飯岡荘を食の宿として、これを少し再整備をしたい、そのように考えております。

さらに、今ちょうど民間の皆さん方が自分たちで積極的に手を挙げてくれておりまして、今度旭市の農産物直売館の皆さん方とそれからあんしん村の椎名さん、そして干潟ミートさんの所にある「よっぺい」といいまして、旧干潟地区の農家の皆さん方でありますけれども、タイアップをして、こういった形の農産物の直売の協議会を立ち上げてくれました。「よっぺい」とそれから農産物の直売館は広域農道沿い、あんしん村はこの市役所通りを行って、新川の所にあるんですけれども、そういったところの直売館の力を入れてくれておりまして、こういったものに少し後押しをしたいな、応援をしていきたいなと、そんなことも考えておりますし、この皆さん方が飯岡荘あるいはかんぼの宿で市を開いてくれたりという試みも始まっております。こういったものを後押しをしながら、旭市の拠点というものを、海の駅、道の駅というものもこういった形で整備をしたらいいのか、これから検討をしていきたい。できるだけ今あるものをしっかりと生かしていきたいなと、そんなことを考えております。

また、議員方からいろいろなご意見をちょうだいしながら、旭市の産業の活性化に力を入れていきたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、もう1点でありますけれども、公園とそれから産業振興の差が5億円というの

は適正なのかどうかというご意見をいただきました。私自身も、今年度たまたまそういった形になっておりますけれども、公園の整備を毎年このような形で行っていきたいという思いを持っているわけでは決してありませんで、ちょうど今いい交付金という制度が使えるという形になりましたものですから、それと組ませていただいて、皆さん方の家庭に入っている戸別の防災無線、こういったものの整備をしたいということで、公園事業を整備を進めているところであります。

もう議員もご案内でございますけれども、今一番の経費を投入しております文化の杜公園の整備でありますけれども、これはもう平成13年に都市公園の指定を受けて、その後整備にかけてきたわけでありまして、たまたま私が旧旭市の市長になってからは、なかなか公園整備の方の予算もままありませんでしたから、これまでそのままの形でとどめおかれたものでありまして、地権者の皆さん方からは、網をかけたままで何もしないというのはどうということだというようなお叱りを受けてきたわけでありまして、今回そういった形でたまたま資金事情がついたということで、今整備にかかったところであります。

公園は一時的な整備という形になりますけれども、産業というのは、もう旭市のこれが一番の活性化の基本でありますから、大勢の皆さん方にこの旭市に住んでいただくためには、経済をきちんとしなければ何事も始まらないというのは、もう議員のおっしゃるとおりでございます。そんな意味では、これはもう年々きちんとした形で力を入れていきたい、そのように考えております。

それから、もう一つ、広域のごみ処理場の問題で、私の答弁、12月の林一雄議員の質問に対する答弁だったろうと思いますけれども、少し勘違いがあったようです。といいますのは、この広域のごみ処理の施設の建設場所に関しては、平成10年に広域で処理をしようということを決めて、平成11年に県の指導をいただいて協議会を設立をいたしました。その後、候補地をいろいろな形で探ってきておりましたものですから、少しその辺の勘違いがあったようでございます。実際に今の位置にしようということになったのは、平成16年であったようです。

一番長くここがいいだろうという形で検討を続けてきたのが、現焼却場の所であります。最終的にあそこでは狭いということになって、それではということで川の西側へ少し拡張をしたらどうだろうということで、それも橋でつないだりという、いろいろな形で検討をしてきた結果、それであれば、むしろ全面的に向こうへ片づけた方がいいのではないかということになりました。

そして、今回ようやく地区の皆さん方に説明に入った段階でして、これから地区の皆さん方のご理解をいただけるかどうかというのが一番大事なところでありますから、これからの問題でございますので、地区の皆さん方に説明もしないでこれを進めていくというような気持ちは全く持っておりませんので、よろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の２番目の野菜振興になぜ野菜の加工施設かということでお答えをさせていただきます。

ご承知のように、旭市の農業産出額につきましては、412億円というようなことで。ただ、この412億円というのは、実は前年に比べまして９億円増加をしております。全国第７位というのは、この千葉県はもちろん全国第１位でありますけれども。ただ、千葉県の中では4,161億円で、実は前年に比較しまして63億円減ということになっています。第２位から第４位に下がったということで、今、県の農林水産業の中では一番これが大きな問題になっております。

ただ、第２位から４位でありますけれども、実は鹿児島県が第２位になったわけですが、鹿児島県との差は７億円、３位の茨城県との差は１億円ということで。７億円の差ですので、我が市が９億円頑張っているわけですので、当然県ではどこかいっぱい引っ込んでいる所もあるかなと。そういうような県の中で、一つの一番の大きな要因が、実は野菜の産出額が前年に比較しまして107億円減少をしているということでございます。千葉県の大きな要因は、先ほど議員からありましたようにいろいろな要因があります。そんなことで、野菜の価格低迷が一番の基だということであつたわけですね。

この野菜の低迷の中で、我々として重要なことは、今までの作れば売れたという時代ではなくて、売れるものをいかに作るか、あるいは消費者の方々がどのような動向をしているか、それをいち早くキャッチして売れるものを作ると、そういうことで考えております。

一つの取り組みとしましては、市内ではシュンギクが多い産地でありますけれども、今まで200グラム等で売っていたものが、どうも200グラムでは売れないと。これを150グラムあるいは100グラム、小さな小分けにして売ろうとか、そんないろいろな対応を現在しております。

そうした中で、今言いましたように、野菜におきましてはいろいろな付加価値をつけるこ

とが今本当に重要なこと。もう生産技術につきましては、県内あるいは全国トップレベルにきております。これ以上の規模拡大はなかなか野菜農家も難しいと。こういう中で野菜に付加価値をつけたい、そういうふうに考えております。

特に先般いろいろな野菜を作った中、大きくなってしまった野菜、これが実はやり方によりますと、消費者には向かない規格外になってしまいますけれども、逆に加工業者からしますと、かえって大きい方が好まれるという部分があります。小さなものよりも加工でカットをすると我々は使いやすいと。むしろ大きくなったという表現ではなくて、大きくしましたということで私は売っていますという、そういうような形で、いろいろ業務用等との連携が必要かなというようなことで理解をしています。

そんなことで、野菜農家への農業振興の中に、一つ野菜の加工という部分につきましても、担当課の中で今検討をさせていただいているわけであります。

ただ、この施設につきましては、市が直接設置をするとか、あるいは運営をする、そういうことは一切考えてはおりません。我々ではそういうノウハウは無いというのは、議員のご指摘のとおりでございます。いろいろな農業者の方々の意見を聞きながら、農家の方に直接こういう運営等をしていただければなと、そういうふうに考えております。

ただ、この分野につきましては、作れば必ず売れるということではなくて、売れるルートを持っているかと、そういういろいろなものも必要になってくるかと思います。現在は農家の方々との話し合いの中で、一部企業の力をかりた推進につきましても視野に入れて、現在考えております。

特に議員からご指摘ありましたように、今年は暖冬ということで野菜が物すごく量がとれたと。一部破棄をしていると。国においても、こういう野菜の付加価値、加工というのは、今検討をされております。国の情報等をキャッチしながら、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方からは、基本計画についての3番目、実質公債費比率についてお答えいたします。

平成18年度から地方債の発行の方法が変わりまして、許可制から事前協議制に移行しております。この際、実質公債費比率という考え方が導入されました。ご指摘のように、これが18%未満の場合は、事前協議の上、自由に起債ができると。それから、18%以上になります

と、許可制となると。それから、25%以上になりますと、一般単独事業の起債が制限されるということでございます。

それで、平成19年度において基本計画の推計においては、この実質公債費比率が18.9%ということで見込まれております。ですから、平成19年度は許可を受けて起債を行うということになると思われます。

それで、基本計画の初年度にこのように高い数字ということでございますけれども、現在、旭市では新市建設計画に掲げられました喫緊の課題、例えば小・中学校の校舎等の改修事業、それから旭中央病院アクセス道路整備事業などに積極的に取り組んでおります。このような関係で、基本計画の始まる前から、既に大きな事業にたくさん取り組んでおりますので、その結果として、実質公債費比率も初めから高くなっているということでございます。

今後もしばらくの間は、基本計画に掲げたまちづくりに必要となる事業を実施していかなければなりませんから、この比率も平成22年度ごろ、これが21%を超えるというふうに見込んでおりますけれども、そこまでは上昇する。それが過ぎれば、そこをピークとして、若干ですが下がっていくというふうに見込んでおります。

それから、中央病院の改築を考慮した場合でも、23%台におさまるであろうという推計がございしますので、将来的にどんどん上がっていった、先が見えないということでは困りますけれども、今の段階でピークが見えているということで、大丈夫だろうというふうに思っております。

それで、では起債が許可制になった場合、どういう影響があるかということでございますけれども、既に平成18年度において県内で九つの市町村が許可制になっております。例えば印西市が23.1%、千葉市と印旛村が23%というようなことで許可制になっておりますけれども、一定の手続きを経て、予定どおり起債の許可を受けているということでございます。

それから、もう1点、ご質問はございませんでしたけれども、財政の状況ということで付け加えさせていただきますけれども、一般財源の状況というのがございます。やはりこういう比率も大事でございますけれども、財政運営をしていく上では、一般財源に余裕があるか無いかというのが大事になってくると思っております。例えばいろいろな有利な財源を見つけてまいりましても、一般財源がありませんと、事業ができないという状況にございます。

本市の状況はどうかと申しますと、今回の議会で提案してございます補正予算において、財政調整基金の取り崩しを2億6,000万円余り減らすということをお願いしてございます。つまり合併特例債やらまちづくり交付金やら、その他有利な財源をいろいろ見つけてまいり

ましたので、その分一般財源がいなくなったということをご説明いたしましたけれども、それは財政調整基金として、これからいろいろな課題が山積みでございます。後年度のためにとっておくということでございますから、財政全体としてはイエローカードということではないんじゃないかというふうに思っております。

これからいろいろな事業がありますものですから、財政がおかしくならないように十分注意しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、ごみ焼却場の建設について、1番の予定地については市長が概要を説明されていましたので、私の方からは（２）のPFIについてお答え申し上げます。

広域ごみ処理場の建設、管理運営の事業手法につきましては、従来どおり自治体が直接施設の建設、運営を行う公設公営方式、施設の建設、運営を一括して民間事業者へ委託するPFI方式、民設民営ということ、またその中で建設は自治体が行う公設民営方式などがあります。施設の安全、安定な稼働、財政負担など、広域でのごみ処理事業を行う上でどの方式がよいのか検討することになっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路に関するご質問にお答えいたします。

要望301件のうち、狭い道幅の件でございます。申し訳ございません、全体のデータはとっておりません。といいますと、要望というのは舗装要望のみならず、側溝の敷設の改良要望だとか、小さいものでいえば、側溝のふたを設置してほしいという要望だとか、あとは道路の隣にある水路を広げてほしいという要望だとか、そういった細かなデータを作り変えなくてははいけません。しかし、4メートル未満の道路に限って、旭地区110か所の要望オンリーに限って言わせてもらいますと、おおむね半分が4メートル未満である、こういったものです。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、環境課長、答弁漏れがありますね。すべての地権者15人にお会い

して事業説明を行ったと答弁している。本当にそうなんですか。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 東総広域の方からお伺いした中では、説明会を行って、出席できない方には直接お会いして、それと遠い方には手紙と電話等でお話ししたと聞いております。

その中では、すべて賛成ということではなくて、反対という意見が無かったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、今PFI事業の導入について説明がありましたけれど、PFIのほかにもDBO、BOT、間違っているのではないですか。それと……

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員、再質問でしょうか。

○8番（滑川公英） はい。

○議長（嶋田茂樹） では、順序……

○8番（滑川公英） 答えが間違っているのではないですかということです。

（「それは再質問だよ」の声あり）

○8番（滑川公英） それは再質問でいいですか。

（「はい」の声あり）

○8番（滑川公英） はい、分かりました。ではもう1回言い直します。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、PFI事業につきまして再質問いたします。

（「上はいいですか。基本計画なんかは」「ほかはいいのか」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ほかの質問は。

○8番（滑川公英） いえ、まだありますけれど、最初に。

○議長（嶋田茂樹） では、最初から。

○8番（滑川公英） では、最初からですか。

○議長（嶋田茂樹） はい。

○8番（滑川公英） 基本計画につきまして、ではAの産業振興ですね、これにつきましては、Bのときに野菜振興に加工施設とちゃんと出ているのに、振興の中にはほとんど具体的なことが無いんです。ただ、振興、振興って、ほとんど振興。振興は何年やっても振興だけです。

もうちょっと、例えば水産業につきましても、振興であれば振興のような具体的なことがちょっとでも盛ってあればいいんですけれど、野菜の生産振興に加工施設だけしか無いんですよ。ですから、農業はいいとしても、水産業、商業、工業、観光振興のもうちょっと……。5年間ですから、もうすぐ予算化していくわけですから、そのすごく見えないところではなくて、もっと見えるところの振興事業につきまして説明をしていただきたいんですが。基本計画にのっていないとしても。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今、基本計画の中の「活力と躍動感に満ちたまちづくり」の中で、産業振興が具体的に記述されていないのではないかとということでございました。確かにこれは個別の事業が個々なかなか出しづらい部分であると思います。5か年の中で、農業振興であれば幅広くいろいろな事業をとらえて実施していく。これを個々に書き出しますと、それは相当数のページを割かなければいけない。そういう中で、ある程度集約した記述をさせていただいている。これはよその基本計画も同じような形ではございます。そういう中で事業費を各課から集めまして、ここの冊子として報告させていただいた、そのような形でございます。

先ほどの質問の中で、道の駅もしくは海の駅といったような話もございました。そういうところにつきましては、確かに新市の建設計画で、議員ご指摘のように3町からそういった施設の整備という話はございました。では、その施設をすべて盛る必要があるのかということでございますけれども、三つ造ること、これはやはり新しい市として具体性に欠けるのではないかと、それは実現性が難しいのではないかと思います。特にこういった販売施設につきましては、まず民間が担っていただくというのが一つ大きなところであるかと思います。そういう中で行政がどういうふうにサポートしていけるのかと、それが重要だと思います。

特にそれらを集約したような形ではございますけれども、水産振興の中で「観光交流拠点の施設の整備を検討します」というような具体的な形で一つ入れさせていただいたと。どういう形で……。民間の方々、これを担っていく、運営していく、そういう方ができてこない、行政が建物を造りました、ですけれどそれは運営できない、失敗に終わりますよと、そういうのがあるかと思います。ばんやの事例も出されておりましたけれども、ばんやもやはり民間がまず始めて、準備しながら徐々に大きくしていったと、そういうものだと思います。まず意欲がある方があらわれて、こういうふうにやってみたいという、そういう形で表

れてこないと、やはり難しいのかなと考えております。

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、今四つの事業者が協議会を作りまして、広域農道であるとか、もしくは主要な道路の所で直売を進めております。これの推移を見ながら、また水産につきましても漁協の青年部等に協力をいただきながら、そういった形でうまく進めていけるものがあるのかどうか、その辺を探っていきたいというようなこともございます。

あと、産業全般に関しましては、行政としてはやはり幅広くかかわって振興していくという、その形しか無いのかなということで、幅広く書かせていただいている、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 再々質問で申し訳ありませんけれど。

そういうことでいうと、次の野菜生産振興も同じなんですけれど、行政としては計画があったけれど、お金が出るからみんな個人に任せようと、その地区の生産者ないし経営者に任せようと、それに対する資金援助は多少はしましよと、簡単に言うとそういうように割り切ってよろしいんですか。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今の滑川議員の考えとは少し違います。必要があれば、きちんとした資金投下も行っていきたい、そのように考えております。

今どういった形をとったらいいかというのを、いろいろな交流事業を行ったりなんかしながら探しているところでありますので、議員方にもいろいろな面でご指摘をいただきながら一緒に検討をしたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今のことで第3問目ですか。

そういうことであれば、合併前にも2年も協議会の中で研究してきたわけですね。もう合併してもまだ、2年たってもどのようにするか分からないというのは、どう考えてもおかしいのではないのでしょうか。もう既に合併前から比べると4年たっていますよね。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 少し結論を出すのが遅いということでありますけれども、そうであればあるように、ひとつ議員方にも的確なご指摘、ご意見をちょうだいしながら一緒に進めたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 大きい1の3の実質公債費比率です。その中で、今、財政課長がお答えになりましたけれど、では普通の財政力指数については今どのくらい。18年度は決算になっていませんから、では17年度それから予定の18年度についてお答え願いたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） お答えいたします。

これは決算で出す指標でございますので、今ある数字は平成17年度の数字でございますが、0.48でございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 再々質問いたします。

小学校耐震もこの中に入っていて、たくさんのお金を使うから、あとは19年、20年と上がっていくというような答えがありますけれど、例えば小・中学校の耐震診断にしましても、合併したほかの市では、できないからやらないという所もあるんですが、本当にすごく公共事業が全体として大き過ぎるようなことで、別にやったら駄目ですと言っているわけではないんですけど、そういうことであれば、例えば小・中学校の耐震工事につきましても、文部科学省からありまして、PFIを使うとか、そういうお達しも来ていると思うんですが、その辺のことにつきましてはどうお考えでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 要するに、今急いでやらなくてもということかと思いますが、実は合併直後ございまして、かなり手厚く財政支援を受けられているなというふうに実感しております。ですから、こういう時に、小・中学校の耐震というものはいずれやらなければいけない。お金が無いから、先延ばしして、では先どうしようかというものではないと思いますので、今できる時に、やっても、一般財源がまだ余裕ができていますから、今のうちにやっておきたいということで、しっかりと取り組んでいるところでございます。

それから、今PFI等というのがご指摘ありましたけれども、確かにいろいろな公共機関でそういうものもあるかと思いますが、取りあえず大規模改造なり地震補強というものは今の既存の校舎にするものでございますので、そういうものはできないだろうと。これから改築でそういう話が出てくる可能性もありますけれども、学校のような施設は多分そういうような検討の一番最後の部分、経済性で考える部分かなというのがありますので、ちょっと分かりませんが、そういう認識を持っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） たしか学校耐震につきましては来ていると思ったんです。文部科学省で進めると、進めてくれというようなのはたしか来ていると思ったんですけど。今ちょっと手元の資料が消えてしまった。

では、分かりました。

では、改築についてもあまりPFI事業には対応しないと。でも、普通であれば、箱物であれば、PFIを使えば前回の官製談合ではないかと言われているようなことが無くなる可能性もあるんじゃないかと思うので、その辺の考えをもう一度。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 学校に限りませんで、これからも公共施設はいろいろな選択肢があると思いますので、そういう時にはいろいろな選択肢をきちんと検討したいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、公園整備と5年間で5億円の差は適正かと質問したんですけど、できる時にやってしまうと。でも、本当にこれは何回もくどいようですけど、合併前の市民アンケートも合併後も、公園に対しては苦情はほとんど出ていないというのが現状だけれども、お金が来れば早くやろう、早くやろうというのも一つの手かもしれませんが、100%我々が納めた税金なんですよ。国税から消費税から。例えば、交付税ないしは特例債にしましても、国から来るものは旭市の方で払うのではないからいいと、そういうことではないと思うんです。我々から上がっていったものが必ず返ってくるのであって、市債を投入しましても、それを支払っていくのは我々の次の代であったり、もっと先の代かもしれませんが。ですから、急いでこの数年の間にやらなくてはしょうがないという理由は無いと思い

ます。

特に公園事業は、先日同僚議員もおっしゃっていましたが、ちょっと都市公園にばかり集中しているんじゃないかという話もあるんで、できればできるところから再考していただきたいと思うんですが。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 冒頭の話の中で、公園整備と産業振興が5億円くらいの差しか無いだろうと。まず、ここで1点補足しておきたいんですけども、産業振興につきましては、例えば基盤整備とかであれば、県営事業というのは非常に多く入ります。そうしますと、市の持ち出しというのは補助金だけということで、全体事業費の中での少しの部分ということで、それは名目の数字との乖離が農業事業に関しましては相当あるというようなこともひとつご理解いただきたいなと思います。

それと、公園事業優先というような考え方を見直すというようなご指摘でございますけれども、先ほどから申し上げましておりますとおり、これらの事業につきましては継続で実施してきていたもの、それとさらに今回まちづくり交付金という形の中で、文化の杜公園と健康パークが取り込まれていると。そういう中で、文化の杜公園につきましては、一つ防災というような大きな柱を位置付けておりまして、その中での公園設定。特に上物を造るとか、そういう形ではございません。そういう何かあった時の本当に大きな避難先としての確保を進めている、そのような形でございます。

さらに、これらを実施することによりまして、補助の無かった例えば防災無線の戸別受信機、これらを市内全世帯にこの事業の中の一環として入れることができる、これはそういった公園と産業振興という枠だけで考えられない部分がございまして、その辺をぜひご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、どうもありがとうございました。

では、大きい2番目、ごみ焼却場の建設について。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前 11 時 15 分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 先ほどの環境課長の答弁漏れですけど、もう一つあるんです。新川西地区への建設について重大な支障があると思われるんですけども、今後どのように批判があるこの事業に対して対応していくつもりですか。

- 議長（嶋田茂樹） 環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） 申し訳ございませんでした。

まず、車両の数でございますけれども、この辺につきましては、候補地の西側に都市計画道路なども計画されていることと、また銚子市などから、遠い方から来る場合には、中継施設などを設けて運搬効率を改善して、大型車に積みかえて搬入台数を削減する方法なども考えられると。

それと、排出ガス等の問題でございますけれども、この辺については環境アセスメントなどを実施して、規制値をクリアした上で対処していきたいというような考えでございます。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 質問の内容が違うんです。今後どのようにこのことに対して対応するのかと言ったんで、それは住民説明会で、一部事務組合から説明を住民の皆さんは全部受けています。そういうことではなくて、この場合、もう既に反対がでているんです。その場合、今後、市としてはどのように対処していくのかということなんです。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） まず、住民説明を十分……。説明会を設けまして、理解されるように努力していきたいということでございます。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） では、幹事会の構成メンバーはどのようになっているんでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 3市の環境担当課長、それと匝瑳市ほか2町の衛生組合の事務局長、それと東総広域の局長でございます。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） そうすると、この方々で新川西地区に推薦をしたということですね。

では、この方々の考えですけど、生命と健康への配慮というようなことは……。ただ経済、要するにコストがかからないとか、そういうことだけで決められていますけれど、生命と健康への配慮、これについてはどうお考えだったのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 私はその時までいませんでしたけれども、健康面まで議論したかどうか、ちょっと把握してございません。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） あともう1点でこれを終わりにしますが、農業に及ぼす影響も多大にあると思うんですが、そのことにつきましてはどのようにお考えだったのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） その点につきましては、これからの施設についてはダイオキシン対策の性能がかなりいいものになるということで、その辺の規制値についてはクリアできるのかなというような考えを持っていたようでございます。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

ということは、幹事会の皆様は効率化だけで、要するに生命とか財産とか、命を守る野菜についての配慮をしないで、好き勝手に決めたということによろしいですね。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田茂樹） 終わりですか。

（「はい」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

○議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（４番 伊藤房代 登壇）

○４番（伊藤房代） 平成19年第１回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて３点の質問をさせていただきます。

１点目、魅力ある海辺の地域づくりについて、２点目、長熊釣堀センターの整備計画について、３点目、サービス産業の活性化について質問いたします。

まず、１点目、魅力ある海辺の地域づくりについて質問いたします。

（１）現在は地方交付金の削減、地域が自立し地域が各所で自力で活性化をするという時代に入ってきました。そのために、民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備、ハードと地域づくりに対するソフトの一体的な推進を図る時代に入ってきました。そこで、我が旭市におきましても、海岸線が侵食され、美しい景観が消えつつある現状に対し、実態の把握と海岸保全対策、観光振興策など考えてはどうかと考えます。

九十九里浜は太平洋に面した約60キロ続く景観の美しい海岸、砂の供給源となっているのは屏風ヶ浦と太東岬の絶壁の土砂ですが、がけの保全や漁港の整備によって土砂の量が減少しています。しかし、旭市飯岡海岸では、平成６年、なぎさリフレッシュ事業が認定され、平成８年に事業が完了した。その後は、町としてもよみがえった砂浜を大切にすることになり、町内外多数のボランティアの献身的な活動により、太平洋自転車道路も整備され、飯岡海岸は砂浜がよみがえり、約1,000年にわたる侵食の歴史に幕を閉じた。これにより、長年の夢だった海浜と地域住民が共生する時代へと変わった。

新春たこ揚げ大会、海浜花火大会、ビーチバレーボール大会、宝探し、また海岸線を全面的に利用した第１回しおさいマラソン大会を開催して、全国各地から老若男女のランナーが参加し、内外からの大勢の観光客が訪れました。海水浴場は矢指ヶ浦、飯岡があり、14万人を超える入り込み客である。銚子連絡道路の整備などにより、都心からのアクセスが改善されることから、さらなる発展が期待されます。

観光で人が来て、いい気持ちになって帰ってもらい、またお友達と一緒に行ってみたいという心になっていただけるように心がけるガイドを目指す観光ガイド養成講座の開設を考えるが、どうか。

（２）地域経済の活性化に海の駅を造ってはと考えるが、どうか。

現在、道の駅は蓮沼海浜公園、成田空港と九十九里海岸を結ぶはにわ道路沿いに位置し、

蓮沼海浜公園、九十九里海岸の観光スポットへお越しの皆様によりゆとりとくつろいでいただける施設ですとのうたい文句で道の駅はあります。また、多古町でも道の駅あじさい館があります。そこでは24時間利用できる駐車場やトイレなどの休憩施設はもちろんのこと、多古米、大和芋、ブドウなどの多古町自慢の農産物や特産品の直売コーナー、また文化、歴史、観光スポットなどの地域情報の発信と、さまざまな機能が備えられているということです。道の駅オライはすぬまでは、平成17年3月から平成18年11月までで入場者が70万人、売上高が3億3,300万円とあり、地場産業の活性化にもつながると考えます。

我が旭市としましては、飯岡漁港もあり、海に近く、道の駅ではなく海の駅として魚の販売、干潟米、飯岡でのメロンなど、豊富な農漁産物を一所に集め、生産者の名前を入れ、出店希望の農家、漁師を募って、観光とともに地域の活性にもつながるのではと考えますがいかがでしょうか、お尋ねします。

(3) 海岸・施設的环境整備を考えるが、どうか。

次に、地域の資源である砂浜、海岸を守り、しっかりとした地域おこしにつなげていくことが非常に重要であると考えます。海岸の安全性確保や海などに関する情報を共有、発信できる情報網の整備にも力を入れていかなければならないし、週末はここで過ごしたいと思えるまちを作りたいと考えます。

サーフィンなどビーチスポーツの振興、ビーチスポーツ環境整備モデル事業の創設、駐車場、公衆トイレ、シャワー施設、ダストボックスの整備など、また海岸環境保全に配慮した海浜公園の整備、ベンチ、樹木の植栽など、ビーチ周辺の公園化、ウッドウォークはじめスロープ、点字掲示板など、海浜施設のバリアフリー化などの環境整備はどう考えているのかお尋ねします。

2、長熊釣堀センターの整備計画について。

1、平成19年度予算として、長熊スポーツ公園施設の調査委託料が250万円として出ております。老朽化が著しい長熊スポーツ公園、釣堀、野球場、ゲートボール場の総合的な整備を進めるとなっております。今年度につきましては調査を行うことになっておりますが、今後の整備計画を質問します。

3、サービス産業の活性化について。

(1) バスの運行について、各地区によってコミュニティバスの運行に差がありますが、例えば干潟地区ルートにおきましては、道の駅くりもとから旭中央病院行きがありますが、中央病院以外での途中下車ができないとなり、また旭中央病院から道の駅くりもと行きは途

中乗車ができないとなっております。また、海上ルートにおきまして、大まかに1周するだけで、もう少し細かな所へも入り込んで運行はできないのか質問します。平成19年度どのような見直しを考えているのか、お尋ねします。

(2) 各窓口での接客の対応についてですが、九十九里ビーチラインの観光化を目指すためにも、接客に対するサービスについて考えてはどうか。例えば、旅館での接客の仕方、JR改札でのあいさつ、バスの運転手の親切な言葉かけ、市役所窓口業務の優しい態度など、もう一度各業種におけるマナーを見直し、市全体が安心して安全で明るいまちづくりを目指してはどうかを質問します。

以上で質問を終わります。

○議長(嶋田茂樹) 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

○市長(伊藤忠良) それでは、伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の魅力ある海辺の地域づくりについてお答えをさせていただきたいと思います。

旭市では、総合計画の中で、この海岸地域の土地利用につきましては、海浜・リゾートレクリエーション軸としてこれを整備をしていきたいというふうに考えております。その一つの仕事として、今パークゴルフ場を整備をしているわけでありますけれども、もうご案内のように、あの地域、かつてはあさひ荘があったりプールがあったり、茅野市の海の家があったりということにぎわっていた地域なんですけれども、それがいずれも少し今の時代の用に立たなくなりまして、正直言って、完全に取り壊してきれいに防風林にでもしてあればまだよかったんですけれども、それが解体も下の部分は残っている。そこへ今度はごみが不法投棄をされて、大変な形になっておりまして、かんぼの宿の上から見ますと、何でここがこんなに荒れているんだというような地域であったと。そういったことから、あそこを少し市民の健康づくりの場にしようということで整備をしてきたわけであります。

同時にそれと併せて、今度も小学生が主体となって少し食事をしてくれますけれども、毎年計画的に防風林の整備もさせていただいております。西の方では、かんぼの宿を一つの拠点とした海岸整備をこれから図っていきたいということでございまして、先ほどサーファーの話も出ましたが、昨年度は彼らの要望に応じて、トイレも設置をさせていただきました。いわゆる九十九里の浜辺というのは、もう刑部岬から一宮まで60キロの中で11キロを

旭市が持っているわけでありまして、かつての白砂青松というのは少しほど遠いんですけれども、護岸整備をして、もうかなり砂がついてきました。県の方でも、今度は養浜事業といまして、浜を養うという字を書くんですけれども、その事業で河口から港なんかについた砂を船で持って行って、いわゆる海水浴所なんかの所の沖へ捨てさせてもらって、それが波によって海水浴場へ運ばれる、今そういった事業を計画をしております。これは旭市でモデル事業として取り上げてくれないかということでございますから、漁業組合とも相談をしながら、こういったことにも取り組んでいきたいと。

県の方は、それをやることによって、いわゆる波消しブロックが横に入っているんですけれども、あれが取り除けるだろうという考えを持っているわけですし、そういった形になれば、海水浴場としては最高の形になるのではないのかなと、そんなことも考えております。

そういった海岸の観光の一つにしたいということで、今、片や東の拠点である飯岡荘の整備を考えております。民宿組合から漁協の皆さん方辺りからも、海の駅という話も出ております。人の流れというものも考えながら、そういったものにも取り組んでいきたいと思えますし、それから今年度は飯岡の観光協会とも相談をさせてもらいたいと思っておりますが、YOU・遊フェスティバルの時にでも、できればそういった海の幸と農産物も含めて、あの辺で直売ができたなら、そんなことも考えておりますし、同時に、旭市の一つの見どころとして屏風ヶ浦というのがあります。あれを海から見られるようなイベントも考えたいなと、そんなことも考えております。これも議員の皆さん方と一緒に、ぜひこういった素晴らしい景観を生かしていきたいし、また砂浜がしっかりとついていた飯岡漁港なんかでは、それを今の活用ともう一つ進めたものも何か作れば、そんなことも考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それから、質問の３点目のサービス産業の活性化という問題でありましたけれども、この中で接客の対応という問題がありました。確かにそういった海へ来てくれる皆さん方、あるいはまた農業との取り組みで旭市へ来てくれる消費者の皆さん方の対応なんかについても、その対応に当たる皆さん方の接待のあり方によっては、本当に気持ちよく過ごしていただいて、気持ちよく帰っていただくことができる。本当に大事なことだろうと思えますので、商工会あるいは農協なんかとも相談をしながら、できるだけ喜んでいただけるような対応ができるように考えていきたい、そのように思います。

ただ、私の方から一般の皆さん方に研修をしるとか、そういった指図はできませんものから、せめて市役所の中はしっかりと市役所を訪れる皆さん方に喜んでいただけるような

対応ができるように努めていきたい。今でも総務課が窓口になって、年間何回も研修会を重ねておりますから、そういった意味でも、民間のそういった接待の仕方というようなものをしっかり学ばせていただいて、市民の皆さん方が市役所へ来てくれた時に喜んでいただけるような対応をしていきたい、そのように思います。

私からは以上です。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、3点についてご答弁申し上げます。

初めに、魅力ある海辺の地域づくりについての個別の内容について答弁を申し上げます。

1 番目の観光ガイド養成講座の開設を考えてはというご質問でございます。

ご質問にもありますように、本市では多くのイベントが開催されております。年間を通して、県内外から118万人を超える大勢の観光客が訪れています。その中身としましては、夏季観光では飯岡、矢指ヶ浦の二つの海水浴場の開設、Y O U・遊フェスティバルの花火大会等々でございます。また、地元宿泊組合におきましても、メディアを活用しながら磯がき祭りやあんこう祭りを開催するなど、食による観光客の誘致にも力を入れているところでございます。また、施設面におきましても、知名度のある大原幽学記念館、関東富士見百景に選ばれております刑部岬展望館、龍福寺などの観光資源も有しているところでございます。

ご質問のボランティア観光ガイドにつきましては、県内でも実施している所はございます。その多くは、一定のエリア内の中、城跡であったり史跡であったり、佐原の町並みなど、地元観光協会を通じてボランティアガイドが登録されていると伺っております。しかしながら、本市におきましては観光施設が市内に点在しているということもありますし、各種のイベント開催時期が異なるなど、今のところ有機的な連携が図れない状況でございます。当面は新たな観光のガイドマップの作成それから観光案内板の設置、観光サインなどによりまして、本市の観光PRを図っていきたいと思っております。

ボランティアガイドにつきましては、観光協会をはじめ関係団体と連携する中で検討していきたいというふうに思っております。

次に、魅力ある海辺の地域づくりについての3 番目でございます。

海岸・施設の環境整備をどう考えるかというご質問でございますが、本市の観光は海水浴それから釣り、サーフィンなど、海岸を利用した観光が中心となっております。海岸という観光資源は大変重要でございます。ご質問にありますように、海岸の安全確保はもとより、良好な海岸環境整備をすることにつきましては、来訪者に対しまして大きなインパクトを与

えることになるものでございます。とりわけ海水浴客の安全対策のためのライフセーバーによる監視体制の充実、それから駐車場、トイレ、シャワーなどの観光施設は大変重要なものと思っております。最も基本になるものと考えております。そういったことから、平成19年度は飯岡海水浴場内の公衆トイレの改築を予定しております。

また、飯岡、矢指ヶ浦の両海水浴場における整備水準につきましてはそれぞれ異なっておりまして、まだまだ十分と言えない状況にございます。よって、今後も安全・安心な海水浴場づくり、海岸づくりを目指しまして、来訪者のニーズをとらえる中で順次整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、大きな2番目の長熊の釣堀センターの整備計画、今後の整備計画というご質問でございます。

長熊のスポーツ公園につきましては、釣堀センターを中心に野球場、ゲートボール場の三つの施設で構成されております。昭和63年度より釣堀センターの運営を開始したわけでございます。この間、開設以来約20年が経過しているところでございます。今まで施設の一部改修を行って運営してきておりますけれども、釣堀センター本体の老朽化対策につきましては急務となっております。また、野球場及びゲートボール場につきましても、同様に整備が求められております。

このような背景から、具体的な整備方針を作成するためには、まず施設の基礎調査が必要であると考えます。今回、19年度予算におきまして調査費を計上いたしました。これら施設本体の問題点を洗い出すとともに、どのようにすればより効率的な施設整備が図れるのか、またそのためには何が必要となるのか、まずは現場調査をした中で整備計画を立てていきたいと思っております。また、整備計画の立案につきましては、地元関係者のご意見もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の地域経済の活性化のために海の駅の構想につきましてお答えをさせていただきます。

お話がありました飯岡漁港を中心としました海の駅構想、本当に旭市につきましては、今、市長がいろいろ答弁しておりますように、お米とか野菜あるいは花、さらにはナシ、いろいろな食材、さらにはいろいろな畜産物等もございます。さらに、飯岡漁港につきましては、県内第2位の水揚げを誇りますいろいろな水産物、この旭市はいろいろ食がすべてそろ。

そういうものをうまく活用して地域経済の活性化は本当に必要かということで、我々も必要だということで認識をしております。

実は、先日、2月24日と25日の土曜と日曜日に、市内の銀座通りの中にシアターゆうという、元銀行の跡地ですけれども、そこをお借りしまして、2日間地元の直売施設の方々さらには旭農業高等学校の生徒さん方にもご協力いただきまして、農産物の展示とさらに歩道の所で直売等をさせていただきました。こうした中で、いろいろ消費者の方々から市にこんなものがあるのかというようなことで、いろいろ好評をいただきまして、さらには次からはいろいろな直売所の中で農家が持ってきたものを店頭に新たに並べる、実はそういう取り組みをさせていただきました。こういうような取り組みを進めながら、今後とも飯岡漁港近くにつきまして、ひとつ道の駅構想等につきまして検討をしていきたいな。

ただ、これは我々もただ検討していくだけではなくて、何かきっかけづくりが必要かということで考えております。市長の方から話がありましたように、平成19年につきましては、水産と農畜産物がうまくかみ合ったイベントを飯岡漁港近くで開催をさせていただきたいなというふうに考えています。これらを開催することによりまして、漁業に携わるの方々あるいは農業に携わるの方々、実行委員会の中でいろいろ議論していただいて、単なるイベントだけで終わるのではなくて、その次のステップにいくのかなと、そういうことを期待しながら19年は活動を進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、私の方からは3のサービス産業の活性化の中のバスの運行につきましてお答え申し上げます。

まず、コミュニティバスでございます。これは、市内の主な公共施設の利便性の向上それから高齢者等の交通弱者の交通手段の確保、そういったものを目指しまして、市内5ルートで運行しております。

運行ルートなどの内容なんですけれども、合併以前から各地区で行われてきた運行ルートが今は基本になっております。なぜかと申しますと、特に干潟地区それから海上地区につきましては、病院への通院バスというような位置付けでございました。特にご指摘の干潟のルートにつきましては、今は香取市との共同運行になっております。ただ、この共同運行も、協議によりましてほぼ見直しができそうな形になってきておりますので、この辺につきましては19年度で新たなルートの再設定ができる、そういう見込みでございますので、19年度中

にできれば全市的なバスの運行につきまして見直していきたい、そのように考えております。
これは当然、海上ルートも含めてということでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 何点か再質問をさせていただきます。

1の（2）海の駅についてですけれども、現在、千葉県では道の駅は20か所あります。近隣では多古町、香取市、山武市の3か所、全国を見ても845か所あります。しかし、まだ海の駅は千葉県でも1か所も無いので、ぜひ第1号を目指して、地域活性化のために旭市として海の駅を考えていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） いろいろな角度から、人の集まる要因等も十分検討をしながら考えていきたいと思っています。そういった意味では、今年度から手がけていく飯岡荘の改装、これが食の宿を目指しているものですから、そういったものが一つの大きな流れを作る要因になってくれたら、そのように考えております。そんな意味では、ひとついいご意見がありましたら、いろいろお願いをいたしたいと思っています。

先日、公明党の皆さん方が開いた海岸大会なんかでも、いわゆるばんやなんかを見ましても、現在34万人もの人がそこへ集う。そういった要因を作ったのが、民間の皆さん方の工夫ということのようですから、そんなものを引き出せるような形を地元の皆さん方と探していきたい、そのように思っています。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございました。

一日も早く海の駅を実現できるように頑張ってくださいと思います。

次に、（3）の海岸・施設的环境整備ということで1点、再度質問させていただきます。

サーフィンなどビーチスポーツの振興また海浜施設のバリアフリー化などの環境整備の面からも、まず公衆トイレの整備が一番大事ではないかと考えます。先ほど課長の方からもお話がありましたけれども、今年度、観光施設整備事業として、観光客を誘致するため観光施設、萩園公園駐車場内トイレを整備しますということで、解体、撤去、新築で3,000万円の予算が出ておりますが、身障者用のトイレの整備についても、現在、中谷里浜トイレと萩園

公園レストハウス、港公園トイレの3か所整備されていますが、今後は海岸地域全か所に整備を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 海岸の環境整備という部分の中で、トイレを今回改築するわけですが、すべてのトイレについて身障者用のトイレが必要だという部分だと思います。もちろん今回改築する分については、身障者用のトイレを設置いたします。古い分のトイレもございます。今回のトイレにつきましては、今までくみ取りであったわけでありまして、そういうものは衛生面から考えても非常に困るという部分の中で、新しいトイレを設置するものでございます。

あと、商工観光課所管のトイレが全部で6か所ございます。その中に身障者用のトイレが無い部分もございます。敷地の面、その他いろいろございますので、今後検討した中で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） あとシャワーにつきましても、ぜひ検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） シャワーにつきましても、今度改築するトイレにシャワーを設置する予定であります。従来、飯岡の海岸でのトイレの施設については、シャワーは夏季観光中という部分もございましたが、来年からは夏季観光だけではなくて、サーファーのためという部分も含めまして、1年間シャワーが使えるような状態を考えていきたいと。

それと同時に、先ほど申し上げましたが、身障者用のトイレを造ると同時に、シャワーにつきましても随時増設していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございました。

次に、大きな2点目の長熊釣堀センターの整備計画についてということで、今年度250万円で調査をするということでございますけれども、今後の整備計画の中で、基本計画事業費、

方針別事業費一覧の中では、活力と躍動感のところで、先日２億円の予算というように伺いましたけれども、その内訳についてお願いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 基本計画の中での事業費の積み上げということで、事業計画の中で出されておりました数字、その数字が今、議員のご質問されたような形で計上してあるということでございます。年度につきましては、これから計画を……。今回調査費がついてございますので、そういう中でどういう形でやったらいいのか、その辺を十分検討して実際に事業に進むということでございますので、その数字がすべてそのままになるかどうかは、まだここでは確定したものではないということでご理解いただければと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

- ４番（伊藤房代） では、一日も早く整備ができますことをお願いしたいと思います。

次に、大きい３番目のサービス産業の活性化についてでございますけれども、１点目のバスの運行については、ぜひこの19年度、見直しをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、各窓口での接客の対応についてでございますけれども、各業種におけるおもてなしの心がやはり大事ではないかと考えます。市としてぜひ接客に対するサービスについての講座を、県・国から講師を呼んでいただいて開催してはと考えますが、いかがでしょうか。市長、よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） 今の伊藤議員の質問なんですけれども、これは担当課の方が研修そのものは詳しいと思ひまして、担当課の方で答えさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。

それでは。

- 議長（嶋田茂樹） 総務課長。

- 総務課長（増田雅男） それでは、接客の関係でございますが、先ほど市長が申し上げておりますように、市全体の業種別の人たちを一堂に集めてやるということですが、業種別にいろいろと培ってきた接客の手法があると思いますけれども、その辺は商工会等、いろいろ団体と協議しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 私は、やはり市は市ではなく、市全体を考えていくのが市役所ではないかと思しますので、やはり部門別また業種別ではありますが、一堂に集まったの講習というか、講座というのは、これからやはり一番大事になってくるのではないかと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 56分

再開 午後 1時 0分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高 橋 利 彦

○議長（嶋田茂樹） 引き続き、一般質問を行います。

続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。私は、大きく分けて4点質問させていただきます。

まず初めに、ごみ焼却場問題について。

1点目は、遊正地区に決定するまでの経緯と経過についてお尋ねをいたします。

3市によるごみ処理施設の建設は、前々から重々承知していました。しかし、場所も特定されていませんでしたので、後で議会にも詳細は説明があるものと思って、私は重視していませんでした。しかし、12月の定例議会の一般質問で、遊正地区に決定していることを初めて知りました。そして、市長はこの場所を変更することは私の責任問題でありますからという不退転の基に、見返りに温水プール建設計画も打ち出しておりますが、その後の住民説明会では、地域住民の多くが反対であると聞きました。そして、市長は説明会に出席している

かどうか分かりませんが、ある有識者の一坪運動でも裁判をやってでも反対するという声を耳にしました。反対の原因にはいろいろあろうかと思いますが、私は事務手続きが悪いか、誰かの話がひとり歩きしているのではないかと推測しております。

地域住民の合意も得られない、また環境アセスもこれからです。しかし、担当する東総広域では、建設に向けて着々と準備が進められているようですが、いつ、どこで、誰が、なぜ、どのように決定したのか、決定するまでの経緯と経過についてをお尋ねいたします。

次に、ごみ焼却場建設に関しては、元消防長をやった偉い方が顧問をしているコンサルタント会社に委託しているそうですが、敷地、焼却施設の規模等について詳細にお伺いします。

次に、ごみ焼却場の建設スケジュールについてはどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、ごみ焼却場問題の4番目として、遊正地区に決定するに当たっては、旭市はアンケートが大好きなので、市民の意識調査等を当然何らかの方法で行っていると思いますが、ごみの焼却場建設に対して、地域住民からの意見と意向はどのようなものであったのかお伺いいたします。

次に、大きな2番目として、ごみ収集等委託業務について。

まず初めに、現状の委託状況と今後の方針についてお伺いします。

旭市のごみ処理には、平成19年度も7億円余りの費用がかかります。しかし、人口の減少やごみのリサイクルあるいは景気の低迷等の理由で、ごみは減る傾向にあると思います。しかしながら、ごみ収集運搬を含めたごみ処理のための委託料はほとんど変わらない状況です。ごみ処理に関する業務委託にはどのようなものがあり、どのような契約の方法で委託しているのかお尋ねします。そして、その種類別の委託金額と総費用はどのくらいかかっているのか。

また、我が市の委託料は他の市町村と比較したときにはかなり高いと言われていますが、近隣市町の委託料を種類別に、参考のためにお尋ねいたします。そして、それらを勘案した中で、今後の改善点や方針についてどのようにするのかお伺いいたします。

大きな3点目として、第二中学校屋内運動場についてお尋ねをいたします。

まず、入札に伴う指名審査委員会の機能についてお尋ねをいたします。

国民は法律によって守られ、また拘束されます。特に行政は、法律を守るまた守らせる立場にあります。この指名審査委員会が全く機能を果たさなかったのはなぜなのか、助役を含め各委員の皆さん方に一言ずつ聞かせていただきたいと思います。

次に、2 番目として、入札から工事完成までの諸問題についてお尋ねをいたします。

この入札については、指名業者選定から落札まで疑惑だらけではありますが、その後、この件についての怪文書がまた出回りました。担当課は先刻承知のことと思いますが、監理技術者の問題、そして入札当日、全くの部外者が入札を行った等のもろもろの問題について、調査をし、確認しているのかお尋ねをいたします。

次に、今後の入札方法についてお尋ねをいたします。

入札にかかわる自治体トップによる不祥事は後を絶ちません。国も県も談合防止のために躍起になっています。そして、県も先日の県議会において、現在の2 億円以上から1,000万円以上は一般競争入札を導入する方針を打ち出しております。我が旭市は、市長の任期中は地元業者の育成ということで指名競争入札方式で進め、一般競争入札は導入しない考えのようですが、なぜ競争原理が働く入札制度改革に取り組むことができないのかお尋ねをいたします。

次に、大きな4 番目として、中央病院問題についてお尋ねをいたします。

まず初めに、現状の経営状況についてお尋ねをいたします。

皆さんご承知のように、連日のように地方の公立病院では医師不足や看護師不足に陥り、入院病棟の縮小や診療科の休止あるいは救急医療の廃止等が報道され、病院としての機能すら危ぶまれる大変深刻な現象となっています。幸い我が旭中央病院は、最新鋭の医療機器を備えた100万医療圏の基幹病院として、この現象とは反対に、他の病院へ医師を派遣している状況です。近隣の市立病院では、経営悪化を補うために水道会計から7 億円を借り入れたとの報道もあり、一瞬、財政破綻した夕張市のジャンプ会計方式の予算が思い浮かびました。最近、夕張市立病院も有名な若い医者が着任し、病室を老人ホームに転用したり予防医療を進めたりして事業を縮小し、再建が進められているようです。

確かに病院経営は大変難しいと思います。医療ミスがあってもなりませんし、それどころか衛生管理をちょっとでも怠ると、院内感染で病院が破綻するおそれもあります。当然のこととして、職員の人事管理を含めたマニュアルに基づいた徹底した管理の中で、全職員の責任意識の覚せいが必要であります。

我が旭中央病院は、開設以来五十猶予年、順風満帆な経営を続けてきましたが、ここ数年、陰りが出ております。現状の経営状況についてお尋ねをいたします。

次に、東総地域の医療連携についてお尋ねします。

3 市 1 町の東総地域医療連携協議会を去る2 月1 日に設立したとのことですが、目的が医

師不足の解消と各病院間の連携や機能分担による効率的な医療体制の構築に向けて努力することですが、他市町の病院にとっては大変よい協議会ですが、旭市民と旭中央病院にとってどのようなメリットがあるのか、市長、病院管理者であります院長にそれぞれの立場で答弁をいただきたいと思います。

次に、今なぜ病棟建設なのかお伺いします。

病棟の建設計画が急浮上したのは、耐震問題以降であります。市長も施政方針の中でも、自治体病院を取り巻く環境は年々厳しいと言いながら、毎年コンサルタント会社に委託し、さらにまた1億円も基本設計料をかけて病院を建設しようとするのか、その真意を伺います。

同じ建設計画でも、山武地域に県が中心となって進めている九十九里医療センター等の建設なら分かりますが、旭市が単独で病棟を建設する医療環境とはとても思えません。それどころか富里市か成田市にも医療センター計画が浮上し、旭中央病院の100万医療圏に医療センターが二つもできることになれば、人口も減少傾向にあり、交通の便も悪い旭中央病院の経営は今より一段と厳しくなるのは目に見えています。旭中央病院の予算は、市の予算250億円よりも50億円も多い303億円、そして約160億円の借金があり、借金の返済が今年約12億5,000万円、そしてその借金の利息が約4億3,000万円、それらを差し引いた利益が9,000万円余り。市長、病院管理者である院長、この経営状況で本当に何百億円もかけて病院を建設したら、旭市は大変なことになりますよ。国や県が建設してくれるならいいですが、合併したばかりの旭市にとっては、あまりにもリスクが大き過ぎると思いませんか。今なぜ病棟建設なのか、その詳しい根拠と理由、真意を市長、病院長にお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇ください。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、まず東総地域の医療連携についてをお答えをさせていただきたいと思います。

今、東総地域の医療というのは、議員からのご指摘があったとおり、旭中央病院を除きますと、非常に大変な状況にあります。その病院にもう今でも医師の派遣をしてお手伝いをしているというのが現状であります。同時に、この中央病院に一極集中の形になっておりまして、中央病院そのものはもう既に患者さんの対応がとり切れなくなっている、こういった状

況にあるわけであります。そして、そういった周りの病院としっかりと連携を組んで、そして中央病院の持てる機能というものをしっかり果たせるようにしていくのが、今の一番いい状況だろう。そうすることによって、旭市ではこの中央病院をより一層活用することができて、市民が安心ができるような体制づくりができるだろう、そのように考えてこの医療連携を進めております。

高橋議員からご指摘があったような、旭市にとってあまりメリットは無いではないかという問題がありますけれども、そういった問題をこれから検討をしながら、旭市の中央病院にとってもメリットが出せるように進めていくのがこの医療連携の大きな目的でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今なぜ病棟の建設なのかという問題でありますけれども、私は基本的に中央病院は公営企業全適で、いわゆる行政とは一線を画すというのが私の基本的な考えであります。これだけ大きな病院、そして県にとってはもうなくてはならない病院になっている。旭市が単独で責任を持てる病院ではないだろう、私はそのように考えております。そういった意味で、この病棟建設の件に関しては、院長の方から細かくお答えをさせていただきたいと思います。私はできれば、中央病院は公営企業としてもうひとり立ちをしていただきたいというのが率直な思いであります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） 私の方から、第二中学校の屋内運動場の問題につきまして、指名審査会の各委員の考え方をということでございましたけれども、指名審査会の委員長といたしまして、私の方で一括してお答えさせていただきたいと思います。

今回、第二中学校の屋内運動場の関係につきましては、先日のこの場でもご答弁申し上げましたとおり、できるだけ安くおさめたい。また、国庫補助金との絡みで、できるだけ早く執行できるようにしたいと。さらに、地元の業者の育成にもつなげていきたいと、そういったことを考慮いたしまして、市の工事指名業者選定基準のただし書等も適用して、ああいった形での指名をさせていただいたところでございまして、いろいろご指摘いただいたということは、私どもも十分考えなければいけないと思っております、今後はその辺も検討しながら、いい方向に持っていきたいということで、先日答弁したとおりでございまして。

ただ、第二中学校の屋内運動場の問題についてはそういうことで考えた結果でありますので、機能していなかったというふうには私どもも考えておりませんので、ご理解賜りますよ

うよろしく願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 中央病院問題についての2番目の東総地域の医療連携の話でありますが、これは行政主体に作られた地域医療連携会議でありまして、我々もここに2月から参加したわけでありまして。そして、私どもの病院にとってのメリットというのは、病院の機能分担という観点から、これがより進めば非常に効果があるなど、このように考えております。

特に我々の病院は、既にもうこの一帯の急性期医療の救急を主体とした医療を引き受けているわけでありまして、この急性期医療の終わった患者様、亜急性期と申しましうか、そのような患者様が行く場所がスムーズに確保できないという現状がございます。

これとは別に、病院同士の話し合いというのもありまして、それもだいぶ進んでまいりまして、数年前に比べれば、だいぶその辺もスムーズになってきたわけでありまして、よりスムーズに連携ができれば非常によくなるだろうと、こういう思いはございます。

それから、ただ今少ない病院に医師を派遣しているわけでありまして、やはり共通の理念を持ってこの地域の医療を支えると、このようなことがあって初めてうまくいくものだというふうに思っておりまして、要するにただやたら派遣していいというものではないだろうというふうに思っております。より密接な関係をつけることがやはり大事だろうというふうに思っております。

それから、病棟建設の話でありますが、これにつきましては、今、市長からご答弁がありましたけれど、最初の施政方針でもございましたが、やはり機能集約とそれから老朽化、耐震への対応と、それから人材の確保、環境の整備というこの三つの観点から、今のうちにぜひ老朽化した部分を含めて建てかえをしたいと。これは全面建てかえという、新築というわけではありまして、老朽化した部分を建てかえて、そして機能的にすると、このような目的でございます。

詳細につきましては、事務部長の方からお答えいたします。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、1番目のごみ焼却場問題について。

まず、遊正地区に決定するまでの経緯と経過についてご説明申し上げます。

平成9年に厚生省がごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインを作成しました。これを受け、現在使用中の各施設は、それぞれ排出削減対策を行い使用していますが、

新設の焼却炉については、燃焼の安定化、ダイオキシン類の排出削減、熱エネルギーの有効利用の観点から連続運転が望ましいとされ、小規模な市町村では、発生するごみの量が少ないために連続運転が困難となることから、隣接市町村が連携して一定規模以上の全連続炉への集約化を推進することとされました。

国のガイドラインを受けて、千葉県は平成11年に千葉県ごみ処理広域化計画を策定しました。その計画の中で、東総地域も現在ある三つのごみ焼却施設を集約して1か所にするものとされました。東総地域では県の広域計画を受け、東総地域でのごみ処理について協議するため、銚子市、旭市、八日市場市、飯岡町、海上町、光町、野栄町、干潟町、多古町の9市町により東総地域ごみ処理広域化推進協議会を設立し、広域でのごみ処理の可能性を協議してきました。そして、協議の結果、環境への配慮、経済的な効果、有効的な余熱利用が可能等の理由により、広域でのごみ処理計画を推進することとなりました。

なお、平成17年度の市町村合併等により、東総地域ごみ処理広域化推進協議会は、銚子市、旭市、匝瑳市の3市により構成されております。

平成12年度にまずA候補地、これは干潟町ですけれども、B候補地に旭市、C候補地として飯岡町の3候補地が示され、年末にはD候補地——これは現焼却場周辺ということでございます——及び余熱利用施設を組み合わせた案が出されました。平成14年度には、E候補地、これはまた干潟町ですけれども、F候補地、これは海上町、G候補地、銚子市が検討されました。現地視察や諸条件の調査等を実施し、D地区が最有力の候補地となりました。しかし、D地区の新川東側の既存施設建てかえ案は、現地測量を実施した結果、用地面積が不足することが分かり、新川西側に新たに用地を検討し、D西として候補地に加えました。新たに加わったD西候補地を含め、再度検討した結果、D西を建設予定地の最有力候補地に決定しました。

平成16年度から地権者の皆様への事業説明を開始しましたが、平成17年度には市町村合併があり、千葉県からごみ処理の枠組みの再検討を求められ、結果、光町、多古町が新たに建設する広域での清掃工場の枠組みから離脱することとなりました。離脱を受けて、再度候補地の検証をしましたが、最終的にD西候補地で事業を進めることとなりました。現在は、銚子市、旭市、匝瑳市の3市により広域ごみ処理事業を進めることとなっております。

次に、敷地、焼却施設の規模等についてですけれども、施設本体に係る施設率は、千葉県供給処理施設の都市計画に関する基準により敷地の25%以下とされています。計画されている規模の施設の一般的な建設面積は8,000平方メートルから9,000平方メートル程度と考えら

れ、このことから敷地面積は最小でも4万平方メートル程度となります。

焼却場の規模でございますけれども、現状のごみ焼却量が3市合計で6万452トンですが、これに過去10年のごみ排出量の推移及び人口推移の予測等から計算すると、平成24年度予想値は年5万6,333トンで、これに年間稼働率と調整係数を除した場合、1日ですけれども、209.6トンとなります。よって、1日約210トンを予定しております。

続きまして、3番目の建設スケジュールでございますけれども、今後は環境アセスメントを行い、その期間が3年、施設建設にもおおむね3年を要するものと思われます。

なお、環境アセスメントの着手については、住民に十分な説明をし、理解をいただいた上で進めていくことになると思います。

4番目の地域住民の意見と意向についてでございますけれども、現在、地域住民の皆様への事業説明が開始されました。引き続き地域住民の皆様への説明を行い、ご理解、ご協力をいただけるよう努力していくということであります。

なお、アンケート調査はやっていないと聞いております。

次に、2番目のごみ収集と委託業務についてでございますけれども、ごみ収集委託業務については、現在ごみ業者に9台を委託しております。内訳については、可燃ごみが4台、不燃・資源ごみが5台となっております。契約に関しては、旧組合当時から業務の特殊性という理由で1社随意契約により委託してきましたが、平成19年度からは見積もり合わせ契約をする予定で、現在準備を進めているところでございます。

それと、近隣の自治体の料金でございますけれども、山武市ですけれども、これは旧成東町の分ですが、収集1台当たり月55万6,500円、香取市東庄町清掃組合が、可燃ごみが85万2,600円、不燃・資源が71万850円、銚子市ですけれども、可燃、不燃・資源合わせて全部一括でございますけれども、63万3,340円から66万670円。これについては入札時期が複数回あるということで、金額がちょっとばらつきがあります。次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合ですけれども、可燃ごみが86万66円、それと不燃・資源についてですけれども、これは収集運搬、選別を含めて、キロ当たり29.05円ということになっております。旭市ですけれども、可燃ごみが1台当たり、これは101万2,200円、不燃・資源が91万8,750円という状況になってございます。

(「議長、最初の答弁、全くなっていない。私は遊正地区になぜ決まったか、それを聞いているんです。遊正地区に決まったのは、どこで、誰が、なぜ、どのように決定したのか、それだけで結構です。経過と

かそんなのは必要ないです」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) 環境課長。

○環境課長(小長谷 博) それでは、先ほど申し上げましたけれども、当初に7地区ございましたけれども、その中でA地区が外れた理由は土地改良事業と、それとB地区についても同じく土地改良事業の関係、C地区については、これは飯岡町ですけれども、学校給食センター計画と。E地区が、これは干潟、匝瑳市、山田町付近ですけれども、これは土地が斜面等、F地区、これは旧海上地区が土地改良事業で、G地区については、これは銚子の森戸、長山、小長地区の3か所ですが、これは排水先が無い、文化埋蔵等の可能性があるというような理由で外れたということでございます。

選定の基準としましては、幹線道路への交通アクセス、運搬に係る経費、雨水排水、受送電用の設備、これは高圧電線引き込み等のそういう周辺の状況などを考慮して検討されたということでありました。

以上でございます。

○議長(嶋田茂樹) いつ、どこで。

(「私の疑問が通じていない」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) いつ、どこで。

(「会議の全体の答弁、事務局、終わらせてもいいのに。会議の全体の答弁、全部終わらせてからでいい」「答弁漏れだから」「答弁分らない」の声あり)

○環境課長(小長谷 博) 決定時期ですけれども、平成16年7月22日の協議会、この時は光町、多古町も含んで決定されています。その後、光町、多古町の脱退を受け、再検討しましたが、平成17年12月26日の協議会、この時は銚子市長、旭市長、八日市場市長、野栄町長で候補地としての決定をいたしております。

○議長(嶋田茂樹) 財政課長。

○財政課長(高埜英俊) 私の方からは、第二中学校屋内運動場につきまして、入札から工事完成までの諸問題についてお答えいたします。

怪文書が出たことについて、技術者それから入札に来た者等を調査したかというお尋ねでございますけれども、事実関係を調査いたしまして、問題の無いことを確認しております。

それから、今後の入札方法でございますけれども、これは先ほど来、おとといからのご質問にお答えしてございますけれども、一般競争入札は一定の基準の中で実施してまいります。

今後は一般競争入札の金額の制限を緩和いたしまして、一般競争入札を多くできないか検討いたします。

それから、郵便による入札、これは一般競争入札の一部でございますけれども、こういうものも導入を検討しております。それで、平成22年、できればもうちょっと早くということでございますが、電子入札等に移行できるよう準備を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 中央病院問題について、（１）の現状の経営状況につきまして、計数的なこともございますので、私の方からご説明いたします。

平成15年度からの各年度の利益の状況を申し上げます。平成15年度の決算では12億2,810万6,000円、16年度は8億1,846万7,000円、17年度が6億7,188万1,000円、そして今年度の1月末現在では3億9,749万8,000円、決算見込みは2億4,974万3,000円を見込んでおります。平成15年度は特に好決算でありまして、入院の1日平均患者数が918人と、初めて900人をオーバーしたことなど、経営的には追い風がありまして、この年だけが10億円を上回っております。

病院の収益は、2年に1度厚生労働省が定めます診療報酬改定により収益積算の基となる点数が変わりますが、平成12年度までは下がることなく改定率も、平成14年度からは下がっております。平成18年度、今年度でありますけれども、診療報酬改定は3.16%と大きく下がりました。それでも、現在のところであります、入院では平均在日数の短縮などによりまして、前年同月比では2%台の増となっております。そして、外来におきましても、化学療法の推進などの効果もありまして、1%台の増となっております。改定のあった年は診療単価の伸びは低いわけではありますが、逆に改定の無かった年、つまり15年度でありますとか17年度につきましては、診療単価の伸びは前年度の反動で2けた近い伸びとなっております。

一方、費用の方でございますけれども、国民の健康意識の高まりでありますとか、病院に対する要望も増えておりまして、より患者様中心の病院づくりが望まれております。医師、看護師、医療技術員の充実のほか、以前には無かった医療相談室や医療連携室の充実のための給与費の増加、そして外来患者様の待ち時間を少なくするためのオーダリングシステムのほか、PET、CT、MRIに代表されます放射線機器などの設備増でありますとか、減価償却費の増加、そして老朽化している病棟部分での修繕費の増加などによりまして経費増があ

りまして、結果的には先ほど申し上げました利益の状況となっております。

今後の診療報酬改定の見込みでありますけれども、平成18年度に下げ過ぎたものを是正するような動き、そして包括制度への移行が検討課題になっておりまして、今年度のような大きな減は無いものと見込んでおります。

なお、公営企業法第3条の運営の原則には、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定められておりまして、利益を第一の目的とはしておりませんが、バランスよく運営されることが望まれております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問は途中ですが、1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私の方からは、今なぜ病棟建設なのかというご質問に、院長の答弁を補足するような形でご説明を申し上げます。

まずは、機能集約ということでございますけれども、旭中央病院は、ご案内のとおり昭和28年の開院以来53年間にわたりまして、地域住民の皆様の医療ニーズ及び急速に進歩する医学、医療に対応して、その都度、増築あるいは改築も行っていました。しかし、一方ではたび重なる増改築のために診療機能というものが大きく分散をしておりまして、患者様及び職員の動線の悪化、それから院内移動する際の距離あるいは時間の延長等により、診療プロセスの効率が低下するというようなことが見られておりまして、例えば先進的医療に不可欠な放射線機器MRIに外来部門あるいは病棟から到達するための移動距離は、最長では300メートルを超えるというようなこともございまして、患者様、特に高齢の方あるいは身体障害を有する患者様にとって、肉体的、精神的にも大きなストレスになっている現状がございまして、また同時に、このような機能の分散は病院職員の配置上も非効率性をもたらして

おります。これらを改善しなければ、やはり将来の経営にとって大きな負担になるということが予想されるわけでございます。

それから、老朽化、耐震への対応ということでございますけれども、極めて重要な課題というのは、やはり病院の建物群の老朽化対策及び耐震性についての抜本的な改善ということでございます。当院の建物は延べ床面積約8万平米ございますけれども、そのうち1号館、2号館、7号館及びPETセンター等を除きますと、50%近くの建物におきましては、昭和57年、いわゆる新耐震基準設定時以前に建設をされておりまして、耐震化が図られておりません。また、病棟の中には築後40年以上経過しているものもございまして、老朽化が進んでおります。

改修工事には、病院建築という特殊な事情もございまして、新設以上に高額な費用を投入する必要があるというふうに見込まれております。また、改修工事中は外来あるいは入院ともに十分な診療行為をすることが極めて困難になると思われることなどから、新しい病棟の整備が望まれるわけでございます。

それから、3点目の人材の確保、環境の整備ということでございますけれども、こういった状況の一方では、先ほど院長からも話がございましたけれども、医療制度の改正によりまして、医師不足問題ばかりでなくて、最近では看護師の争奪というものも現実化してきておりまして、看護師の確保というのが一方で極めて重要な課題になってきております。

こういった切迫した問題を解決するためにも、さらに効率的かつ快適な環境を整えて、優秀な人材確保に努めるとともに、患者様の要請に応える高度、多機能の先進医療を展開し、地域医療の確保と健全経営を継続するためにも、建てかえが今まさに急務であるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） すみません、その他のごみ収集等の委託業務について、容器包装廃棄物選別処理業務委託としまして、これを共同リサイクルと随意契約してございます。それと、プラスチック処理業務委託、これは東総リサイクルセンターと随意契約してございます。

金額は、共同リサイクルが2,415万円でございます。それと、プラスチック処理の東総リサイクルセンターですけれども、これについては単価契約でございまして、キログラム52円50銭で契約してございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 答弁漏れがありますので、再答弁お願いしたいと思います。

私は、この遊正地区に焼却場が決定した経過を聞いているわけです。それは、誰がどこの場所で、どのような理由でどのように決定したのか、それを聞いているわけなんです。その答弁をお願いします。

○議長（嶋田茂樹） では、市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の今の質問に私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

この問題は、当時3市6町で検討を重ねてきたわけでありますけれども、その中で3市6町の環境課長それに3施設の局長とさらに東広の局長を加えたメンバーで幹事会が作られておりまして、その幹事会で輸送コストあるいは排水路の問題、いろいろなものを加味しながら検討をしていただいて、最終的には3市6町の首長の協議会で決定をさせていただいたものであります。

ただ、候補地でありまして、建設の予定地ではありませんので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、順を追って質問いたします。

ただいまの市長の答弁でございますと、幹事会で決まったと。そういう中で、3市の首長ですか、が候補地として決定したということですが、そこで私はこういうことも聞いているわけです。ごみ焼却場については、当初、八日市場市の今の火葬場の近くですか、そこにいい候補地があるということで、八日市場市の市長が各首長に声をかけたら、なに旭市にいい場所があるからといって、市長がそこに参加しなかったというようなことも聞いております。そしてまた、この前の12月の答弁では、市長はこれには政治生命をかけるような話もされております。そしてまた、もしこの場所が決まらない時には、他の市長というより首長に説明がつかないというようなことも述べておられるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今の八日市場市にいい用地がというような問題も含めて、幹事会で検討をしていただいた問題であります。といいますのは、一番ごみが多いのが銚子市ということ

でありまして、一番端の匝瑳市まで運ぶというのは少し無理があるというようなことから、一番の中心地におさまってきたというように説明を受けております。

それから、この前の問題でありますけれども、林一雄議員の質問にお答えをさせてもらった問題で、そのお答えをさせていただいた要因というのは、これまでこのごみの処理場の周りには迷惑施設がまとまってあるというようなことから、地元の対策協議会を作りまして、そこで年に1回はきちんとした施設の利用状況などの説明をしてきているわけです。同時に、2年に1度はいろいろな施設を視察をしていただいて、そして周りに影響が無いというものを十分見てきていただいているわけございまして、そんな意味では、これまでもその進行状況というのは、かつての3市6町にそれぞれ説明をされてきているわけでありまして、そういった中で反対意見が出ませんで、了解をしてきていただいているのを、ここへきて急に反対だということになりますと、それは問題だという趣旨の答弁になったまででございまして、そんな意味で、ここでなければしょうがないというような意味での話では全くありません。そんな意味ですから、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） こういうごみの処理場とか、それからよく学校の統廃合というのは、まごまごしたら首長の政治生命がかかる面が往々にあるわけです。そういう中で、市長は当然その辺を織り込んだ中で承認されたと思うわけですが、しかし候補地だからといって、既にこれだけ進む。それから、東広ですか、広域行政の中でももう既にだいが進んでいるわけですね。それはどういうことを意味するんですか。お尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これだけの大きな仕事を計画をする以上は、いろいろな面で先にいろいろな調査をしていかなければならないだろうと思います。そんな意味で、いろいろなこれからの進行度合い等の計画を立てているというのは、もう実際のところであります。

ただ、かといって住民の皆さん方の意見も聞かずに、そこへ建設ができる問題でもありませんし、そういった説明を十分にさせていただきながら、そして必要に応じて調査にも入っていくということでございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、住民の意見を聞きながらこれから進めるということだと思いますが、そうした場合、住民の意見が反対が多数できた場合は、どういうふうに市長

は考えているのか。また、市長が本当にこれを先走った中であそこを候補地に挙げたとなれば、結局ごみの現在の焼却施設ですね、各市はもう限界にきているわけですね。そうなりますと、当然それは旭市が責任を負わなければならない。そうしますと大変なことになるわけです。ですから、そういう中で、私は12月の一般質問ですか、申し上げましたけれど、要は飯岡のソフトボール場ですか、あそこを保険に買っておいたらという話もしたんですけど。そういう中で、それらを含めた中で市長はどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 確かに現状で一番焼却炉の状態のいいのが旭市でありまして、一番弱っているのが……、弱っているという言い方が悪いんですけども、傷んでいるのが匝瑳市ということで、こういった説明会で地元の皆さん方の反対が強く出たという話を伺って、すぐに3首長の会議を開かせていただいております。それで、現状ではこういった意見も出ている。ですから、きちんとした説明をさせていただいて、ご理解がいただけるように努力はさせていただきますけれども、こういった難しい状況にあるということもひとつ含んでおいってください、そのようなお話を申し上げてあります。

それから、後のこの用地はどうだという問題でありますけれども、これは所有者があつて、しかももう既に仮契約が済んでいるという話でして、仮契約をしたその相手は、もう既に建設の計画にも入っているということでございますので、その辺は聞いてみる必要があるということであれば聞きはしますけれども、難しいのではないかなと、そう考えております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に、ごみ焼却場の建設に関する規模等の問題でございますが、先ほどの答弁ですと、敷地が4万坪ですか、建物が約8,000から9,000平米ですか、こういうことですが、概略これは土地の取得費はどのくらいかかるのか、それから建物を含めた炉の建設ですか、その辺はどのくらいかかるのか、概略で結構ですので、分かればご答弁いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） まず、土地につきましては、まだ不動産鑑定等もしてございませんので、それは試算していないというふうに聞いております。

炉については、はっきりまだ建設の方が決まっていないので、試算としては県下を視察し

た中で平均で出しているということでございました。総額で約220億円くらいというようなお話を聞いております。それは炉でなくて全部ですから、ちょっとすみません、大ざっぱな数字ですけれども、焼却場だけだと約140億円程度という形で見込んでございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に、ごみ焼却場の建設のスケジュールですが、先ほどの答弁ですと、アセスで3年、建設で3年、6年ということですね。そうなった場合、3市で一つのものを建てるわけですから、ほかの市のごみですか、この処理については、もうほぼ2市については炉の限界がきている中で、全部旭市でやるようになるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） その辺については、まだ3首長での相談はしたことがございません。弱ってきているから急がなければという話がありますから、現状のところではいけるのかどうかというのは、早目に決断を下したい、そのように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そういうことであれば、この問題はあれですが。

次に、結局地域住民の意向、意見の問題ですが、これから説明会を重ねるというわけですが、それは説明会を重ねるのは、これは当然のことだと思います。それで、なるべく理解を得られるようにするのが、またこれは責務だと思うわけでございますが、そういう中で、最悪住民が絶対反対だということになった場合は、これは建設については、あそこは準工業地帯ですから、これは住民の意向を無視して建設はできるわけですが、そうなった時に市長はどういう判断を下されるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は住民の声を無視して建設に踏み切るという考えは全く持っておりません。一つ高橋議員の前に滑川議員の方からも質問がありましたから、少し追加をしてといいますと、現状をもう少しお答えをさせていただきたいと思うんですけれども。

といいますのは、我々があそこへ用地の候補地として了解をした、その一つの要因というのは、これまであそこへ一番最初に塵芥処理場ができた時のダイオキシンの規制値というのが80ナノグラム、それが現状では5ナノグラム、16分の1になったわけです。次に新しく予定をされるその規制値……、予定をされるって、新しく建設する場合の規制値というのは

0.1であります。実際に建設をする建設の装置そのものは、その半分、0.05、現在の100分の1の規制値で対応しようとしているわけであります。

これまでも旧旭市では、何か所か実際にはどうなんだという測定の場所を設けて測定をしております。そういった中で、新川の水に関しては、たった1度……、たった1度という言い方は悪いんですけども、1度だけ基準値を超えるということがあったんですけども、あとの観測値では全く規制値を超えるような事実はありませんで、そういった数値から見て、我々は安全だろうという予測をしたわけであります。

同時に、1年置きにはいろいろな所の施設を見て歩きまして、風評被害も無い、周りに被害も及ぼさない、そういったことをしっかりと踏まえた上で、その幹事会の意見というものを尊重して、候補地として決めたわけであります。

そういうわけですから、改めて申し上げますけれども、住民の声を無視して建設に踏み切る、そういった考えは毛頭持っておりません。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、こういう迷惑施設というのは、地域住民にとっては本当に来てもらいたくないのが現実だと思います。そういう中で、また我が旭市は農業が基幹産業でありまして、一たん風評被害でも立ちますと、これは大変なことになるわけです。そういう中で、この遊正地区についてはまだ候補地ということでございますので、これは市長、市長の独走ではなく、住民の声を十分反映した中で今後のごみ焼却施設の建設に当たっていただきたいと思います。

次に、収集委託業務でございますが、先ほど課長の答弁を聞きますと、旭市の料金は他の市町村と比べますとかなり高いというのが浮き彫りになっております。他の市町の高い所と比べても、約20万円差があります。安い所と比べると、約倍というのがこの旭市の収集業務です。そういう中で、先ほど見積もり合わせというようなことでこれからやっていくということでございますが、それはいつから実施するのか。

それと、またこの問題につきましては、いつですか、おととしの議会において、18年度からは入札制度を取り入れるということでやっていたわけなんです、なぜ議会の一般質問の答弁を実行しなかったのか。

それから、見積もり合わせで、果たして他の市町と同等の価格に持っていけるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） それでは、18年度になぜ行わなかったかということでございますけれども、まず業者側がもし委託業務を受けられなかった場合困るということで、まず収集運搬の許可をとってくださいと。それで、許可をとったばかりで、すぐお客をつかむのは難しいからということで、業者側の要望で1年延ばしてもらいたいということがございました。

見積もり合わせでございますけれども、これは19年度から実施していきますけれども、見積もり合わせということは、19年度は今3月中にやらないともう間に合わないものですから、札は入れないんですけれども、入札と同じような形で何社かから見積もり合わせを出してもらって、そこで競争させてやっていこうと、そういうものでございます。ですから、入札に準じた形になるかと思います。19年4月以前なので、入札とは呼べないので、そういう行為ができないということで、見積もり合わせということになってございます。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。
- 21番（高橋利彦） 許可業者云々といいますけれども、結局職員は公僕でしょう。市民のためにあるわけです。業者のためにあるわけではないんでしょう。当然昨年からやって出るのが本当なんです。

それとまた、見積もり合わせで何社かといった場合、では今やっている業者以外は入れないということなんですか。やはりいかに安くやるか、税金をいかに効率よく使うか、それがあなた方の役目でしょう。そう思いませんか。そういう中で、もう少し具体的にどういうふうにするか答弁いただきたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

- 助役（重田雅行） ただいまの点につきまして、私の方からご答弁申し上げます。

平成18年度から実施しなかったということについて、準備期間という意味で、業者の方に十分な準備期間も与えられないということで、18年度の実施は見送らせていただいたところでございます。

19年度からやろうとしている内容につきましては、自治法上の法律上の言葉としては見積もり合わせということになるわけですが、これは会計年度が前年度に行うから見積もり合わせという言い方をするんでございまして、実質的には入札と全く同じ手順で行うものでございます。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ですから、許可業者云々といって、許可は市で出すわけでしょう。最初に例えば運送業の許可を持っているのではなく、こういう委託業務などは、収集運搬業務というのは、先に今もう持っている……。例えば市で委託契約をしました。そうした時には、それでその業者に運搬業務の許可証を出しているわけですね。だから、助役、そういうのは理由にならないと思うんです。

そういう中で、いずれにしてもいかに安くやるか、そのために、助役、指名審査委員会の委員長でございますので、最後のご奉公をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） ご指摘いただきましたように、できるだけ歳出が抑えられるように、適正な方法でこれからのものをしていきたいと思っていますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、大きな3番目の中学校の屋内運動場の問題について。

先ほど助役からいろいろご答弁いただきましたが、地元業者育成という、これは美名がありますが、しかしながら、今旭市のこういう建設を含めた工事はかなりあるわけです。例えば、この間の工事、あの1割安くやれば四千数百万円、それで学校関係はこれから90億円あるわけですね。そうすると、4億5,000万円の建物が二つ建ってしまうわけです。ですから、地元業者育成というのは何がメリットあるのか、それから、では安くするための入札制度を取り入れたらどういうメリットがあるのか、その辺は十分ご承知だと思うんです。やはり税金を効率よく使う、そのためには職員の皆さん方に頑張ってもらって以外ないわけですね。皆さん方は自分のうちを建てる時だって、なるべく安くやりたいのは本音でしょう。そういう中で、地元業者育成ということの中で、地元業者育成それから入札を安くする、どちらを今後の重点にしてやっていくのかお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点、前回、指名審査委員会ですか、において、市長は、これは課長がやったことで、私は知らないということでございましたが、それは市長、その時は全然知らなかったんですか。指名審査委員会の。その辺、市長にもお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） 全く知らなかったと言われると、少し違うと思います。説明を受けて決裁をしていますから、そういった意味では自分の責任もあるわけです。その辺は十分承知しています。
 - 議長（嶋田茂樹） 助役。
 - 助役（重田雅行） 入札等に当たっての、何といいますか、競争性とか公平性、できるだけ安くやるという部分と地元の業者を育成するという意味で、これは先日もご答弁申し上げましたけれども、国・県等でもいろいろ今検討されている中で、両者の兼ね合いというのはいずれの検討の場でも求められております。特に地元地域の業者の育成というのは、地元の経済の活性化ですとか、地元の雇用の場の確保それから緊急のメンテナンス、それからさらには災害が起こった時に、地元の業者がいなければ、そういったものに対応できない部分もあるということで、そういったものにも十分な配慮が必要であるということでは言われておりまして、問題はその辺のバランスをどこでとるかということだと思ふんです。そういうことで、先日もお答えしましたとおり、一般競争入札もできるだけ拡大していったり、その過程で郵便入札を取り入れていったり、いろいろ競争性を高める部分も努力してまいります。それと併せて、地元の業者の育成も考慮に入れながら、その辺のバランスをとりながら、一番いい制度になるようにこれから十分検討をさらに進めていきたいと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。
 - 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。
 - 21番（高橋利彦） いずれにしても、この入札問題というのは難しい問題でございますが、いかに安くやるか、そしていかにいい工事をしていただくか、これが担当者の責任だと思うわけです。そういう中で、この前も財政課長ですか、入札に関して市内業者の育成という観点から、今までも指名していたこともございますということで、かなり指名審査委員会から逸脱したようなこともしゃべっているわけですが、そうなりますと、これは課長、服務規程違反になるわけですね。実際そうでしょう。総務課長、そうではないですか。
- ですから、こういう課長らは法に触れることは絶対やらないでいただきたいと思います。これは議事録に残っていますから、幾ら課長が言わないといっても、これはしょうがないわけです。それから、ここにやはり市としてもそれから市長として、そういう方針があるという基にそういうような判断をした。判断というのは、これは許されないわけです。あくまでも法律は法律ですので、その辺はびちとやっていただきたいと思います。
- そういう中で、今後の方針ですが、課長はかなり指名競争入札ですか、その辺に固執して

いますけれど、なぜ早くやれないのか。あなた方はよく、何をやっても県に準じ。給料だってそうです。県に準じてこうだ、ボーナスもこうだ、退職金もこうだって。だから、県に準じてすぐにやればいいのではないか。その辺どうですか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 速やかに着手せよということでございますけれども、確におっしゃるとおり、いつまで検討してもらちが明かないということもございますんで、先ほど電子契約については平成22年度を目途ということで、今まで申し上げてまいりましたけれども、できるならばそれを1年前倒しをしたい。その前の段階で、郵便入札なり、そういうものを入れたい。ですから、これが19年度の途中でできるかどうか分かりませんが、できれば19年度の途中からある程度そういうものも入れていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、いかに安くできる入札制度、このために、皆さん方は高級官僚ですから頑張ってください。熟慮3年、実行1年では困る。もう熟慮関係なく、すぐ実行していただきたいと思います。

それから、あとは中央病院問題でございますが、先ほど病院の方から答弁ありましたが、ここへきてこの数年でぐんと利益が減っておりますよね。300億円の背中で、今年の見込みだって約2億4,000万円ですか、1%を切ってしまうわけです。来年になったら、極端に言えば、恐らくこれはゼロになってしまうのではないかと思います。今までの流れから追いますと。

そういう中で、市長も……。これは市長が一番重要な立場にいるわけです。市長は開設者です。管理者は院長です。そんな中で、今までこの中央病院は黒字できたから、誰も文句言わなかった。しかし、赤字になったら、これは市民感情が噴き出すのではないかと私は思います。それというのは、今ここ二・三か月の統計調査で、中央病院の患者、市内の患者は4分の1しかいないです。通院患者も3分の1を切っているんです。そういう中で、もし赤字になって一般財源から補てんするとなったら、市民にすれば、なぜよその市町の患者のために市の貴重な財源を使うのかという意向が、これは一気に噴き出すと思うんです。そのためにはどうするのか、市長、もしお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 全くそのとおりだと思います。私自身も正直言って、中央病院、これだけ……。いわゆる県内はおろか茨城の方まで、何といいましょうか、中央病院のお蔭をこうむっている皆さん方がたくさんいるわけなんです。そういった大勢の皆さん方に中央病院の持てる力を十分発揮して、努力をしていただいて、医療の面で力添えをしながら、何かあったら旭市だけで背負うというのは、私も非常に不公平というのが率直な意見でありまして、そんな意味では、県に行っても、これだけ県のために貢献をしているんだから、今度の病院の整備でも何でも力をかしてくれ、もっといろいろな意味で県の援助をしてくれというお願いをさせてもらっています。

ただ、同時に、かといっても、今の段階はこういった形ですから、正直言って、病院のことは高橋議員もそんなに私と変わらないだろうと私は思うんですけども、あまりよく分かりません。よく分からないところへ我々が口を出して、かえって病院側がやりづらくなってしまっては困るというのが率直な考えでして、そんな意味では、できればそういった病院のことに明るい皆さん方の力をかりながら、中央病院がより一層その持てる機能を発揮できるように。

私は旭市長の立場ですから、できればこれだけの病院の恩恵に市が十分あずかせてもらえる、そのような形にぜひ持っていつてもらいたいなと。それには中央病院がいい先生方をたくさん招いていただいて、ひとつ大いに病院の質を高めてもらう、あるいは大勢の看護師さんを養成をしていただいて、その看護師の皆さん方ができればこの地域に住まいをしてもらい、そういったきちんとした恩恵にあずかることができれば、中央病院のお蔭で市がより一層発展をするだろう、そのような期待をしているわけであります。そんな意味で、議員方と一緒に中央病院の応援をしながら、この中央病院の力を大いに市の発展に役立たせていただきたいなと、そんなことを思っております。

同時に、できればもう少し何かがあった時に、市が単独で背負わなくても済むような方法というのも講じていきたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、市長から答弁ありましたが、結局今までは中央病院がこれだけ発展してきたのも、やはり旭市民ではなく、ほかから患者が来たからこれだけ発展した。裏腹な面があるわけです。裏腹な面があっても、黒字であったから誰も文句を言わない。赤字に

なったら、今度は市民感情として、これは許さないと思います。また、この議会だって、そうなった場合は、何だ応分の負担を各患者の数に応じてもらうのは当然だろうと、そういう論法も出てきますけれど、それはまた許されないことなんですよね。

そういう中では、やはりよく企業30年と言いますけれど、また風船もある程度大きくなったらパンクしてしまうんです。ですから、これはやはり市長としては、その前に何らか手だてを講じる、これが役目ではないかと思うんです。

そういう中で、案外、市長は旭中央病院は蚊帳の外のような話をしていますけれど、蚊帳の外ではなく私の守備範囲だと、その辺十分念頭に置いた中で、旭中央病院に対しても、これは口出ししてもらって結構だと思うんです。

それから、次の医療連携についてお尋ねします。

この医療連携、いろいろ話、答弁を聞いても、別段旭中央病院にとってはメリットは無いわけですね。そしてまた、例えば医者を少ない病院に送っても、結局今度そこが患者が無い、それから病棟の問題を含めて、結局何の役目も果たさないわけですが、ただそこでお尋ねしたいのは、結局、病院長は最終的には医療合併ですか、こういうことをお考えのようですが、それはどういうふうに考えているのか、ひとつ院長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ただいまのご質問であります、また繰り返しますが、これは病院がどういうふうな形になるかというのは行政の考え方でありまして、私どもはその行政で出た会議の意見を尊重するという立場でございます。ということで、私がどう考えているというわけではございません。

○議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） 今、院長の方からの答弁に補足する形で、私の方からちょっとご答弁申し上げますけれども、先ほど出ておりましたように、旭中央病院の患者が旭市民は3割程度であるというような実態の中で、将来的に今回の医療連携の中では経営統合ということも見込んでおりまして、そういうような意味では、何というんですか、患者の来る地域とその経営を責任持つ地域と、現実よりは近づけられるだろうと、そういったことも一つのメリットだろうというふうに考えております。そういうことで、そういったことも念頭に置いているということでご理解いただきたいと思います。

それはいずれにしてもこれから3市1町で話し合っていって決めるということではござい

ますけれども、今出されている方向性の中では、そういったことが出されているということ
でございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この医療連携ですか、これは本当に中途半端なもの
でありまして、そういう中では、私はやはり中央病院が今ある程度の健全経営の中で主導権
を発揮した中で、それで医療統合ですか、これに持っていくのが私としては当然だと思うわ
けです。そういう中で、この院長の医療連携の確立に向けてというものを見させていただきます
と、院長もそういうお考えのようですね。ですから、そういう中で、院長がもし
そういうお考えがあれば、どういう腹づもりなのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ただいま申し上げましたとおり、現時点ではその会議は2月
1日、1回しかまだ出ておりませんので、その会議の中での議論を踏まえて、そして当院の
立場を決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 院長は院長として病院の立場、また市長は市長として市の立場で、こ
れは双方でじっくり話し合いした中で、この旭中央病院の経営に携わっていただきたいと思
うわけです。

最後になりますが、病棟建設の問題でございますが、先ほど老朽化対応それから環境の問
題、人材の問題とか、いろいろ並べられておりますが、しかしこれは経営があつてのことな
んです。誰もこれは理想は同じなんです。我々だって立派なうちに住みたい、それから立派
な車に乗りたい。そうはいっても、経済が伴わなくてはどうにもならないわけです。それ
がただこういう美辞麗句を並べて、建築した場合、果たしてどういうシミュレーションがで
きるのか、またなっているのか。まして、旭中央病院は旭市立病院なんですよ。あくまでも
この議会を通らなければ何もできないわけです。そういうことを念頭に置いた中で、どうい
うシミュレーションを描いているのか、ちょっと答弁いただきます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） シミュレーションといいますか、どういった計画かというお尋

ねでございますけれども、これにつきましては、実は今年度、基本計画がまだ作業中でありまして、完全に作業が終わっておりませんけれども、議会で議案も提出しておりますので、できれば明日、常任委員会に資料をご提出して、いろいろとご説明を申し上げたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） もう既に病院建設については実施設計に入っているでしょう。そんないいかげんなことは無いと思います。その辺、十分念頭に置いて……。

あす公営企業常任委員会がありますので、またその中でいろいろ詳しくは委員の皆さん方が意見を出してくれるでしょうけれど、やはり病院が独自に突っ走ってしまっても、これは困ると思います。やはり市、病院、両輪の歯車でうまくかみ合うように、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 全くご指摘のとおりかと存じます。

ただ、今お話にございました実施設計云々ということは全くございませんで、先ほど申し上げましたように、基本計画の策定中でございます。

それから、新年度予算に計上させていただくものは、これから基本設計を行うということでありまして、基本設計の後にさらに実施設計、その後に着工という段取りでございますので、あくまで現在トータルなプランを策定中ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、いろいろご心配いただいた経営、資金繰りも含めてのご心配かと存じますけれども、その辺につきましても、今までは病院事業というのは特別国から優遇されておりました、政府資金100%をつけてくれるというような形でできておりますけれども、ここにきて一部でございますけれども、例えばソフト開発費等は一部民間資金をつけるというふうな動きになってきておりました、今後は恐らく建物につきましても、必ずしも100%政府資金とは限らないという時代がおいおい来るとは思いますけれども、そういったことも含めて、なるべく安全サイドで、財政投融资資金の充当率も低目な場合も、ケースも設定をしてシミュレーションもしてございますので、その辺もご説明をしたいと存じます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、私はこれで最後にしますが、いずれにしましても基本設計とい

うことになりますと、皆さん方はすぐ実施設計それから建設ということを念頭に置いているんでしょうけれど、経営ありきです。そういう中での病院の建設計画ですか、それを念頭に置いた中で十分ご検討いただきたいと思います。

これで私は終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

神 子 功

○議長（嶋田茂樹） 続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（ 24 番 神子 功 登壇 ）

○ 24 番（神子 功） 24番、神子功でございます。

平成19年旭市議会第1回定例会におきまして、一般質問を行います。

きょうの質問の中で私が質問しようとすることについては、かなりダブっております。そういった意味で、質問を別の角度から変えることも含めて、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回私は、ごみ処理広域化の推進について、東総地域医療連携体制の構築について、この2点について質問をするものでございます。

まず、ごみ処理広域化の推進についてでございますが、滑川議員並びにただいま高橋議員の方からも話がありましたけれども、私がお伺いしたいのは、一つ、旭市としての考え方、二つ目が広域ごみ処理施設の建設を推進するに至った経過、今後のスケジュール、予算あるいは予算措置、そして現有施設の起債残高と償還完了期間、さらにこれまで議論がありますけれども、東総地域ごみ処理広域化推進協議会はどのような組織かということで質問をしようと考えておりました。既に判明しているものもございしますので、初めに1番として、旭市としての広域化のごみの件について市長にお伺いをいたします。

旭市の基本計画の中では、ごみ処理は広域化を進め、収集・処理体制を整備し、併せて処理能力の拡充や効率化を進めていく必要がある、このように記載されております。このごみ処理の現状を踏まえまして広域化を進めていこうというお考えですけれども、最大の理由につきましてはどういうことか、市長にお伺いをいたします。

なお、この件につきましては、いわゆるごみの減量化、リサイクルと、こういったことも広域的な部分でのっておりますけれども、そういったことも併せてお伺いできればと思っております。

二つ目につきましては、ただいま議論がありました建設については、これはあくまでも予定地ではなくて候補地であるということも含めて経過をいただきましたので、決定ではないということについて、確認の意味でご答弁をいただきたいと思います。

3点目ですが、広域ごみ処理の施設にかかわる今後の対応ということで、ただいま概略説明をいただきました。いわゆるこれから事業推進はどうかというスケジュールでございますが、環境的には3年の調査が必要、そしてまたその3年後に計画をして供用を迎えるという、そういう内容の答弁がありました。これらにつきましては、当然用地取得から始まりまして、施設の建設があるわけであります。全体の予算については概略話がありましたけれども、これらについてもう一度全体的な部分についてご説明をいただきたいし、さらにこの額的なものが、仮に建設をした場合には、交付金なりあるいは財源的な措置が必要だと思いますので、これについては旭市、銚子市、匝瑳市、これがどのような割合で推移をしていくのかどうか、この点ご答弁いただきたいと思います。

次に、現有施設の起債残高と償還完了期間についてであります。

現在旭市では、焼却炉施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場、資源ごみの、これは選別の処理施設というのがございます。現在、この現有している施設についての起債残高はどのくらいになっているか。さらに、これらの施設についてはいつ償還が終わるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

5番目ですが、これまでの議論はあくまでもいわゆる協議会という組織をもって検討してきたというふうに判断しております。したがって、決定ではないという形になると思いますが、これから以降については、恐らく東総地区広域市町村圏で議論がされると思いますが、この協議会に負担金補助及び交付金として旭市から支出をした額、あるいは全体的な金額につきましてトータル的にどのくらいあったのかどうか、参考までにお伺いをしたいと思います。

なお、この組織については本会議でもご質疑申し上げましたが、今年の3月をもって機能が無くなるということでございますけれども、それでよろしいのかどうか確認をしたいと思います。

次に、大きな2番目ですが、東総地域の医療体制の構築について。医療連携体制の構築でございます。

これにつきましては今も議論がありました。組織はどのようなものか、確認の意味でお示しをいただきたいと思います。また、これらを運営するに当たりましては、予算面ではど

のようなものが必要なのかどうか。３点目、今後どのような役割を担うことになるのかどうか、この点お伺いして、１回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の一般質問は途中ですが、３時５分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時４９分

再開 午後 ３時 ５分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、神子議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの高橋議員の答弁とも重なるところがございますので、ごく簡略にいきたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、広域化の問題ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、安全面ではいろいろなこれまでのデータの上から全く安全だろうという思いを持っておりました。そして、同時に今度都市計画道路もできるというような問題から、自動車の混雑の問題なんかも緩和ができるだろうというようなことから、それであればというような判断をさせてもらったものであります。

その一つには、地元の対策協議会が毎年開かれておりまして、そういった中でそういった衛生施設の説明もさせていただいてまいりましたし、いろいろな所の視察にも行っていただいておりますから、そういった中であそこでやるということにも反論が出ませんでしたものですから、理解をいただいているのかなと、そういったとらえ方をしておりました。であれば、あの地で余熱を利用して、いわゆるこういった高齢化時代に一番高齢者の皆さん方の健康づくりにはいいと言われる温水プールでも造って、そして高齢者の皆さん方は歩けるプールというような形で健康づくりにご利用がいただければ、そんなことも考えていたわけがあります。そうしたものを十分これから説明をさせていただきながら、地域の皆さん方のご理解がいただけるんならば進めさせていただきたい、そのように考えております。

広域化を進めるもう一つの要因でありますけれども、いわゆる塵芥処理施設を造る補助金

がございます。今度こういった形で地元の皆さん方の不満もあるよという話を伺ったものですから、それで県の方にもお尋ねをさせていただきました。今の形の中で、旭市だけの形での補助対象にはならないのか、あるいは経営を一つにして炉は2か所にするというような対策はとれないのか、そんな質問もさせてもらったんですけれども、県の方の考えとしては、あくまで3市で1か所、一つの塵芥、それでなければ補助対象にはならないというのが答えでありまして、であれば3市でしっかり相談しながら、この問題に対処していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） 私の方からは、東総地域の医療連携体制の構築につきまして、3点ほどご答弁申し上げます。

まず、組織でございますけれども、本年2月1日に東総地域医療連携協議会を設置しております。委員は19名となっております、関係する3市1町の市長、町長で4名、それから同じく3市1町の議会の代表者で4名、さらに3市1町で設置する病院の病院長さんで4名、さらに3市1町の医師会の推薦を受けた方ということで4名、加えまして千葉県から地域振興担当部長、健康福祉部理事、健康福祉部参事、3名ということで、全員で19名の組織になっております。

なお、2月1日に開かれた第1回の協議会におきまして、会長は旭市長、副会長は千葉県健康福祉部の亀井理事が互選により選任されております。

なお、事務局は旭市で担当しております。

また、協議会の下に下部組織といたしまして、総務部会、病院部会、財務部会という三つの部会を設けておりまして、今後この部会の中で具体的な課題について検討を進めていくというようになっております。

次に、2点目の予算面の問題でございますけれども、県の方で平成18年度から20年度までの3か年度事業といたしまして、医療機関相互の連携機能分担等を推進するために行うネットワーク化とか医療体制の見直しについて、県の方でモデル事業ということで新規事業を立ち上げております。その事業にのっとって、委託という形で本協議会が委託を受けることで、受託金額100万円でこの協議会の運営をしていくということで考えております。

それから、今後の協議会の役割でございますけれども、東総地域の医療連携体制の構築に向けて具体的な検討を行っていく組織でございますので、連携体制における個別機能の検討

という意味で、先ほど吉田病院長の方からありましたけれども、4病院の機能分担をどのようにしていったらいいかというような、そういった検討、さらには地域の民間病院または診療所等の連携のシステム、病病連携、病診連携といった、そういうシステムの構築についての検討、さらには医師等医療スタッフの確保対策の検討等を具体的に行いまして、一方では、先ほどの高橋議員の質問でご答弁申し上げましたけれども、経営統合ということも念頭に置きまして、そのために設置主体はどうするのか、またそれぞれの費用負担というか、出資負担等についてどうするのかという、そういったことも検討してまいりたいということで考えております。また、最終的には将来的な部分という要素はあるわけですが、IHNということについての検討もこの中で行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、また重なりますけれども、スケジュールの関係ですが、一応環境アセスには3年、施設建設も3年と。これには、また環境アセスの着手については住民に十分な説明を行っていき、理解をいただいた上で進めていきたいということでございます。

それと、交付金の措置でございますけれども、これは環境アセス、施設建設についても3分の1が交付対象となります。

それと、各市の負担金の割合でございますけれども、その場合は銚子市が42.03、旭市が35.62、匝瑳市が22.35というような負担割合になろうかなと思います。

それと、次に現有施設の起債残高でございますけれども、クリーンセンターの起債残高は、平成18年度末で約9億5,931万円であります。内訳としましては、焼却施設整備に係る分が4件で約3億832万円、最終処分場整備に係る分が4件で約6億5,099万円となっております。償還完了年度については、焼却施設分が平成24年度、最終処分場分が平成30年度であります。

それと、負担金で今まで旭市が負担してきたということなんですけれども、合併前は1市3町だったんですけれども、これは予算ベースでお答えさせていただきますけれど、旭市だけ11年度から99万6,000円、12年度が1,425万円……

（「トータルでいいです」の声あり）

○環境課長（小長谷 博） トータルでいいですか。

トータルがちょっと出ていなかったんですけれども、とりあえず、では合併後でお答えさせていただきますけれど、合併後17、18年度では3,155万2,000円程度です。申し訳ございませ

ん。

それと、協議会の機能はどうかということでございますけれども、これも3月末で解散になりまして、今度東総広域事務組合の方の事務として引き継がれて進められていくということになっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、ごみ処理広域化の推進で、旭、市長のお考えということでございます。要は、このごみ処理広域化につきましても、あるいは単独で行うにしても、一番大事なのが人の安全ということが第一だというふうに思っております。そしてまた、そういった意味でも経費をどう安くできるかというの、そこに入ってくるというふうに思っております。滑川議員並びに高橋議員の質問の中でもそういう話が出ておりましたけれども、私は別の点からちょっと質問を変えてみたいと思います。

このごみ処理広域化については、スタートが広域行政のごみ処理ありきだったんですね。要は、現有施設の焼却炉を変更する場合には、それは考えないということでスタートしてきたけれども、途中ダイオキシンの問題が発生して、やむなくどうしようかということで議論をした結果、協議会を作ってみたらどうかとかということで今日に至っているという判断を私はしております。

実は、ここに幾つかの資料を——私がいただいた資料なんですけれども、平成11年3月発行の東総地区広域市町村圏事務組合で発行した東総地域広域行政検討会の報告書、同じく12月3月の報告書の概要と内容について一つ持っております。それから、もう一つは、これは加瀬市長が当時管理者でございましたけれども、東総地区の第3次広域市町村圏計画というのがございまして、これは「人と自然が調和し豊かさを実感できる」という「ふるさと東総」ということが平成13年3月に同組合から出ております。この内容を見ますと、こういうふうにした方が、特にごみの場合には人件費が安くなってみたり、あるいは処理施設が安くなったりということのはのっていますけれども、いずれも経過しております。したがって、これは計画であっても今計画でないのではないかなという判断ができる資料になってしまいました。それで、つい最近、東総地域ごみ処理広域化推進協議会、これまで議論しておりましたけれども、そこでは平成18年8月にごみ処理施設整備基本構想、ごみ処理広域化基本構想そして一般廃棄物ごみ処理基本計画というのが策定されております。これはあくまでも協

議会の資料というふうに私は判断しております。したがって、これは決定しているものでもないけれども、一応協議会の中で検討をしてまとめたものだ。さあ、これをどのように生かしたらいいのかどうかというのが、今、担当課長から話があったように、昨年9月に設置をされたいわゆる一部事務組合といいますか、この東広で今後議論がされていくものというふうに思っておりますけれども、まずその辺については市長、いかがですか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今、神子議員から示された18年にいわゆるごみの推進協議会が作成をしたその資料、これからの広域の塵芥処理場の建設に十二分に生かしていきたい、そのように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） そこで、先ほど来答弁がありましたけれども、この中にはいわゆるごみ処理施設の基本的な考え方、これがのっております。要は、1日210トン进行处理しようと、焼却しようというのがのっておりますし、リサイクルについては47にしようとかというもののっております。数値的なものはのっておりますけれども、いかんせん協議会としては規模的なものについて、要するに予算的なものについてはこれからだという判断もありますけれども、それはのっておりません。ここにはごみの減量化そして資源化ということもしております。しかし、広域的にやれるものとできないものというのを考えたときには、ごみの減量化というのは広域行政がやろうと思っても、周知徹底をしなければできないですね。要は、相手が市民の皆さんです。

ですから、そういったことを考えると、ここに書いてあるものというのは、よっぽど十分にとらまえて、そして構成の市が、ではどのようにごみを減量化していこうとか、あるいは焼却炉に持っていくためにはどう燃やすものを少なくしようとか、あるいはどのように資源化した方がいいのかどうかということが大事なんですけれども、この中には32年までのごみの量というのがのっています。見ますと、ずっと毎年毎年減少傾向にある。先ほど来210トンという数値については、24年を考えたときのものです。今これから議論していきますと、若干遅れるかも分かりません。そうなりますと、さらに数値が下がります。このことをどうするかということもありますし、さらに旭市の基本計画でもありますけれども、このごみの広域化と同時に、ごみ処理収集の体制についてもっております。要は、市民の皆さんに協力していただいて、ごみを少なくしようということも入っております。

さあそこで、片一方ではごみを減らしましょう、片一方では期間が延びるとごみの量が予定では減ってきます。となりますと、今の状況からすると、減っていくんではないかなと。やりようによっては、もっと減るのではないかなというふうに考えられます。

そこで市長にお伺いしたいんですが、現在旭市には、先ほど申し上げましたように、焼却炉からはじまって施設が四つあります。最終処分場はあと7.9年もつというふうになっておりますけれども、これらを延命するためには、市民の協力無くしてはなりません。ということで、今までは広域化のために議論をしてきましたけれども、では現在ある施設をどれだけ延命するかということは、旭市なり匝瑳市なり銚子市がそういったこともやりましょうよということについては検討したことはありますか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） これはまだ3首長がそろって検討したということはありませんけれども、3市ではそれぞれ検討させていただいて対応しております。できるだけ長く現在のものが使えるようにといいますよりも、もう匝瑳市なんかでは、現状のものを少しでも長引かせられるように工夫をしますと、もう本当に困っている立場まできておりますものですから、そんな意味では努力をさせてもらっています。

同時に、ごみの減量化の問題でありますけれども、先日、東総広域の議会が開かれたわけでありまして、そこで匝瑳市の大木議員から提案がありまして、コンポストのようなのを使って、特に生ごみは堆肥化を考えたらいいではないか、そのような意見も出ております。これからいろいろな意味で検討をさせていただきますけれども、ただ少しこのところ、皆さん方も新聞やテレビでご案内ではないかと思っておりますけれども、このごろどうも高速のサービスエリアの辺りへごみを積んでいって捨ててしまうという問題が多発をしているようです。どういう要因かという、各市や町でごみの減量化を狙って、いろいろな意味で分別化を厳しくしている。それでは手間がかかってしょうがないから、そういう形で捨ててしまう、不法投棄をしてしまうという形につながってきているようです。そういったものも含めて、市民の皆さん方にそういった形をとらないで、きちんにごみの減量化に協力態勢をとってもらえるように、いろいろな意味で少し検討をしてみたいと思っております。

そんなことで、減量化も図りながらいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○ 24番（神子 功） そうしますと、平成12年から始まります基本計画の中にそういうことがのっております。やはり数値的に追っていかねばならないというふうに思っております。やはり5年間漠然として、ただ減らそう、減らそうではいけないと思います。したがって、片一方ではごみの広域化についてはどうするんだという検討と、現状をどうするかということを考えて、どんどん減らしていく考えというのを両方持たないと、このままいつても、もしも……。先ほど議論もありましたけれども、今の予定候補地については反対が多いということも私はまとめたものを持っております。車の搬送がどうなるのかとか、1日900台ぐらい一般車も含めて来ると、あそこで本当にいいのかどうか、排ガスがきっと問題だろうとか、あるいはダイオキシンの問題もどうなのかというようないろいろなことが出ておりますし、そういったことを考えますと、やはりいずれにしても減らしていく努力というのはしなくてはけませんし、周知をするということが必要かと思えます。そういったことで、基本計画についてもそういった配慮をして進めていくということについては、市長、いかがですか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今の神子議員の質問といいますよりもご指摘、十分検討をさせていただいて、いい形で減量に結びつけられるように検討をしてまいりたい、そのように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○ 24番（神子 功） それでは、続いて（2）番目に入ります。

先ほど冒頭にお話しいたしましたように、今回の広域的な建設については、あくまでも今の場所については候補地だということについて、決定ではないということについて確認をしたかったんですけれども、それについてもう一度お願いします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 現在の遊正の地というのは、あくまで候補地であります。ですから、住民の皆さん方と十分話し合いをさせていただいて、ご理解をいただければ実施をさせていただきますけれども、ご理解がいただければ、別の用地ということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） 分かりました。ぜひそのようにお願いいたします。

3番目の今後の対応ということについて伺います。

スケジュールについては、若干アセスメントそれからこれからの建設ということで予定がありました。予算規模について、環境アセスは3分の1の交付金があるということでございましたけれども、負担金の割合というのは今後このままずっと推移していくものかどうか。途中で変更というのは無いでしょうか、確認します。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） これは24年度に建設する時のごみの量で算定しておりますので、若干は変わるかもしれませんが、そんなに変わるものではないと思います。あくまで24年度の建設に向けての試算でございます。負担割合でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） この負担金というのは、要は均等割とそれから人口割とそれから量という、そういったことで本会議でも確認をしておりますけれども、そうすると人口が増えれば当然変わるという、そういった要素を持っているということによろしいですね。あるいは能力についてもそのとおりだという、そういったことによろしいのかどうか。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（小長谷 博） 失礼しました。均等割と人口割、処理量割で、議案質疑でお答えしたとおり、この数字が24年度で変わってくれば、また変わってくるということはあると思います。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） 先ほど市長にお話をいたしましたけれど、片一方で広域化を進めるけれども、現在ある現有施設の延命ということから考えた場合には、そちらも非常に大事かというふうに思う一人です。それで、説明会の中でも話が出ておりましたけれども、反対をするものではないと。要は、旭市がこの場所でやるとすれば、旭市のごみを焼却するとすれば、それは自分のものを燃やすんだからいいんだよと。ということは、削減できれば……。市長はご努力いただいて、いろいろお調べをいただきましたけれども、今後独自でやるようなことがもしも考えられた場合には、その方がいいわけですね。

本来ごみというのは、自分たちの自治体で出たものは自分の所で処理をするというのが大

原則だと思っております。したがって、集まるということについては、どこかに迷惑がかかってしまうと。それにはなるべく安全で安心でごみが焼却できるような場所を選ばないと、いろいろな問題が起きるということが裏にあるわけです。そういったことを考えたときに、ごみの減量化、広域化ということで、減らす努力になった場合が一つと、もう一つは、広域化の問題を進めておきますけれども、今24年度の計画でやっておりますけれども、ごみはどんどん減るという状況にありますけれども、減ったときにはどういうふうになるのかどうかということについてはお考えはありますか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 減量化は、当然これは国のガイドラインでも示されているとおり、これは減量化に向かってやらなければならないということでございます。

それと、単独でということですが、もし単独で……。旭市はまだ一番施設が新しいんですけれども、その時期が来て、施設を改築等をするということとなりますと、交付税対象にはなりませんので、単独事業ということになりますので、その辺はいろいろな議論が必要になるかなと考えております。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今後の対応ということについては終わりますけれども。

では、そこで先ほど申し上げましたけれども、現有の施設ということで、先ほど起債残高並びに償還の完了の期間ということでご説明をいただきました。ごみの焼却施設並びに最終処分場が起債残高があり、支払い完了がそれぞれ24年と30年ということになっております。仮にごみ処理施設が広域化で建てられた場合に、この状況の中で、さらに起債をしていく中で、償還していく中で、また起債を起こすということになりますけれども、その辺について、財政課長、もしも所見がありましたらお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 先ほど環境課長の方からお答えいたしましたとおり、今残っている起債は全部で8本でございます。それで、そのうち平成24年度までに7本が終わってしまうということです。ですから、一番早く広域処理場ができて、その時点ではもう7本は終わっているということでございます。

それから、残り1本の分でございますが、これは最終処分場の分でございます。最終

処分場というのは、新しい施設ができたからといって、すぐに取り壊すという性質のものでなくて、一定期間は維持なり管理なりをするものでございますから、繰上償還とかそれから新しい起債のさわりになるということは無いというふうに思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 現有施設ということで、これは事務組合の管轄になると思うんですけども、今現在どのように各構成市で現有施設が起債を抱えているかどうか、そしてまた単独ではできないということですけども、仮に単独で、これをもしも交付金をいただかないでやった場合にはどのくらいになるかという試算というのはしたことはありますか。旭市も含めて、その辺担当課の方であるいは財政の方で、この現有の施設についてもしも耐用年数が来たときに、建てかえるといった時にはどのくらいかかるかどうかということについては試算してありますか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） 単独での試算はまだしていないとは……。申し訳ございませんけれども、私ははっきり把握してございません。

○議長（嶋田茂樹） 市長。

○市長（伊藤忠良） それと、神子議員に少しお願いをしたいと思うんですけども、このごみの広域化というのは、もう平成10年に広域化でやろうではないかということを決めて、11年に協議会を立ち上げて今日まで来ているわけでして、そういった中で、旭市の炉が新しいからというような形で、我々単独でいくよという形というものは、正直、今の段階では少しとれないものですから、どんな形でいくにしても、3市でしっかりと相談をしながらいきたい、そのように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 重々分かっております。市民の方に話をする時に、安全性の問題と、実はこの補助金はおらないけれども、やった場合にはこのくらいかかるんですということについては、やはり後で検証して、シミュレーションをして、このくらいかかるんだからということについてはある程度やっておいた方がいいのではないかなと思ったものですから申し上げたまでであって、だから云々ということではございません。あくまでも検証をして、そして数値の上でどうなのかということの確認をしておいた方がやはりよろしいのではないか

という思いで話をしたものですから、参考にいただければと思います。

それでは、5番目につきましたは分かりました。

一つ、これからのこと、2番目にも関係しますけれども、私もずっと調べてみました。平成11年から99万円から始まりまして、旭市ではだいたい150万円前後でした。平成17年の3月議会に増えました。要するに、3か月予算としてかなり増えました。これは内容的には、私が調べたところによりますと、要は平成11年からは1人だった。要するに、職員の給与ですね、それから若干の調査。平成17年3月以降につきましたは、人数が3人になるということで増えたんです。ですから、この協議会自体は1名の方々がご努力してやってきた。しかし、成果については、こういう調査資料をいただいたこともありますけれども、計画してもなかなかそれにマッチングしていかないというのが事実です。この辺をやはり十分ご理解いただいて、今後十分役立てていただいて、人を配置すれば、ぜひその方が有意義に仕事ができるようにしていただきたいということで、この辺は結構です。

大きな2番目、東総地域の医療連携体制の構築でございます。

これについてはもうお話をいただきましたが、組織について分かりました。

予算面ではこの委託を受けるということで、今後とも100万円で行くのかどうか、この辺はいかがですか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 現在、県の方では18年度から20年度まで3か年の予算措置をするということで話を聞いておりますので、その範囲で協議会を運営していきたいと思っております。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、続いて3番目に移ります。

今後どのような役割を担うかということでございますけれども、3年でいろいろ役割分担をしながらやっていくんですが、今の現状、先ほども議論がありましたけれど、旭中央病院は黒字が出ていると。銚子市、匝瑳市はかなり厳しいというような状況の中で、話し合った状況というのは、これは恐らく協議会ですから、前段のごみの関係の協議会と同じように、決定権は無いと思うんです。ですから、決まったことについてはどう反映していくかということになるべくスピーディーにやらないと、今の状態がもっと悪くなって、取り返しがつかないようなことがあったらまずいというふうに思います。したがって、話し合った経過について、恐らく合意形成をするということで判断しておりますけれども、その点について、そ

の役割も含めて、ある程度方向付けができたものについては、どう生かしていくかということについては検討されておりますでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 今後、協議会でいろいろなことを検討していくわけですが、それぞれ協議会の中で合意が得られた事項については、それぞれの団体で持ち帰って、またそこでそれぞれの団体側の意思として再確認した上ですべてを進めていくということで考えていますけれど、そういう趣旨でよろしいですか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） この医療連携につきましては、将来的にはいろいろ考えがあると思いますが、例えば今、中央病院でやっていて、かなりいいものについては、やはり波及効果ということはすぐしてもいいのかなと思いますけれども、専門的なことで私は分かりませんが、そういったことというのは今後発生するようなことというのはありますでしょうか。

要は、例えば薬を安く買えますよといったときに、薬を提供すれば、薬代だけで少し持ち返しができるなということがあったときに、連携として、これは各自治体でもって入札とかがあってあるでしょうけれども、そういった何か、現在経営も含めてお手伝いできるようなことが発生した場合には、連携というのは保てるのかどうか、その点ご意見があれば伺いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 現在もある程度のいろいろな連携を進めているわけですが、単に連携という中では、例えば薬の共同購入とかということで、なかなか効果を出すのは難しい状況でございます。

ただ、この協議会で今後検討していく経営統合ということになれば、一つの経営体ですので、今の旭中央病院並みにほかの病院も安く薬を仕入れられるというようなメリットは当然出てくると思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の一般質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は19日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時44分

平成19年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成19年3月19日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（25名）

1 番 伊 藤 保
3 番 平 野 忠 作
5 番 林 七 巳
7 番 景 山 岩三郎
9 番 嶋 田 哲 純

2 番 島 田 和 雄
4 番 伊 藤 房 代
6 番 向 後 悦 世
8 番 滑 川 公 英
10 番 柴 田 徹 也

1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 3 番 鈴 木 正 道
 2 6 番 林 一 哉

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 4 番 神 子 功

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 今 井 和 夫
 秘書広報課長 野 口 徳 和
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 林 久 男
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課幹 加 瀬 恭 史
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 多 田 清 司
 監 査 委 員 平 野 哲 也
 事 務 局 長

助 役 重 田 雅 行
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏
 環 境 課 長 小長谷 博
 健康管理課長 浪 川 敏 夫
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 海上支所長 木 内 孫兵衛
 干潟支所長 木 内 國 利
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 在 田 豊
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 農 業 委 員 会 小 田 雄 治
 事 務 局 長

飯岡莊支配人 野 口 國 男 病院經理課長 鐫 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一 事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開議 午前 10 時 14 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は25名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

○議長（嶋田茂樹） 議案第1号から議案第37号及び議案第36号、議案第37号の35議案と陳情第1号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

○公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第14号、平成18年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第15号、平成18年度旭市国民宿

舎事業会計補正予算の議決について、議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、専決処分の承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月8日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第7号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、配水管布設の拡張工事費について、内容と事業費はどのくらいかとの質疑では、主な内容は、ループ化や給水未普及地域解消の配水管布設工事であり、内訳として、江ヶ崎地先936万円、足川地先648万円、鎌数地先864万円、岩井地先624万円、三川地先672万円である。また、四つの施設を一体化するための排水区域変更に伴う配水管布設工事として、2,895万2,000円を計上したとの答弁がありました。

次に、2点目として、水道加入率を高めることが重要であると思うが、新規加入者に対する補助等の検討はなされているのかとの質疑では、新規加入者に対する補助については検討していないが、現在、本管から宅内へ管を取り出して未使用の件数が1,000件程度あり、まずはこの1,000件について、使用してもらえよう推進しなければならないと考えている。また、加入者の場所にもよるが、停滞水の解消やループ化等に非常に効果的な場所であれば、地域の方々と協議して管を延長していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、建設改良費の看護師宿舎新築工事や看護学校改修工事、再整備事業基本設計についての予算配分はどうなっているのか。また、再整備事業に向けて設備投資を控えて、ある程度の自主財源を確保していく上で、看護師宿舎を新築するよりも近隣の民間住宅等を借り上げる方法もあると思うが、検討はなされたのかとの質疑では、看護師宿舎新築工事については、4階建て32室を予定しており、設計監理料等を含めて2億6,103万円を積算し、看護学校改修工事費については、現在の定員40名を、平成20年度から60名にして、2クラス化するための改修工事等で、4,754万9,250円を積算した。

また、再整備事業基本設計料については、工事費本体を200億円程度と考えており、逆算して設計監理料を6億1,760万円と見込み、そこから基本設計料として9,975万円を積算した。

また、看護師宿舎の新築については、看護師の離職率が増加している中で、宿舎の老朽化と設備不備のために自らが賃貸住宅等と契約をしており、通勤の利便性の欠如や防犯上の問

題があり、看護師確保の観点から新しい時代に即した施設を作り、看護師募集に積極的に活用していきたいとの答弁がありました。

なお、再整備事業計画については、現在、調整中であるとのことから、担当課より計画概要の素案について説明を受けましたことを申し添えておきます。

次に、２点目として、年間の不納欠損額はどのくらいか、また、不納欠損になる基準は何年かとの質疑では、平成19年度予算で3,183万5,000円を計上している。

また、不納欠損の基準については、昨年11月の時効に対する最高裁の判決により、５年から３年に変わっているが、相手方が債務を確認している間は時効にはならないので、不納欠損にはしないとの答弁がありました。

最後に、３点目として、医業費用の給与費について、平成18年の損益計算書では約124億円、予算が約130億円で、かなり上げ幅があるが、この理由は何かとの質疑では、増額の理由については、法定福利費の負担率が上がり、１億8,700万円ほど事業者負担が多くなったことが主な理由であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか、質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、７議案とも全員異議なく原案のとおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年３月19日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

○議長（嶋田茂樹） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議において、当委員会に付託されました議案第１号、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第５号、平成19年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第６号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第28号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、市道路線の認定についての７議案についての審査経過並びに結果を

申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号中の所管事項の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、食肉等流通体制整備事業について、鎌数工業団地の中に設置されることとであるが、環境面での検討はされたのか。また、何名くらいの養鶏業者が対象で、1日どのくらいの計画をしているのかとの質疑では、施設の中身については、卵を洗浄し、パック詰めにして出荷するもので、朝産んだ卵を夕方には店頭に並べられるような体制を作り、食肉センターと併せて産業振興ができればと考えており、においや騒音については一切出ないと確認をしている。また、農事組合法人北総養鶏組合が事業を実施するもので、現在、114万羽から出る卵の月の生産量が1,453トンであり、稼働率を85%と見て、また羽数が伸びる可能性も含めて、若干大きめの施設を予定しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、農業近代化資金の無利息ということであるが、何名まで可能かとの質疑では、本年4月から、認定農業者に限って、農業近代化資金や農林漁業金融資金の中のスーパーL資金の融資を受けた場合に、4月から3か年の計画に限り無利子化の措置をするものであり、特に人数の制限はないと理解をしているとの答弁がありました。

次に、3点目として、あさひ健康パーク整備事業について、当初予算と比べて増加している理由と完成までにかかる費用は幾らかとの質疑では、当初は3億円を予定していたが、完成までに約5億円かかる予定である。増えた理由については、当初、旧旭福祉センターと勤労青少年ホームを利用することを考えていたが、予想以上に老朽化が進んでおり、その取り壊しと跡地分を含めたために費用が増加した。

また、あさひ福祉センターのトレーニングルームが50平方メートルと非常に狭いということと、別に設置してほしいという要望から、管理棟を1階から2階建てにしてロケーションのよい2階部分に設置することで、利用者の年齢層の拡大と旭福祉センターとの相乗効果でさらに健康増進に役立つものと考え、約115平方メートルのトレーニングルームを設置するための費用が増えたものであるとの答弁がありました。

次に、4点目として、交通安全施設維持補修事業について、子どもたちの通学道路の街路灯や安全対策の防犯灯の設置は、それぞれ担当課が違うわけであるが、子どもたちの安全、防犯という立場から、一つまとめた考え方が必要と思うが、検討されているのか。また、

街路灯については、何基設置する予定なのかとの質疑では、街路灯と防犯灯の関係については、設置目的が違うということで連携がとれるか分からないが、関係課で情報交換できるような形で検討したい。

また、街路灯については、道路のカーブや交差点に対して、運転側の立場で設置しており、180ワットのナトリウム灯4基を設置する予定であるとの答弁がありました。

最後に、5点目として、住宅・建築物耐震化促進事業とは何かとの質疑では、平成19年度からの新規事業で、昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震診断をする方への補助であり、市内では約1万2,000戸が対象となり、1戸当たり4万円を上限に、20戸を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第10号中の所管事項の主な質疑について申し上げます。

家畜伝染病予防事業補助金について、鳥や豚の病気が多いことからこの対策をしたと思うが、どのような検討をしたのか。また、鳥のインフルエンザのマニフェストは考えているのかとの質疑では、畜産業の一番の問題が防疫関係であり、注射をしたから治るという部分は分からないが、蔓延をさせない努力が必要で、防疫体制に万全を期したい。また、鳥のインフルエンザが当市で発生した場合の想定はしており、出動体制や連絡体制は整えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか、質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

平成19年3月19日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（嶋田茂樹） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決

について、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成18年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について、議案第20号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、専決処分の承認についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号中の所管事項の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、障害児者のための地域づくり支援モデル事業とはどんな事業なのかとの質疑では、この事業は、県で行うモデル事業を市が実施するという事で、県内では3か所を予定している。また、事業の内容については、相談事業の充実強化をするということで、地域施設とのネットワークづくりなどを行う事業であるとの答弁がありました。

次に、2点目として、海上中学校建設事業の解体に関して、アスベスト等の心配はあるのかとの質疑では、一昨年、すべての学校を対象に、設計図や現地調査を実施しており、今回解体する部分においては、全くアスベストは使用されていない状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第2号の質疑について申し上げます。

共同事業拠出金について、対前年度に比べて8億2,300万円ほど増えているが、その理由は何かとの質疑では、昨年の10月から制度化された新規事業で、1か月当たり30万円を超え、80万円までの高額医療費が対象となるもので、各市町村より実施主体となる国保連合会に財源を共同でプールし、実際に発生した医療費に応じて交付するための拠出金であり、平成19年度から新たに計上したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑2点について申し上げます。

1 点目として、地域支援事業の配食サービス事業は、現在、何件くらい利用されているのかとの質疑では、配食サービス事業は、月曜から金曜日まで実施をしているが、1 日、多い日で59名、少ない日で45から46名であるとの答弁がありました。

次に、2 点目として、住宅改修費助成事業について、どのくらいの補助があるのかとの質疑では、市の単独事業で、介護認定前の方が居宅のバリアフリー化や手すり等の改修工事に對し、その経費の2 分の1 の18万円を限度に補助をするものであるとの答弁がありました。

次に、議案第10号中の所管事項の主な質疑2 点について申し上げます。

1 点目として、学校給食費の賄材料費について、1 食当たりの材料費は幾らかとの質疑では、小学校、中学校で違うが、小学校は1 食228円、中学校は252円であるとの答弁がありました。

次に、2 点目として、保育所運営費負担金が児童の増加ということで増えているが、どのくらい増えたのかとの質疑では、当初の見込みより127人、延べ1,521人が増えたものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか、質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、15議案とも全員異議なく原案どおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年3月19日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、平野浩議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 平野 浩 登壇）

○総務常任委員長（平野 浩） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、旭市監査委員事務局設置条例の制定について、議案第17号、旭市副市長定数条例の制定について、議案第18号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第19号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての10議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号中の所管事項の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、歳入について、税源移譲等により基本的には同じだということであるが、最終的に収入として徴収できなければ減るということになるので、今後の市税の滞納処分をどのようにやっていくのかとの質疑では、対策としては、本年の4月から県と市町村が共同で設立する千葉県滞納整理推進機構という組織を発足し、県の職員が市町村の徴税の職員と共同で滞納整理を行うというもので、この組織を活用して積極的な強制公売を行えるようにしたいと考えており、滞納者に対してのアナウンス効果とともに、公売実績を上げることで徴収率を低下させないための大きな要因になると期待しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、歳入の市税について、11億円ほど増えているが、税源移譲以外の増加分としてはどのくらいかとの質疑では、個人市民税については、定率減税が平成19年より全廃になることから、その影響額として1億2,100万円ほど見込んでおり、法人市民税については、業績を回復した企業があることから、1億2,000万円ほど見込んでいる。また、固定資産税については、新增築が減失を上回ることによって4,800万円ほど見込んでいるとの答弁がありました。

次に、3点目として、県総合補助金の元気な市町村づくり総合補助金の一般分と合併分の内容は何かとの質疑では、地域の特色に応じて自主的、創造的に実施される単独事業に対して補助をするもので、今年度から取り組むものである。

内容としては、一般分については、中央児童遊園のS L改修事業と、自動体外式除細動器、A E Dを市役所、支所、保健センター、市民館、公民館、飯岡荘、消防署と14基を設置する予定であり、1基当たり55万円である。

また、合併分については、交通安全施設の整備とパンフレットの作成をする予定であるとの答弁がありました。

次に、4点目として、市バス運営事業について、前年度より燃料費や運転業務委託料が減って通行料が増えているが、矛盾はしないのか。また、運行規程に子どもたちが動物園に行く時などの利用規制があるのかとの質疑では、前年度の燃料費については、合併前の旧1市3町分の実績で見込んでおり、本年度においては、18年度の実績に基づいて減らしたものである。委託料については、海上地区のバスについて、運転業務を委託しているが、その委託が減ったためである。通行料については、現在、足りない状況なので、18年度の実績に基づいてふやしたものである。

また、運行規程では特に記載されていないが、子ども会の方については、すべて許可をしているが、あくまでも市の行事、もしくは研修等で使用する場合に運行をしている。

今後の市バス運行については、行革の中で、3台のバスを徐々に廃止していき、助成制度に切り替えていく予定であるとの答弁がありました。

最後に、5点目として、消防費の災害対策費について、防災倉庫の設置場所と、倉庫へ備蓄するものは何人分くらいか。また、県の備蓄倉庫との競合する部分についてはどうかとの質疑では、設置する場所については、各3支所を考えているが、現在検討中である。

また、備蓄するものについては、アルファ米60箱で約3,000食分と、パンの缶詰が80箱、飲料水1.5リットルを2,400本で約1,200人分である。

また、県の備蓄倉庫については、当市の分だけではなく、銚子から光、野栄分までを備蓄しており、災害が起こった時の必要最小限度ということで、3日間程度のものが備蓄されているとの答弁がありました。

次に、議案第21号についての主な質疑について申し上げます。

旭市特別職報酬等審議会の答申に基づいて、給料額を引き下げることであるが、答申の内容はどのようなものかとの質疑では、答申の内容は、今回の給料月額改定については、慎重な審議の結果、諮問どおりとすることで決定した。なお、審議の過程で委員より建議された、特別職及び教育長の通勤にかかわる経費については、公共交通機関等を利用し、その運賃等を負担する時には、一般職の例により支給するよう申し添えるとのことであったとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか、質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年 3月19日、総務常任委員会委員長、平野浩。

- 議長（嶋田茂樹） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

- 議長（嶋田茂樹） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

日下議員の発言を許可いたします。

- 13番（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長に質疑をしたいと思います。

先ほど、全員協議会の席で、配布資料をいただきました。その中において、医師宿舎、看護師宿舎等について、空室数がかなりあるように感じておりますが、それでなお、この今年度予算の中で、看護師宿舎の新築工事が入ってくるわけでございますけれども、それらにつきましては、どのような形の中で審査をされたのかを1点。

それと、再整備事業基本計画ですか、そういった中に、その看護師宿舎の新築工事が含まれているのか、それは別なものなのか。その辺を含めてできればお願いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 日下議員の質疑に対し、答弁を求めます。

公営企業常任委員会委員長、高橋利彦議員。

- 公営企業常任委員長（高橋利彦） ただいまの日下議員の質問でございます。まず、看護師宿舎の空き部屋の関係ですか。空き部屋がだいぶあるという中での建設ですね。これは、今、看護師がだいぶ不足しておりまして、やはり環境を整えなければ看護師不足も解消できないじゃないかと、そういう意向の中でこれは決定したわけでございます。

それからあとは、基本設計ですね、この中に看護師の宿舎の……。再整備計画の中には入っております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 日下議員。

- 13番（日下昭治） じゃあ、若干、そういう委員長の報告をいただいた中で、再整備計画

の中に入っているということになりますと、ここで基本設計が本年度の予算において審議をされると、議決を受けると。その中で、再整備計画も含めてやることだから、そういうことであろうかと思います。しかし、そういうことに基づきますと、先日、若干傍聴も、まあ冒頭だけですけれども、させていただいた中において、302億幾らの再整備計画ですよね。その中に入っているということは、もう既にそれがスタートされたという理解になるのかなと思います。その辺は委員長よりもできれば提案者……では駄目ですね。そうですか。委員長、その辺を、申し訳ございませんけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） それでは、日下議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高橋委員長。

○公営企業常任委員長（高橋利彦） その内容については、詳しい質疑はございませんでした。
以上です。

○議長（嶋田茂樹） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第33号及び議案第36号、議案第37号の35議案について採決いたします。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成18年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成18年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立

を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市監査委員事務局設置条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市副市長定数条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第36号は承認することに決しました。

議案第37号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第37号は承認することに決しました。

日程第3 常任委員長陳情報告

- 議長（嶋田茂樹） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより、公営企業常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

- 公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において、当委員会に付託されました陳情第1号、安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情についての1件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月8日、付託議案の審査終了後、参考意見を聴取するために担当課の出席をいただき、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情の趣旨は理解すべきところであるが、看護師の配置基準を見直した場合に大幅な人員増となり、経営に及ぼす影響も含めて取り組む必要があるとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年3月19日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

- 議長（嶋田茂樹） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第４ 質疑、討論、採決

○議長（嶋田茂樹） 日程第４、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 討論なしと認めます。

これより陳情第１号の１件について採決いたします。

陳情第１号、安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情について、公営企業常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、陳情第１号は不採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前１１時１０分

再開 午前１１時３０分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議案上程

- 議長（嶋田茂樹） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第38号、工事請負契約の締結について、議案第39号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての2議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

- 議会運営委員長（神子 功） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の変更について協議をいたしましたので、その内容について、私の方よりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提出のありました議案第38号及び議案第39号の2件であります。本日追加されました議案第38号及び議案第39号の追加議案2議案の議事日程につきましては、お手元に配布してありますとおりで、この後、追加日程第1、議案第38号及び議案第39号を上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3の議案の補足説明については、議案第38号が財政課長、議案第39号が総務課長を予定しております。また、議案の審査につきましては、委員会付託を省略して、直接審議でお願いしたいと思います。

次に、追加日程第4の質疑、討論、採決でございますが、議案第38号から順次質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

以上で協議した結果についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第38号、議案第39号の2議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案上程。

議案第38号、議案第39号の2議案を一括上程いたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について

議案第39号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第2 提案理由の説明

○議長（嶋田茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案2件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立干潟小学校校舎大規模改造工事について、指名競争入札を執行したところ、落札者がありませんでした。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約による仮契約を締結いたしましたので、この契約について、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、重田雅行氏の助役退任に伴い、新たな副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、鈴木正美氏が最適任であると考え、ここに提案するものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 議案の補足説明

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第38号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） 議案第38号について、補足説明をいたします。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてでありまして、請負金額が1億5,000万円以上のため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでありまして、旭市立干潟小学校校舎大規模改造工事であります。

工事の内容は、耐震2次診断の結果、東側校舎は耐震補強を必要とする判定結果であり、耐震補強を、また東側校舎、西側校舎ともに併せて大規模改造を実施するもので、屋根の防水、外壁、内壁、サッシュ、アスベスト撤去工事であります。

契約の方法は随意契約で、契約金額は2億2,890万円です。契約の相手方は、千葉県旭市二の1,469番地、株式会社伊藤工務店です。工事の期限は、平成20年2月29日です。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成19年2月22日に、旭市建設工事等指名業者選定審査会を開催し、建設工事指名業者選定基準規程により、市内業者4社、市外業者9社の計13社を指名し、3月9日に入札を執行しました。

入札の結果、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約となり、入札で最低金額を提示した株式会社伊藤工務店と随意契約交渉を行いました。

その結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、3月12日に仮契約を締結いたしました。

以上で議案第38号の補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第39号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

- 総務課長（増田雅男） 議案第39号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

重田助役の退任により、新たに副市長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

副市長に選任したい方は、山武市津辺454番地5にお住まいの鈴木正美氏で、昭和28年1月24日生まれの方でございます。

鈴木氏は、昭和50年4月に千葉県職員として奉職、以来32年間にわたり、千葉県職員として勤務されております。この間、企画部地域政策課主幹、総務部情報政策課主幹、総合企画部政策調整室主幹、総務部情報政策課長を歴任され、県政全般にわたり豊富な知識と経験を有しておりまして、旭市副市長として適任の方でございます。

なお、地方自治法に規定される兼職兼業の禁止、並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第38号、議案第39号の2議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号の2議案は、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案第38号、議案第39号の2議案を順次議題といたします。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑はありますか。

神子議員、発言を許可いたします。

○24番（神子 功） 24番、神子功です。

議案第38号、工事請負契約の締結につきましてご質疑申し上げます。

ただいま担当課長よりお話をいただきました。名称につきましては、旭市立干潟小学校校

舎大規模改造工事についてでございますが、ご説明によりますと、市内の業者が4社、そしてまた市外が9社、合わせて13社の指名をしたということでございますが、この市内、外の業者の名前につきましてお伺いし、さらに、落札ができなかったということでございますが、1回目の落札についてはどのような入札が行われたのかどうか。また、予定価格はどうかであったかどうかお示しをいただき、さらに、この改造工事につきましては、ただいま防水工事等ということでございましたが、設備関係の電気、機械等につきましてはどうなっているのかどうか。この辺、併せてお伺いいたします。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

まず、業者名でございますけれども、市内が阿部建設、宮前建設、高安建設、伊藤工務店。それから、市外でございますけれども、古谷建設、鶴沢建設匠瑳支店、畔蒜工務店、岡田土建、吉岡建設、大勝建設、鈴久建設、田杭建設、テクトの9社でございます。

それから、入札の経過でございますが、1回目の最低の金額は、これは税抜きの予定価格と比較する金額で申し上げますが、2億3,400万円でございます。これは伊藤工務店でございます。それから、2回目の最低がやはり伊藤工務店でございます、2億2,800万円でございます。落札ができませんでしたので、随意契約交渉をいたしまして、その金額は2億8,000万円でございます。

それで、予定価格でございますけれども、落札金額に5%の消費税分を加えますと2億2,890万円になりますが、予定価格は2億2,894万2,000円でございます。

それから、設備関係、電気関係についてのお尋ねございましたけれども、今回は分離発注でございます、それぞれ別に入札、同日に別に入札をいたしまして、決定を見ております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

議案第38号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第39号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第39号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第39号は同意することに決しました。

ここで、鈴木正美さんよりごあいさつの申し出がございますので、これを許可いたします。

鈴木正美さん、ご登壇願います。

（鈴木正美 登壇）

- （鈴木正美） 鈴木正美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、嶋田議長の方から発言の許可をいただきまして、皆様にごあいさつができますことを感謝申し上げます。

本日、議員の皆様のご理解を賜りまして、私の副市長選任につきまして同意をいただきまして、大変ありがとうございました。

同意をいただきましたことによりまして、4月1日から旭市の副市長に選任されることとなると思いますが、4月から旭市の総合計画がスタートすると、そういう時期でございますので、その時期に副市長の職責ということで、大変身の引き締まる思いであります。重田助役の後になりますけれども、伊藤市長のもとで、もとより微力ではございますが、精いっぱい頑張って、市の発展、市民の皆さんの幸福につながるような仕事をしたいと思っております。誠心誠意努めさせていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（嶋田茂樹） ありがとうございました。

続いて、重田助役よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

重田助役、ご登壇願います。

（助役 重田雅行 登壇）

○助役（重田雅行） 議長の発言許可をいただきましたので、一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

平成17年9月22日から1年半ということで、短い期間でございましたけれども、皆様方には本当に大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様、そして伊藤市長をはじめ職員の皆様、そしていろいろな機会に触れさせていただいた市民の皆様、本当に温かく迎えていただきました。本当に感謝いたしております。それに対しまして私の方としましては、何か皆さんから期待された仕事の半分もできなかったんではないかということで心苦しく思っているところでございます。

旭市は、気候、風土、そして自然環境、それから保健、医療、福祉、さらには産業面、そして教育、文化、伝統的な面、そして住んでおられる人々、あらゆる面で非常に高いポテンシャルを持っておられます。どうか1日も早くそういった高いポテンシャルを有効に花開かせて、日本一住みよいまちづくり、1日も早く達成できますようご祈念申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

お世話になりました。（拍手）

○議長（嶋田茂樹） ありがとうございました。

日程第5 事務報告

○議長（嶋田茂樹） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） それでは篤志寄付を受納しましたので、ご報告いたします。

1つ、バイオリン2丁、10万円相当を、旭市立干潟保育所の備品として、旭市二の5088番地2、佐藤茂様、旭市二の2472番地1、田原賢二様の方々より平成18年12月25日受納いたしました。

1つ、防犯灯25基、67万5,000円相当を、市内各地の防犯用として、成田市花崎町822番地1、東京電力株式会社成田支社様より平成19年2月8日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 事務報告は終わりました。

日程第6 閉 会

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時52分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 嶋 田 茂 樹

議 員 日 下 昭 治

議 員 平 野 浩